

入 札 説 明 書

中部地方環境事務所の令和２年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 令和２年１１月１３日

２．契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所 総務課長 岩田 浩幸
愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２

３．工事概要

- (１) 工 事 名 令和２年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事
- (２) 工事場所 三重県志摩市阿児町鵜方８７５－２４横山ビジターセンター
- (３) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (４) 工 期 契約締結日の翌日から令和３年３月２９日（月）まで
- (５) 工事の実施形態

- １) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
- ２) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。
 - ①当初より電子入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て従来の紙入札方式に代えるものとする。紙による入札の承諾に関しては、別記様式４を令和２年１１月２４日（火）までに６．へ提出するものとする。
 - ②電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は原則として認めないものとする。ただし、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものとする。
- ３) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- ４) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
- ５) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる工事である。

４．競争参加資格

- (１) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 開札時まで環境省における平成31・32年度又は令和01・02年度一般競争参加資格者で展示・内装仕上工事A等級又はB等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 中部地方環境事務所管内(愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・長野県)に建設業法に基づく内装仕上、塗装工事及び建具工事の許可を受けた本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成17年度以降に元請けとして完成した工事で、次の要件を満たす工事の施工実績を有することとし、建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、環境省発注の工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものは除く。

同種工事：自然公園(国立公園・国定公園・都道府県立自然公園)内における自然情報の展示・情報提供を行う建築物(インフォメーションセンター、ビジターセンター等をいう)、鳥獣保護区内ビジターセンター、野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等又は世界遺産センターの展示工事

類似工事：博物館や科学館等の展示・情報提供を行う建築物の展示工事

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
- 1) 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者であること。
 - 2) 平成17年度以降に元請けとして完成した工事で、上記(5)の同種又は類似工事の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - 3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任(監理)技術者は前記2)の施工経験を有するか、または前記2)の施工経験に代えて下記の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。平成17年度以降に、環境省発注の展示・内装仕上工事主任(監理)技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。また、当該施工経験の環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - 4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 5) 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成13年1月6日付環境会第9号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面にお

いて関連がある建設業者でないこと。

上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・株式会社プレック研究所

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1）又は2）に該当する者である。

1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

2）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（10）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（11）以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 総合評価に関する事項

（1）評価項目

1）企業の技術力等

A. 企業の施工能力

(a)同種工事・類似工事の施工実績

(b)工事成績

(c)表彰等

(d)地域精通度（地理的条件）

(e)地域貢献度（災害時等における活動実績）

(f)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

B. 配置予定技術者の施工能力

- (a) 同種工事・類似工事の施工経験と立場
- (b) 工事成績
- (c) 表彰等
- (d) 継続教育（CPD 及び CPDS）の取組状況

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点 100 点を与える。

2) 加算点

① 上記(1)の評価項目について、下記 3) の表で定めるところにより加算点を与える。

② 配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で評価する。なお、専任補助者は 4. (6) 1) 及び 2) 並びに 4) 及び 5) を有する者であること。

3) 施工能力評価型の評価項目及び配点

(ア) 企業の技術力評価（加算点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	同種工事・類似工事の施工実績	平成 17 年度以降に元請として完成した同種工事・類似工事の施工実績	同種工事の施工実績 : 4 点 類似工事の施工実績 : 2 点 施工実績が無し : 0 点
	工事成績	国及び地方公共団体における平成 27 年度～令和元年度の工事種別で展示・内装仕上工事の成績評定点の平均点（少数第 1 位四捨五入） 評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（以下：CORINS という。）に企業として登録された工事を対象とする。 JV 時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が 20% 以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	80 点以上 : 8 点 75 点以上 80 点未満 : 4 点 70 点以上 75 点未満 : 2 点 65 点以上 70 点未満 又は成績なし : 0 点 【成績評定点の平均点は小数点第 1 位を四捨五入し整数止めとする】 ※ 申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事ごとに申請する。ただし、申請した工事が CORINS の登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず 0 点とする。

	表彰等	平成 27 年度～令和元年度（表彰年度）の表彰の有無 J V の場合は、構成員のうち出資比率が 20% 以上の 1 社が有していれば評価する。 J V で表彰を受けた場合は、出資比率が 20% 以上の構成員の単体は、評価として認める。 ただし、表彰を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	表彰有り : 2 点 表彰無し : 0 点 【国、都道府県、市町村の表彰とし感謝状は含まない】
	地域精通度（地理的条件）	中部地方環境事務所管内における、建設業許可に係る本店・支店・営業所の所在の有無	本店・支店・営業所が中部地方事務所管内（愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・長野県）に有り : 1 点 中部地方環境事務所管内（愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・長野県）に無し : 0 点
	地域貢献度（災害時等における活動実績）	平成 30 年度～令和元年度の災害時等の活動の有無 [評価対象の例] ・災害時対応協定(他省庁等も含む)に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績 ・国立公園における自然保護活動	伊勢志摩国立公園内の地域において、活動実績有り : 1 点 伊勢志摩国立公園内の地域において、活動実績無し : 0 点 ※上記に関し、複数の活動実績の申請があっても 1 つのみ評価する。

	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況	区分 1 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	プラチナえるぼし ※ 1 : 5 点 3 段階目 ※ 2 : 4 点 2 段階目 ※ 2 : 3 点 1 段階目 ※ 2 : 2 点 行動計画 ※ 3 : 1 点 認定無し : 0 点 ※ 1 女性活躍推進法（令和 2 年 6 月 1 日施行）第12条に基づく認定 ※ 2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※ 3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
		区分 2 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業）	プラチナくるみん : 3 点 くるみん認定（新基準）※ 4 : 2 点 くるみん認定（旧基準）※ 5 : 1 点 認定無し : 0 点 ※ 4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年 4 月 1 日施行）により認定） ※ 5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 3 項の経過措置により認定）
		区分 3 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	認定あり : 3 点 認定無し : 0 点
配置予定技術者の施工能力 （複数の候補技術者の実績が提出された場合	同種工事・類似工事の施工経験と立場	平成 17 年度以降に元請として完成した施工経験 工事経験と立場の提出は 1 件とする。	同種工事において、監理（主任）技術者として従事：6 点 同種工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、類似工事において、監理（主任）技術者として従事：4 点 類似工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事：2 点

は能力評価の最低の者を評価する。ただし、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。)		上記、施工経験の工事における立場	主任（監理）技術者又は現場代理人 ： 2 点 担当技術者 ： 0 点 ※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。
	工事成績	環境省における平成 28 年度～令和元年度の工事種別で展示・内装仕上工事の工事成績評定点 評価の対象とする工事は、CORINSに従事技術者として登録された工事を対象とする。 JV 時の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が 20%以上の場合に限り工事成績を評価の対象とする。	80 点以上 ： 8 点 75 点以上 80 点未満 ： 4 点 70 点以上 75 点未満 ： 2 点 65 点以上 70 点未満 又は成績なし ： 0 点 ※申請された工事の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事毎に申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず 0 点とする。
	表彰等	平成 28 年度～令和元年度（表彰年度）の技術者（工事）表彰の有無 または平成 28 年度～令和元年度（表彰年度）の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無	表彰有り ： 3 点 表彰無し ： 0 点 【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝状は含まない】
	継続教育（CPD 及び CPDS）の取組状況	令和元年度の継続教育における取得した合計の単位を評価する 各協会等が発行する学習履歴証明書の写真を添付すること	令和元年度に20単位以上の取得有り ： 1 点 令和元年度に20単位未満 ： 0 点
企業の技術力及び 予定管理技術者の能力の 評価 (加算点)		40 点満点	

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定通知書等の確認

評価の対象とする認定等を証する下記書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出する。ただし、提案書提出時点において認定期間中であること。

なお、複数の認定通知書等を企業が取得の場合は、5(2)3)(ア)企業の技術力評価(加算点)において下記の①～④で最も配点の高い認定通知書等の写しを提出する。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書
- ④ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書(内閣府男女共同参画局長の押印があるもの)の写しを添付すること。

- ⑤ 経常又は特定建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれかの認定を記載するもの。

5) 評価値

価格及び上記3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)及び3)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値(以下「評価値」という。))をもって行う。

【参 考】 評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

(3) ヒアリングの実施

配置予定技術者へのヒアリングは実施しない。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

- 2) 1) において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

6. 担当部局

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

中部地方環境事務所総務課会計係

TEL052-955-2130 FAX052-951-8889

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該認定を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和2年11月13日（金）から令和2年11月24日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで。

- ② 提出場所：上記6に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料は、電子調達システムで提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、次の受付期間及び受付場所に電子メール*（REO-CHUBU@env.go.jp）での送付、郵送（書留郵便等、記録が残るものに限る）もしくは持参するものとする。電子メールで提出した場合には、中部地方環境事務所に提出した旨を連絡すること。また、郵送による提出とする場合は上記期間内に必着とすること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の同種工事又は類似工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種工事又は類似工事の経験と立場については、平成17年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。ただし、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の同種工事の経験に代えて4.(6)3)の施工経験で競争参加資格申請を行う場合の施工経験は平成17年度以降、かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。なお、「同種の工事の施工実績等」（別記様式2-1）に記載する工事、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3-1-1）及び「専任補助者の資格・工事経験」（別記様式3-1-2）の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

1) 施工実績

4. (5) に掲げる資格があることを判断できる同種工事又は類似工事の施工実績を別記様式 2-1 に記載すること。なお、5. (2) 3) (ア) 企業の技術力評価の同種工事又は類似工事の施工実績が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種工事又は類似工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

2) 配置予定の技術者

4. (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3-1-1 に記載すること。

なお、専任補助者（現場代理人との兼務は認める）を配置することで主任（監理）技術者の評価に代えて専任補助者の同種工事又は類似工事の施工経験と立場の評価を受ける場合で、主任（監理）技術者の同種工事または類似工事の経験に代えて 4. (6) 3) の施工経験で競争参加資格申請を行う場合は、別記様式 3-1-1 の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。

専任補助者を配置する場合は、別紙様式 3-1-2 も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、主任（監理）技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任補助者については 1 名の申請とする。

同一の技術者（専任補助者を含む）を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5. (2) 3) (ア) の配置予定技術者の施工能力の工事成績の評価において、主任（監理）技術者の評価を受ける場合には、「主任（監理）技術者における工事種別で展示・内装仕上工事の工事成績」（別記様式 3-2-1）を提出すること。

また、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の評価に替えて専任補助者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任補助者における工事種別で展示・内装仕上工事の工事成績」（別記様式 3-2-2）を提出すること。

なお、いずれの場合も CORINS に従事技術者として登録された工事を対象（JV 時及び単体時の工事成績も含む）として該当する工事一件について記載する。

工事の成績が無い場合は提出の必要はない。また、申請した工事が CORINS の登録の工事種別と異なる場合には 5. (2) 3) (ア) 企業の技術力評価の対象としない。

複数の主任（監理）技術者候補の実績が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価（同種工事又は類似工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育）の最低のものを評価する。

ただし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の能力で評価する。5. (2) 3) (ア) 企業の技術力評価の評価について複数の専任補助者の実績が提出された場合は、専任補助者としての配置は認めない。

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定点から 5 点を限度に減点することがある。

3) 契約書の写し

1) の同種工事又は類似工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工

事又は類似工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4) 社会保険等への加入状況確認

4. (12)について確認するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年11月27日（金）までに電子調達システムで通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。

(5) その他

1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ。

6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Office Word（Word2010形式以下のもの）
- ・Microsoft Office Excel（Excel2010形式以下のもの）
- ・Just System 一太郎（一太郎2008形式以下のもの）
- ・PDFファイル

② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめて添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は3MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が3MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和2年11月24日（火）17時までに郵送等（書留郵便に限る。）又は持参、後述の電子メールで送付すること。

7) 電子メールにより申請書及び資料を提出する場合は、ファイル形式等は電子調達システムに準じ、提出するファイル容量は3MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が3MB以上となる場合は資料を分割し、令和2年11月24日（火）17時までに（REO-CHUBU@env.go.jp）まで送信すること。なお、提出した後に、中部地方環境事務所に提出した旨を連絡すること。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1) 提出期限： 令和2年12月4日（金）17時

2) 提出場所： 6. に同じ。

3) 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和2年12月11日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問（見積りに関する質問も含む）

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

1) 提出期間： 令和2年12月2日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から17時まで。

2) 提出場所： 6. に同じ。

3) 提出方法： 電子メール(REO-CHUBU@env.go.jp)での送付、持参、郵送又はFAXにより2)の場所に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和2年12月4日(金)17時までに、競争参加資格があると確認を受けた者全員に対しFAX又は電子メールにより行う。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時：令和2年12月15日(火) 11時

(2) 場 所：〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所 第一会議室

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子調達の場合は、当該通知書の持参は不要。

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証（取扱官庁中部地方環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、

低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札の場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書は発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。なお、電子調達システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。

参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

記載内容に不備がある場合は、入札を原則無効とする。

(3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。

(4) 入札参加者は押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

	(5)	日付に誤りがある場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。紙による入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時にいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、5.(4)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

18. 契約書作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払い条件

前金払は次のとおりとする。

(1) 前金払 有り

(2) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

20. 火災保険付保の要否 要

21. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

22. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服ある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

23. 再苦情申立て

8.(2)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は22.(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351（代表）

(2) 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

（持参の場合は12時から13時までの間を除く。）

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6.に同じ。

※政府調達に関する協定の対象となる工事については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

24. 関連情報を入手するための照会窓口 6.に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊入札心得及び別冊契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7(3)2)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889(ナビダイヤル)
政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票
 - ・日時変更通知書
 - ・入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書
 - ・保留通知書
 - ・取止め通知書
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、4.(6)1)及び4)に定める要件と同一要件を（工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。また、専任補助者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。

また、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者は、その氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(12) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。

- ・ 申請書、資料の全部または一部が提出されていない場合
- ・ 申請書、資料と無関係な書類である場合
- ・ 他の工事の申請書、資料である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ 日付に誤りがある場合
- ・ その他未提出または不備がある場合

(13) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。

(14) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(15) その他不明な点についての照会先

上記 6. に同じ

競争参加資格確認申請書

令和 2 年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
中部地方環境事務所 総務課長 岩田 浩幸 殿

郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
住所	〇〇〇〇〇〇	
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇	
代表者氏名	〇〇 〇〇	印
担当者氏名	〇〇 〇〇	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
FAX	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
Eメールアドレス	〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇	

注) 電子調達方式による場合は、印は不要。

令和 2 年 1 1 月 1 3 日付けで公告のありました令和 2 年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令 1 6 5 号）第 7 0 条及び 7 1 条の規定及び入札説明書の 4. (4) (7) (8) (9) (10) (11) に該当する者でないこと並びに添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 一般競争参資格(指名競争)審査決定通知書の写し。
2. 入札説明書 5. (2) 3) アのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する認定通知書等の写し。
3. 入札説明書 7. (3) 1) に定める施工実績を記載した書面。（別記様式 2-1）
4. 入札説明書 7. (3) 2) に定める配置予定の技術者の資格・工事経験等を記載した書面。
(別記様式 3-1-1、※ 3-1-2)
5. 入札説明書 7. (3) 2) に定める配置予定の技術者の工事成績を記載した書面。
(※別記様式 3-2-1、※ 3-2-2)
6. 入札説明書 7. (3) 4) に定める社会保障等の加入状況を確認出来る通知書の写し

注 1. 申請書として別記様式 1 から別記様式 3 までを提出して下さい。

注 2. 発注者の承諾を得て、紙入札方式による参加希望者は、申請書と併せて、返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒）を提出して下さい。

(別記様式 2 - 1) 令和 2 年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事

工事競争参加資格確認資料 (用紙 A 4)
同種の工事の施工実績等

会社名 _____

競争参加資格		平成17年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。また、環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものは除く。 同種工事：自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）内における自然情報の展示・情報提供を行う建築物（インフォメーションセンター、ビジターセンター等をいう）、鳥獣保護区内ビジターセンター、野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等又は世界遺産センターの展示工事 類似工事：博物館や科学館等の展示・情報提供を行う建築物の展示工事
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇〇〇
	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先
	契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態	単体／共同企業体（出資比率〇〇%）
工事概要	構造形式	〇〇ビジターセンター
	規模・寸法	
	工事成績評定点	〇〇点 ※複数工事がある場合の平均点 〇〇点
CORINS登録の有無		有 （建設業許可番号+CORINS登録番号）000000000-0000-00000 ・ 無
表彰等		優秀表彰〇〇表彰・〇〇工事
地域貢献度		

- 注1. 必ず同種の工事が確認できる内容で記載のこと。
- 注2. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。CORINSの登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。CORINS登録無に○を付した場合は契約書の写し及び同種の工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料（契約書・仕様書・図面等）を添付すること。
- 注3. 当該実績が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注4. 当該実績が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注5. 当該実績が環境省発注以外の工事の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注6. 国及び都道府県市長村からの優良工事表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 平成17年4月1日以降に、工事が完成し引き渡しが進んでいるものに限り記載して下さい。
- 注8. 受注形態は、単体で受注した場合は、「単体」と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または形状の甲型の場合は出資比率（％）を、特定または形状の乙型の場合は分担施行金額の比率（％）も記載して下さい。
- 注9. 工事概要は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書（平面図、配置図、特記仕様書等）を添付して下さい。
- 注10. 複数件の工事成績がある場合は、それぞれ様式に記載して提出して下さい。

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名

配置予定技術者の従事 役 職 ・ 氏 名		(フリガナ) 〇〇技術者 〇〇 〇〇		
法令による資格・免許		〇級建築士（取得年月及び登録番号）注）写しを添付 監理技術者資格（取得年月及び登録番号）注）写し（表・裏）を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号 注）写しを添付		
資 格 要 件		入札説明書 4.（6）2）又は 3）のとおり		
		※主任（監理）技術者を入札説明書 4.（6） 2）又は 3）のいずれかで申請するかを右 欄の番号を○で囲んで下さい。	入札説明書 4.（6）	2）
				3）
工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇〇〇		
	施 工 場 所	（都道府県市町村名） 〇〇県〇〇市〇〇地先		
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇千円		
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日		
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体（出資比率〇〇％）		
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者		
	従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	工 事 内 容			
	工 事 成 績 評 点	〇〇点		
	CORINS登録の有無	有（建設業許可番号＋CORINS登録番号） 0000000000-0000-000000 ・ 無		
申 他 請 工 時 事 に お け る 状 況 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
	発 注 機 関	〇〇〇〇〇〇〇〇		
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日		
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者		
	工事と重複する 場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有（建設業許可番号＋CORINS登録番号） 0000000000-0000-000000 ・ 無		
優良建設技術者（工事）表 彰および優良工事表彰の 従事技術者		〔優秀表彰〇〇〇〇表彰・〇〇〇〇〇工事〕（〇〇〇〇事務所長・令和〇〇 年〇〇月〇〇日） 上記工事に監理技術者として従事 （建設業許可番号＋CORINS登録番号 0000000000-0000-000000）		
継続教育の取組状況		過去1ヶ年度における 2 0 単位以上の学習履歴 有・無		学習履歴証明書 有・無

注 1. CORINS 未登録工事の工事経験を記載する場合は、契約書の写し及び担当した役割と技術的
内容が分かる書類（施工計画書等、確認できるものの写し）を添付すること。
注 2. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が 6 5 点未満のものを除く。
注 3. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知

書の写しを添付すること。

- 注 4. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）を添付すること。
- 注 5. 継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。
- 注 6. 平成28年度から令和元年度に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者（工事）の表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注 7. 平成28年度から令和元年度に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCORINS登録番号を記入する。
- 注 8. 専任補助者を配置する場合で、入札説明書 4. (6)2) に示す同種工事の施工経験に代えて4. (6)3) の施工経験で競争参加資格確認申請を行う場合は、上表の工事の経験の概要欄に当該施工経験を記載すること。
- 注 9. 複数の配置予定技術者がいる場合、技術者毎に記載して下さい。（技術者 1 人につき様式 1 枚）
- 注 1 0. 資格者証・免許等により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付して下さい。
- 注 1 1. 平成17年4月1日以降に、工事が完成し引き渡しが進んでいるものだけに限り記載して下さい。
- 注 1 2. 工事内容は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書（平面図、配置図、特記仕様書等）を添付して下さい。

以上

専任補助者の資格・工事経験

会社名

配置予定技術者の従事 役 職 ・ 氏 名		(フリガナ) 専任補助者 ○○ ○○	
法令による資格・免許		○級建築士(取得年月及び登録番号)注) 写しを添付 監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注) 写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号 注) 写しを添付	
資 格 要 件		入札説明書 4. (6)3) のとおり	
工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	○○○○○○○○工事	
	発 注 機 関 名	○○○○○○○○	
	施 工 場 所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○地先	
	契 約 金 額	○○○, ○○○千円	
	工 期	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)	
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者	
	従 事 期 間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
	工 事 内 容		
	工 事 成 績 評 点	○○点	
CORINS登録の有無		有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無	
申 他 請 工 時 事 に お け る 状 況 等	工 事 名	○○○○○○○○工事	
	発 注 機 関	○○○○○○○○	
	工 期	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者	
	工事と重複する 場合の対応措置		
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無	
優良建設技術者(工事)表彰 および優良工事表彰の 従事技術者		[優秀表彰○○○○表彰・○○○○○○工事] (○○○○事務所長・令和○年 ○○月○○日 上記工事に○○技術者として従事 (建設業許可番号+CORINS登録番号 000000000-0000-00000))	
継続教育の取組状況		過去1ヶ年度における 2 0 単位以上の学習履歴 有・無	学習履歴証明書 有・無

注 1. 本資料は、専任補助者を配置しない場合には提出する必要はない。

注 2. C O R I N S 未登録工事の工事経験を記載する場合は、担当した役割と技術的内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。

注 3. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあつては、評定点合計が 6 5 点未満のものを除く。

注 4. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注 5. 監理技術者を配置する場合で、監理技術者の他に専任補助者を配置する場合は、専任補助者の監理技術者資格者証の写しを(表、裏とも)を添付すること。

注 6. 平成28年度から令和元年度に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者(工事)の表彰の受賞が

あれば記載し、表彰状の写しを添付する。

注 7．平成28年度から令和元年度に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCORINS登録番号を記入する。

注 8．継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。

以上

(別記様式3-2-1) 令和2年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事
工事競争参加資格確認資料 (用紙A4)

主任（監理）技術者における工事種別で展示・内装仕上工事の工事成績

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役 職 ・ 氏 名		(フリガナ) 〇〇技術者 〇〇 〇〇
対 象 工 事		環境省発注の工事において平成28年度から令和元年度に元請けの配置技術者として完成した工事種別が展示・内装仕上工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
1 ・ 工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇千円
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体（出資比率〇〇%）
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者
	従 事 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
	工 事 内 容	
	工 事 成 績 評 点	〇〇点
CORINS登録番号		(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000

注1．本資料は、工事成績がない場合又は専任補助者を配置する場合は提出する必要はない。
注2．必ず、CORINS登録と整合のこと。
注3．工事成績評定通知書の写しを添付すること。
注4．主任（監理）技術者の工事成績が複数ある場合は工事毎に提出してください。

専任補助者における工事種別で展示・内装仕上工事の工事成績

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役 職 ・ 氏 名		(フリガナ) 専任補助者 ○○ ○○
対 象 工 事		環境省発注の工事において平成28年度から令和元年度に元請けの配置技術者として完成した工事種別が展示・内装仕上工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
1 ・ 工 事 の 経 験 の 概 要	工 事 名 称	○○○○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○○○
	施 工 場 所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○地先
	契 約 金 額	○○○, ○○○千円
	工 期	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体（出資比率○○%）
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者
	従 事 期 間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
	工 事 内 容	
	工 事 成 績 評 点	○○点
C O R I N S 登 録 番		（建設業許可番号＋CORINS登録番号）000000000-0000-00000

注 1．本資料は、工事成績がない場合又は専任補助者を配置しない場合は提出する必要はない。

注 2．必ず、C O R I N S 登録と整合のこと。

注 3．工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(別記様式4)

令和2年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方環境事務所総務課長 岩田 浩幸 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、
紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：令和2年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) ・電子調達システムで参加する手続が完了していないため

入 札 心 得

(目 的)

第1条 環境省中部地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び入札説明書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、様式1により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に入札者名（所属、役職、氏名）、宛名（「支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 殿」）、及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札『令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇』の入札書在中」と記載し、入札者名欄への押印並びに封筒綴じ目への割り印を押さなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第2条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第5条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予令第85条の基準（内閣及び総理府所管契約事務取扱細則（昭和39年総理府訓令第2号）第25条）（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年1月6日環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第6条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することが

できる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。（契約保証金等）

（異議の申立）

第9条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

一 金 _____

ただし、令和〇〇年度〇〇

入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

また、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

㊞

(復) 代理人

㊞

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、

(復) 代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

支出負担行為担当官

中部地方環境事務所総務課長 殿

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名：令和〇〇年度〇〇

2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者役職・氏名 印

代理人住所
(受任者) 所属(機関)
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 委任事項：1. 令和〇〇年度〇〇 の
入札及び見積に関する一切の権限。
2. 1の事項に係る復代理人を選任及び解任すること。

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(機関)
氏 名 印

復代理人
(受任者) 所属(機関)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項：1. 令和〇〇年度〇〇 の
入札及び見積に関する一切の権限。

封筒の記入例

表

(入札件名を記入すること)	令和〇〇年度〇〇〇〇	令和〇〇年〇月〇日	中部地方環境事務所総務課長	支出負担行為担当官
	入札書	在	中	

裏

印	
住(株)	
所	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
	〇
印	

封緘に使用する印は、入札当日出席する代理人の印（代表者が出席する場合はその印）を使用する。



工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 令和2年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事
- 2 工 事 場 所 三重県志摩市阿児町鵜方 875-24 横山ビジターセンター
- 3 工 期 令和 年 月 日から
令和 3 年 3 月 29 日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 第4条による
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
支出負担行為担当官
中部地方環境事務所総務課長 岩田 浩幸 印

受 注 者
印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 削除

4 削除

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保

護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任の主任技術者

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及

び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、

品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるも

の発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じ

なければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者

の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残

存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 削除
- 4 削除
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているとき

は 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 38 条 全文削除

第 39 条 全文削除

第 40 条 全文削除

第 41 条 全文削除

第 42 条 全文削除

(第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 46 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

一 削除

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

四 第 10 条第 1 項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第 45 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 削除

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少した

とき。

- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けけるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとと

もに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の

責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該

請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 削除
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

- 第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 59 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による 建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 60 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 61 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱い設計図書に定めるものとする。

(補則)

第 62 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 令和2年度伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター展示改修工事

工 事 場 所 三重県志摩市阿児町鵜方 875-24 横山ビジターセンター

令和 2 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛
争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

支出負担行為担当官

中部地方環境事務所総務課長 岩田 浩幸 印

受 注 者

印

仲裁合意書について

（１）仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

（２）建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、３人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも１人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

(別紙)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当無し

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）
(注) ・運搬費を含む。

伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事

環境省中部地方環境事務所

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
1	特記仕様書01	—	27	什器図11 環境演出バナーグラフィック用吊り金物	1/20・1/50
2	特記仕様書02	—	28	グラフィックメディアプロット図	—
3	特記仕様書03	—	29	グラフィック図01	1/20
4	特記仕様書04	—	30	グラフィック図02	1/20
5	特記仕様書05	—	31	グラフィック図03	1/8・1/10・1/20
6	敷地案内図・仮設事務所位置図	—	32	グラフィック図04	1/10・1/40
7	展示構成リスト01	—	33	グラフィック図05	1/10
8	展示構成リスト02	—	34	グラフィック図06	1/10
9	展示構成リスト03	—	35	グラフィック図07	1/10
10	展示構成リスト04	—	36	グラフィック図08	1/4・1/20
11	展示構成リスト05	—	37	グラフィック図09	1/4
12	全体平面図	1/100	38	映像メディアプロット図	1/100
13	展開図01	1/50・1/60	39	映像コンテンツ図01-1	—
14	展開図02	1/60	40	映像コンテンツ図01-2	—
15	展開図03	1/50・1/60	41	映像コンテンツ図02-1	—
16	展開図04	1/30・1/60	42	映像コンテンツ図02-2	—
17	什器図01 天吊りバナー用下地金物	1/20・1/50	43	映像コンテンツ図03	—
18	什器図02 テーマ展示可動式展示什器	1/8・1/20	44	映像装置図01	—
19	什器図03 シアター平面詳細図	1/50	45	映像装置図02	—
20	什器図04 シアター展開図01	1/10・1/60	46	造形メディアプロット図	—
21	什器図05 シアター展開図02	1/10・1/60	47	造形図01	—
22	什器図06 ライブラリー壁面カウンター造作	1/20	48	造形図02	—
23	什器図07 映像コーナー壁面カウンター造作	1/20	49	撤去図	1/100
24	什器図08 受付カウンター造作	1/20	50	撤去図(参考図)	—
25	什器図09 物販スペース壁面カウンター造作	1/20	51	抗菌コーティング噴霧範囲図	1/100
26	什器図10 物販スペース什器	1/20			

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビクターセンター展示改修工事				
図面名称	図面目録01	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	—		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

特 記 仕 様 書 （ 展 示 編 ）			章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	
I 工事概要			1	一般共通事項	1. 1. 1 1 ○ 特許に関する注意	工事の施工上の必要から材料施工方法等の考案を行い、これに関する特許権を出願しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。	1. 7. 2 ○ 完成図	原設計の修正版及び施工図をもって完成図とする。工事完成後、引渡とともに下記を提出する。 ・ 完成図原図（・A 1版 ・A 2版 ・A 3版）（部） ○ 完成図2つ折（・A 2版 ・A 3版 ○A 4版）表装製本（2部） ・ 完成図2つ折（・A 2版 ・A 3版 ・A 4版）表装製本（部） ・ 完成図2つ折（・A 2版 ・A 3版 ・A 4版）表装製本（部） ・ 完成図（その他の形式）（部） ・ 主要材料指定業者一覧表（部） ・ 各種試験成績表（部） ・ 工場試験ならびに工場立会検査報告書（部） ・ その他監督職員が必要と認めたもの（）（部） ・ 同上（）（部） ・ 同上（）（部） ・ 同上（）（部）	2 仮設工事	2. 3. 1 ○ 監督員事務所	○ 設ける * 設けない (a) 監督員事務所の規模及び仕上げ ・ 監督員事務所の規模 ・ ㎡ (b) 監督職員事務室の備品等 監督職員事務室に工事期間中、設置するものは下記による。 () () () () () ()	
1. 工事名称 令和2年度伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事					○ 著作権等に関する注意	工事目的物に関する著作権、著作権隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。 工事目的物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。 上記以外は著作権法による。 発注者に引渡しを要するもの ・ 有（ ）○ 無 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ）○ 無 現場において再利用を図るもの ・ 有（ ）○ 無 現場において再生資源化を図るもの ・ 有（ ）○ 無		1. 7. 3 ○ 保全に関する資料		・ 建築物の保守に関する説明書（部） ○ 機器取り扱い説明書（1部） ・ 機器性能試験成績書（部） ・ 官公署届出書類の写し（部） ・ 主要な材料機器一覧表（部）	○ 受注者事務所等	工事の進捗上または構内建築物の使用上障害のない場合は、監督職員の承諾をうけて建築物の一部を受注者事務所として使用することができる。また常に現場内は整理整頓し災害防止に努め、建物所有者による建物管理に支障のないよう留意する。
2. 工事場所 三重県志摩市阿児町鵜方875-24					○ 発生材の処理等	受注者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、受注者が必要と考える各種保険（火災保険、賠償責任保険）に加入すること。ただし支給品に対する各種保険は含まない。		○ 工事写真		プリントサイズは指定があればそれに従い、監督員の承諾を得たものを提出する。 ○ 工事記録 写真・簡易アルバム ・ 発注者の指示）（1部） 工事着手前の状況写真建築などからの引渡状況 工事状況写真隠蔽部又は作業工程写真 工事報告書用写真工事進捗状況及び出来形報告書に添付する） ○ 竣工写真 写真データ（DVD-ROM）（1部）	○ 工事用水、工事用電力、仮囲等	工事用水 : 構内既存の施設 ○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない 工事用電力 : 構内既存の施設 ○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない ・ 仮囲い : 高さH＝ 構造 :
3. 面積 施設の延べ面積476.48㎡ 展示工事該当面積341.4㎡					○ 火災保険等	必要と思われる、工種別施工計画書、総合施工計画書並びに品質計画書は、監督職員との協議のうえ提出する。		○ 竣工写真 写真データ（DVD-ROM）（1部）		(a) マスターキーは監督職員との協議による (b) 鍵は引渡しに先立って錠前と照合し、監督職員の確認を得る。 (c) 鍵は名れをつけ一括して鍵箱に収納して引き渡す。鍵箱は鍵の個数に相応した既製品とする。	・ 工事用進入路、道路占有等	(a) 監督職員立会いの上、状況確認をする。 (b) 関係官公庁への諸手続きは、受注者がおこなう。 (c) 予測しえなかった工事用進入路の確保および復旧に要する費用は発注者の負担とする。
4. 階数 平屋建て					○ 施工計画書	工事現場内における工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、工事現場の労働者及び、その他出入り者の監督、風紀衛生の取締まり、並びに火災、盗難等の災害事故防止について道漏のないようにする。また常に現場内は整理整頓し、建物所有者による建物管理に支障のないよう留意する。		○ 1. 6. 7. 4 鍵				
5. 建物用途 展示施設					○ 1. 3. 7 施工中の安全確保及び環境保全	(a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。 揮発性有機化合物の放散による健康への影響を配慮する。 (c) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。		○ PL法対策		(a)一般事項 本工事のPL法対象となる製造物の全てについて、施設利用や運営管理の安全対策を十分検証し、対策の必要性及び使用条件等を監督員と協議し、双方で確認を行う。 (b) 制作・施工上の安全対策 設計、仕様どおりに制作・施工することが基本であり、求める機能・品質を確保する。調査、検査、試験を実施し、制作・施工の不備、危険性がないかを検証する。 警告表示と安全な使用方法の伝達 (c) 取扱説明書、警告表示は製品の一部である。危険使用、誤使用を防止するため、製造物と一体となった取扱説明と警告表示をする。 (d) 造作・工作物・什器類におけるコーナーの角および突起部への注意 什器類等の天板のコーナー及び突起物の角、ならびに袖壁等の突起部については施設利用者、運営者等の危険や怪我の防止のため、必ず3mm以上の面取り加工を行い制作すること。 天板面と天板と接する垂直面が構成する、出角についても必ず3mm以上の面取り加工を行うこと。 上記記載以外でも、施設利用者、運営者などに危険や不都合が生じと考えられ出角については同様の処置を講じること。		
章	項 目	特 記 事 項			○ 環境への配慮	(a) 工事に使用する材料は、原則として、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設は新品でなくともよい。また、特殊な仕上りとして設計図書に中古品が指定された場合はこの限りではないが、あらかじめ監督職員に確認を得る。 (b) 使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有する事の証明となる資料を (b) 屋内で使用する材料の選定に当たっては、F☆☆☆☆を原則とし、規制がない製品についても監督職員に提出する。ただし、JISまたはJASのマーク表示の材料を使用する場合およびその他の材料であらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出は省略することができる。 (c) 設計図書に定められた主要な材料または監督職員に指示された材料については材質、仕上り、色合い等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (d) 設計図書に定められた規格等が廃止または、改正された場合は1・1・8による。 (e) 本特記仕様書、標準仕様書に規定されていない特別な材料の仕様は、当該製品の製造者の指定仕様によるものとする。本工事に使用する材料等は、本特記仕様書において特記されたもの、又はこれと同等以上のものを使用する。		・ 工作物				
	○ 特記の適用	1 項目は・に○印のついたものを適用する。 2 特記事項は・に○印のついたものを適用する。 3 ・に○印のない場合は・印のついたものを適用する。			○ 1. 4. 2 材料の品質等	発注者より指示を受けた材料については、現場搬入時に監督職員に報告する。あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。		○ 1. 6. 7. 4 鍵				
1	一般共通事項	1. 1. 1 ○ 適用範囲			1. 4. 2 ○ 材料の搬入	発注者より指示を受けた材料については、現場搬入時監督職員の確認を受ける。		○ 1. 7. 2 完成図				
		1. 1. 5 ・ 提出書類の様式			1. 4. 3 ○ 材料の確認等	設計図書に定められた場合、または監督職員との協議により特定した工程に達した場合は監督職員の検査を受ける。その検査の結果、合格した工程と同じ材料、工法により施工した部分は以降、抽出検査とする。 合否判定基準 ○ 寸法 : 許容範囲 e mm e ≤ L / 3 0 0 (L ≥ 3 0 0) (L < 3 0 0) e = 1 (L は設計寸法) ○ 色彩 : サンプルによる目視確認とする ○ 仕様・性能 : 設計図書による要求性能に合致すること		○ 1. 7. 3 保全に関する資料				
		1. 1. 7 ○ 別契約の関連工事			・ 支給材料等	設計図書に定められた場合、または監督職員との協議により特定した施工箇所においては監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対しての立会いの請求を行うものとし立会いの日時については監督職員と協議による。		○ 1. 7. 3 保全に関する資料				
		1. 1. 8 ○ 疑 義 に対する協議			○ 1. 5. 4 1. 5. 5 施工の検査等	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まりまたは取合い等関係で設計図書による事が困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議し、打ち合わせ議事録を作成する。設計図書に標準的な部分を表示した場合、これ準ずる他の部分も標準的な部分に見做って施工するものとする。		○ 1. 7. 3 保全に関する資料				
		○ 軽微な変更			○ 1. 5. 7 施工の立会い等	現場の納まり、取合い等の関係で軽微な変更を要する場合は、すべて監督職員と協議し、打ち合わせ議事録を作成する		○ 1. 7. 3 保全に関する資料				

公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	特記仕様書01	縮尺	—
年月日	令和2年 9月	図面番号	001
会社名	株式会社 プレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

[illegible]

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	
19 内 装 工 事	19. 1. 1 適用範囲	1 節 一般事項 ・ 建物の床、壁及び天井を対象とする	19 内 装 工 事	19. 5. 1 適用範囲	5 節 70-リッパ張り ・ 70-リッパを用いて、床張りを行う工事 ただし体育館等の床は除く なお、縁甲板張りについては、表 12. 7. 1(床張りの工法)による	19 内 装 工 事	19. 7. 3 工 法	(a) 下地 (3) 軽量鉄骨下地は14章4節「軽量鉄骨下地」及び14章5節「軽量鉄骨壁下地」木造下地は12章8節「壁及び天井下地」による 上記以外の下地 (e) 6'-ド 類、合板等の張付け (3) 合板類の張付け (表 19. 7. 3) による ・ A 種 ・ B 種 (g) せっこうボードの目地工法等 (1) せっこう6'-ドの目地工法等の種類とエッジの種類 (表19. 7. 5) ・ 継目処理工法 (・ テーパーエッジ) ・ 突付け工法 (・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ) ・ 目造し工法 (・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ)	19 内 装 工 事	19. 8. 1 適用範囲	8 節 壁紙張り ・ 縁甲板、コンクリート面及び6'-ド 面に施す各種壁紙張り * (a) 壁紙はJIS A 6921(壁紙)の製品又は基準法に基づく防火材料の指定及び認定をうけたものでホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする ・ 品質 () ・ 防火性能 () * (b) 接着剤は酢酸ビニル樹脂系エマルション形等とJIS A 6922(壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤)を混合したものとし、接着剤のホルムアルデヒドはF☆☆☆☆とする	
	19. 2. 1 適用範囲	2 節 ビニル床シート、ビニル床材及びビニル床材張り ・ ビニル床シート、ビニル床材及びビニル床材を用いて、床仕上げを行う工事		19. 5. 2 材 料	* フローリングのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、接着剤等不使用 (単層フローリングに限る) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 (単層フローリングに限る) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用並びに非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用とする		19. 8. 2 材 料	(c) せっこう6'-ド面の素地ごしらえ ・ 表 18. 2. 7〔せっこう6'-ド 及びその他の6'-ド 面の素地ごしらえ〕による 種別 (・ A種 ・ B 種)		19. 8. 3 施 工	9 節 断熱・防露 ・ 鉄筋コンクリート造等の断熱材の打込み及び現場発泡工法	
	19. 2. 2 材 料	(a) ビニル床シート (ビニル系床材) ・ 参考メーカー・品名 (リノリウムシート マーモリウムウォルトン) ・ 色柄 () ・ 厚さ (2. 5mm) (b) ビニル床材 JIS A 5705 (ビニル系床材) ・ 参考メーカー・品名 () ・ 厚さ () (c) 特殊機能床材 (1) 帯電防止床材又は床材 ・ 種類 () ・ 性能 () ・ 厚さ () (2) 視覚障害者用床材 ・ 種類 () ・ 形状 () (3) 耐動荷重性床シート ・ 種類 () ・ 厚さ () (d) ビニル幅木 ・ 厚さ * 1. 5 (e) ビニル床材 ・ 種類 () ・ 厚さ () (f) 接着剤 * (1) ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤はJIS A 5536(床仕上げ材用接着剤)による接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする * (2) ゴム床タイル用接着剤はJIS A 5536による接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする		19. 5. 3 工 法一般	(a) 工法 ・ (1) 湿式工法 (縁甲板埋込み工法) ・ (2) 乾式工法 (・ () 釘留め工法 ・ () 接着工法)		19. 9. 1 適用範囲	(a) 材料 JIS A 9511 (発泡プラスチック保温材) (1) 断熱材 JIS A 9511 (発泡プラスチック保温材) ・ ビーズ法プラスチックフォーム保温材 ・ 種別 () ・ 厚さ () ・ 押出法プラスチックフォーム保温材 ・ 種別 () ・ 厚さ () ・ 硬質プラスチックフォーム保温材 ・ 種別 () ・ 厚さ () ・ 発泡剤の種類 (・ A種 ・)		19. 9. 2 断熱材打込み工法	* (2) 開口部補修のための張り付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (a) 断熱材はJIS A 9526(建築物断熱用吹き付け硬質ウレタンフォーム)に「難燃性を有するもの」 ・ 種類 (・ A種I) (b) 断熱材の吹付け厚さ ()	
	19. 2. 3 施 工	(a) 下地 19. 2. 3 (1) から (3) 以外の下地の工法 ・ () (b) ビニル床シート張り (3) 熱溶接工法 ・ 適用 ()		19. 5. 4 モルタル埋込工	(a) 材料 (1) フローリング「フローリングボード (根太張用) 及び複合フローリング (根太張用)」とする ・ 樹種 (・) (3) 複合70-リッパの種類 (表19. 5. 2 釘止め工法の複合フローリング) ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 * (5) 接着剤はJIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) による6'-ド樹脂系とし接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする		19. 9. 3 断熱材現場発泡工法	1 節 一般事項 ・ 現場で取り付けを行うユニット工事		20 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 の 工 事	2 節 ユニット工事等	
19 内 装 工 事	19. 3. 1 適用範囲	3 節 織じゅうたん敷き ・ 織じゅうたん、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、及びタイルカーペットを用いて、床仕上げを行う工事	19. 5. 6 接着工法	19. 5. 5 釘留め工法	(a) 材料 (1) フローリング「フローリングブロック」及び表19. 5. 2 (フローリングボード) 表19. 5. 4 (接着工法のフローリング) による ・ 樹種 (・) (3) ゼイイカーペット ・ 樹種 () ・ 厚さ () ・ 大きさ () (4) 70-リッパ 表面の緩衝材 ・ (・ 合成樹脂発泡シート) * (5) フローリングの接着剤はJIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) によるエポキシ樹脂系2液形、ウレタン樹脂系又は変性シリコン樹脂系とする。接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	20. 1. 1 適用範囲	20. 2. 2 フリーアクセスフロア	(a) 材料等 (製造所の仕様による) (1) 構成材 () 表面仕上げ材の性質 () 寸法 () 耐荷重性能 () 耐震性能 () (b) 材料等 (JIS A 6512 可動間仕切によるもの) (1) 構造形式による種類 (・ パネル式 ・ スタット(脚柱)式) 構造材の種類 (・ 鋼板) 遮音性 () 耐火・防火性能 (・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃) (3) パネルの表面仕上げ () (5) パネル内に取り付ける建具 (1) 寸法及び形状 () (b) 材料等 (1) パネルの操作方法による種類 (・ 手動方式 ・ 電動方式 ・ 複合方式) パネルの表面材の性質及仕様 () (c) 性能等 (1) パネル圧接装置の操作方法 (・ クラウド) (2) 遮音性能 () (3) ハンガーレール取り付け下地の補強 () (d) 工法 後施工アンカーの材料、寸法等 () 参考メーカー・品番 () (b) 材料 (1) パネル表面材 (・ メラミン樹脂系化粧合板 ・ ポリエステル系化粧合板) (2) 脚柱 (・ 幅木タイプ) (b) 取付け工法 (・ 接着工法) (a) 黒板 (JIS S 6007 黒板) により 種類 (・ 焼付け 色 ・ (・ 緑)) (a) 鏡のガラスはJIS R 3202(フロート板ガラス及び磨き板ガラス) 厚さ (・ 5) (a)衝突防止表示 ガラススクリーンに対する対人衝突防止表示 形状 () 寸法 () 材質 () (b)法令に基づく表示 非常用進入口等の表示 (・ 市販品) (c)室名札、ビクトグラフ、案内板				
19 内 装 工 事	19. 3. 3 材 料	(a) 織じゅうたん (1) 織じゅうたん JIS L 4404 (織じゅうたん) による (表 19. 3. 1) ・ 種別 (・ A 種 ・ B 種 ・ C 種) ・ 織り方 () ・ 6'-ドの形状 () (4) 帯電性 * JIS L 1023 (繊維製床敷物の性能に関する試験方法) による人体帯電電圧の値 3 kV 以下) ・ () (b) タフテッドカーペット JIS L 4405 (タフテッドカーペット) ・ バイル形状 () ・ バイル長さ () (c) ニードルパンチカーペット (1) ・ ニードルパンチカーペットの厚さ () (d) タイルカーペット JIS L 4406 (タイルカーペット) (1) タイルカーペットの種類及び6'-ドの形 ・ 参考メーカー・品名 (東リ コシロ 同等品以上) ・ 6'-ドの形状 (・ プ 6'-ド) (2) タイルカーペットの寸法、総厚さ ・ 寸法 (≒φ1400、全厚 6. 5mm) (e) 下敷き材 * JIS L 3204 (反毛カーペット) の第2種2号、呼び厚さ 8) ・ () (f) 取付け用付属品 (3) 見きり、押え金物の材質、種類及び形状 ・ 見きり () ・ 押え金物の材質 () ・ 種類 () ・ 形状 () * (g) カーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 5. 7 仕上げ	19. 6. 2 材 料	20. 2. 3 可動間仕切	20. 2. 4 移動間仕切	20. 2. 5 トイレブース	20. 2. 6 階段滑り止め	20. 2. 8 黒板及びホワイトボード	20. 2. 9 鏡	20. 2. 10 表示	(a) 材料 (1) 形式 (・ 縦形 ・ 横形) (2) 横形ブラインド (JIS A 4801 鋼製及びアルミニウム合金製ベネシャンブラインド) 種類 () 幅 () 高さ () スラットの幅 () スラット、ヘッドボックス及びボトムフレームの材質 () (3) 縦形ブラインド 幅 () 高さ () 開閉方式 () 操作方法 (・ 2本操作コード式) スラット 取付け部材 仕上げアルミフラット ・ 特殊樹脂加工のクロススラット ・ その他) (a) ロールスクリーンの操作方法 (・ 手動) 幅 (・ 1500) 高さ (・ 1500) 消防火で定める防火性能表示のあるものとし 材質 (・ ターポリン) 品質 () (d) その他の材料は (・ 製造所の仕様) (a) 形式、付属金物等 (1) カーテン (・ シングル ・ ダブル) 片引き) 引き分け) 開閉操作方式 (・ 2本操作コード式) (b) 材料 (1) 生地 種別 () 品質 () 特殊加工 (・ 有 ・ 無) (c) 工法 (1) カーテンの寸法 ・ ひだの種類 (表20. 2. 1) による (・ フランスひだ ・ 箱ひだ又はつまひだ ・ プレーンひだ) ・ 暗幕用カーテンの両端、上部及び引き合せの重なり (・ 30)
19 内 装 工 事	19. 3. 4 工 法	4 節 合成樹脂塗床 ・ 弾性6'-ド塗床材及び6'-ド樹脂塗床材を用いて、床仕上げを行う工事	19. 5. 6 接着工法	19. 7. 1 適用範囲	6 節 畳敷き (a) 畳の種類 (表 19. 6. 1) JIS A 5902 (畳) による区分 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (・ KT ・ KT ・ KT ・ KT-K ・ KT-N)	20. 2. 12 ブラインド	20. 2. 13 ロールスクリーン	20. 2. 14 カーテン及びカーテンレール	他各種雑工事	20. 2. 15 その他	20. 2. 16 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 1 適用範囲	1 節 弾性6'-ド塗床 * (1) 弾性ウレタン塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 17 その他	20. 2. 18 その他	20. 2. 19 その他	20. 2. 20 その他	20. 2. 21 その他	20. 2. 22 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 2 材 料	(a) 弾性6'-ド塗床 * (1) 弾性ウレタン塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 23 その他	20. 2. 24 その他	20. 2. 25 その他	20. 2. 26 その他	20. 2. 27 その他	20. 2. 28 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 3 工 法	(b) 6'-ド樹脂塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 29 その他	20. 2. 30 その他	20. 2. 31 その他	20. 2. 32 その他	20. 2. 33 その他	20. 2. 34 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 4 工 法	(c) 弾性ウレタン塗 (1) 弾性6'-ド塗床の仕上げの種類 * 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ (2) 6'-ド樹脂塗床の仕上げの種類 ・ () 薄膜流し展べ仕上げ ・ () 厚膜流し展べ仕上げ ・ () 樹脂6'-ド仕上げ ・ () 防滑仕上げ	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 35 その他	20. 2. 36 その他	20. 2. 37 その他	20. 2. 38 その他	20. 2. 39 その他	20. 2. 40 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 5 工 法	(d) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 41 その他	20. 2. 42 その他	20. 2. 43 その他	20. 2. 44 その他	20. 2. 45 その他	20. 2. 46 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 6 工 法	(e) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 47 その他	20. 2. 48 その他	20. 2. 49 その他	20. 2. 50 その他	20. 2. 51 その他	20. 2. 52 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 7 工 法	(f) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 53 その他	20. 2. 54 その他	20. 2. 55 その他	20. 2. 56 その他	20. 2. 57 その他	20. 2. 58 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 8 工 法	(g) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 59 その他	20. 2. 60 その他	20. 2. 61 その他	20. 2. 62 その他	20. 2. 63 その他	20. 2. 64 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 9 工 法	(h) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 65 その他	20. 2. 66 その他	20. 2. 67 その他	20. 2. 68 その他	20. 2. 69 その他	20. 2. 70 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 10 工 法	(i) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 71 その他	20. 2. 72 その他	20. 2. 73 その他	20. 2. 74 その他	20. 2. 75 その他	20. 2. 76 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 11 工 法	(j) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 77 その他	20. 2. 78 その他	20. 2. 79 その他	20. 2. 80 その他	20. 2. 81 その他	20. 2. 82 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 12 工 法	(k) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 83 その他	20. 2. 84 その他	20. 2. 85 その他	20. 2. 86 その他	20. 2. 87 その他	20. 2. 88 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 13 工 法	(l) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 89 その他	20. 2. 90 その他	20. 2. 91 その他	20. 2. 92 その他	20. 2. 93 その他	20. 2. 94 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 14 工 法	(m) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 2. 95 その他	20. 2. 96 その他	20. 2. 97 その他	20. 2. 98 その他	20. 2. 99 その他	20. 3. 00 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 15 工 法	(n) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 01 その他	20. 3. 02 その他	20. 3. 03 その他	20. 3. 04 その他	20. 3. 05 その他	20. 3. 06 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 16 工 法	(o) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 07 その他	20. 3. 08 その他	20. 3. 09 その他	20. 3. 10 その他	20. 3. 11 その他	20. 3. 12 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 17 工 法	(p) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 13 その他	20. 3. 14 その他	20. 3. 15 その他	20. 3. 16 その他	20. 3. 17 その他	20. 3. 18 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 18 工 法	(q) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 19 その他	20. 3. 20 その他	20. 3. 21 その他	20. 3. 22 その他	20. 3. 23 その他	20. 3. 24 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 19 工 法	(r) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 25 その他	20. 3. 26 その他	20. 3. 27 その他	20. 3. 28 その他	20. 3. 29 その他	20. 3. 30 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 20 工 法	(s) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 31 その他	20. 3. 32 その他	20. 3. 33 その他	20. 3. 34 その他	20. 3. 35 その他	20. 3. 36 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 21 工 法	(t) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 37 その他	20. 3. 38 その他	20. 3. 39 その他	20. 3. 40 その他	20. 3. 41 その他	20. 3. 42 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 22 工 法	(u) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 43 その他	20. 3. 44 その他	20. 3. 45 その他	20. 3. 46 その他	20. 3. 47 その他	20. 3. 48 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 23 工 法	(v) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 49 その他	20. 3. 50 その他	20. 3. 51 その他	20. 3. 52 その他	20. 3. 53 その他	20. 3. 54 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 24 工 法	(w) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事	20. 3. 55 その他	20. 3. 56 その他	20. 3. 57 その他	20. 3. 58 その他	20. 3. 59 その他	20. 3. 60 その他	
19 内 装 工 事	19. 4. 25 工 法	(x) 弾性6'-ド塗床 * (1) エポキシ樹脂塗床に使用する塗料はJIS K 5970 (建物用床塗料) によりホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする	19. 7. 2 材 料	19. 7. 1 適用範囲	7 節 せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び合板張り ・ せっこう6'-ド、その他の6'-ド及び							

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
24	演 出 ソ フ ト（ 映 像 ・ 音 響 ・ 照 明 ・ マ ル チ メ デ ィ ア 等 ） 制 作	○ 発注者の監修内容 発注者と受注者が協議して定めた(監督職員・学術監修者・担当学芸員・観者・委員会委員等)は、工事的目的の完成に向け下記の内容にて監修を行なう。また、受注者は、この監修作業及び素材提供（著作権処理を含む）並びに工程指導に直接要する費用を負担する。 ○ 助言 回以上 ・ 解説原稿、図表、写真、映像等の素材提供 ○ 各制作工程での指導 ・ その他（ ）	25	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	○ 発注者の監修内容 発注者と受注者が協議して定めた(監督職員・学術監修者・担当学芸員・観者・委員会委員等)は工事的目的の完成に向け下記の内容にて監修を行う。また、受注者は、この監修作業及び素材提供（著作権処理を含む）並びに工程指導に直接要する費用を負担する。 ○ 助言 回以上 ・ 解説原稿、図表、写真等の素材提供 ○ 各制作工程での指導 ・ その他（ ）	26	造 形 物 制 作	○ 発注者の監修内容 発注者が定めた(監督職員・学術監修者・担当学芸員・観者・委員会委員等)は、工事的目的の完成に向け下記の内容にて監修をおこなう。また、受注者は、監修作業及び素材提供（著作権処理を含む）並びに工程指導に直接要する費用を負担する。 ○ 施工図作成及び各工程における指導 ○ 実物、写真、映像、図表、文献等の素材提供 ・ 複製対象資料の事前調査 ・ 現地調査（撮影・実測等）における立会い ・ 検証図面の作成	26	造 形 物 制 作	○ 標本 動物の剥製、植物や昆虫の標本、地層断面の剥ぎ取り等については発注者と受注者において以下について協議する。 (a) 発注者からの支給なのか否か。 (b) 設置場所の展示造作の仕様。 (c) 製作仕様。 (d) 想定されるメンテナンスの方法。
		○ 一般事項 発注図の演出ソフト(映像、音響、照明、マルチメディア等)は情報構成、展開シノフシ、画面構成および表現の基準を示したものである。本工事では<シナリオ>を作成する。その際、受注者は発生する著作権処理を行ない、これに直接要する費用を負担する。			○ 一般事項 発注図の<グラフィック図>は各パネル内での情報量、情報構成及び表現手法を示したものである。本工事では解説原稿、イラストレーション、図表、写真により<レイアウト図>を作成し、担当学芸員の承諾をうけ<グラフィック製作図>、<グラフィック製作図及び／又は記憶メディア（CDR、DVDR）等データ作成>を製作する。			○ 一般事項 発注図における造形図等は各コーナー内での造形製作の基準を示したものである。本工事では各アイテム毎の製作図の作成または試作模型を製作し、発注者の承諾を受ける。その際、受注者は発注する著作権処理、複製製作や樹木伐採等の各許可申請等の処理を行い、これに直接要する費用を負担する。発注者はこれに協力しなければならない。			・ 原寸復元 (a) 受注者は伝達すべき情報を的確に表現できる全体のサイズ、展示ストーリーの作成、各アイテム(地形・植物・動物・昆虫・人体・建造物・衣装・生活用品等)の製作工程および必要となる資料の量、照明や音声による演出方法等について担当学芸員と協議する。また、担当学芸員は各製作アイテムに適合した学術監修者を定める。監修作業にかかる費用負担は受注者が行う。 (b) 受注者は担当学芸員から基礎的な資料を受取り、施工計画を作成して担当学芸員及び発注者の承諾を受ける。 (c) 復元過程においては、受注者は担当学芸員および学術監修者の立会いのもと復元対象地域の現地調査を行い、完成形態が把握できる試作模型を製作して発注者、担当学芸員、並びに学術監修者と協議する。 (d) 各アイテムについては担当学芸員および学術監修者の指導に則り製作図を作成する。また、必要に応じて試作模型を製作して承諾を受ける (e) 各アイテムの完成形態が予測できる時点で、工場において担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。 (f) すべてを現場設置した時点で、担当学芸員の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。
24	演 出 ソ フ ト（ 映 像 ・ 音 響 ・ 照 明 ・ マ ル チ メ デ ィ ア 等 ） 制 作	○ シナリオ 受注者は演出ソフトのシナリオを作成し、監督職員の承諾を受けること。演出ソフトのシナリオとは演出ソフト制作のために必要な施工図である台本、絵／字コンテ、音響チャート、演出チャート、場面(画面)展開図、インターエイスプログラムデザイン等を指す。	25	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	○ 原稿 解説原稿・英文翻訳は、受注者側にて収集した資料及び監督員の提示する資料をもとに受注者側で作成し、監督員の承諾を受ける。	26	造 形 物 制 作	・ 複製制作の前提条件 (a) 受注者は対象資料の文化財指定の有無・所有者・所蔵先・資料の現状等を調査し、複製が製作できる保存状態か否かおよび移動可能か否かを確認する。また、現状確認調査においては発注者が同行する場合もあり、製作前に補修や保存処理作業が必要の際は所有者、発注者、受注者の協議による。 (b) 受注者は対象資料一点につき一点の複製製作を基本とする。諸条件が付帯する場合は所有者、発注者、受注者の協議による。 (c) 受注者が製作した鋳型 および撮影されたフィルムを使用した製作を基本とする (d) 発注者は所有者の測定に則った製作許可申請を行う。	26	造 形 物 制 作	○ 標本 (a) 受注者は伝達すべき情報を的確に表現できる全体のサイズ、展示ストーリーの作成、各アイテム(地形・植物・動物・昆虫・人体・建造物・衣装・生活用品等)の製作工程および必要となる資料の量、照明や音声による演出方法等について担当学芸員と協議する。また、担当学芸員は各製作アイテムに適合した学術監修者を定める。監修作業にかかる費用負担は受注者が行う。 (b) 受注者は担当学芸員から基礎的な資料を受取り、施工計画を作成して担当学芸員及び発注者の承諾を受ける。 (c) 復元過程においては、受注者は担当学芸員および学術監修者の立会いのもと復元対象地域の現地調査を行い、完成形態が把握できる試作模型を製作して発注者、担当学芸員、並びに学術監修者と協議する。 (d) 各アイテムについては担当学芸員および学術監修者の指導に則り製作図を作成する。また、必要に応じて試作模型を製作して承諾を受ける (e) 各アイテムの完成形態が予測できる時点で、工場において担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。 (f) すべてを現場設置した時点で、担当学芸員の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。
		○ 素材制作 受注者はシナリオにしたがって演出ソフトの素材制作を行い、必要に応じて各素材の仕上りについて、監督職員の承諾を受けること。演出ソフトの素材とは映像素材（新規撮影、既存映像等）、アニメーション(セルアニメ、2DCGアニメ、3DCGアニメ等)、静止画グラフィック素材(手書きグラフィック、CG)、音響素材(新規録音、新規作曲、既存音源、既存音策)等を指す。			○ レイアウト図 受注者はグラフィックの構成要素(タイトル、解説文のタイプフェイス、文字天地、字数、図解、イラストレーション等)のレイアウト図を作成して監督職員の承諾を受ける。 ・ 日本語と併せたタイトル及び大きな見出しまで英語を表示。 ・ 必要なグラフィックについてはちか国語(日・英・繁・簡・韓)にて表示。 ※監督職員と協議を行い確定する。			・ 立体複製 (a) 受注者は対象資料の文化財指定の有無・所有者・所蔵先・資料の現状等を調査し、複製が製作できる保存状態か否かおよび移動可能か否かを確認する。また、現状確認調査においては発注者が同行する場合もあり、製作前に補修や保存処理作業が必要の際は所有者、発注者、受注者の協議による。 (b) 受注者は対象資料一点につき一点の複製製作を基本とする。諸条件が付帯する場合は所有者、発注者、受注者の協議による。 (c) 受注者が製作した鋳型 および撮影されたフィルムを使用した製作を基本とする (d) 発注者は所有者の測定に則った製作許可申請を行う。			・ (1)地形 復元対象地域の現地調査後、展示空間における背景・植生・地面形態の関係を明解な試作模型を製作して担当学芸員、学術監修者並びに発注者と協議し承諾を得る。
24	演 出 ソ フ ト（ 映 像 ・ 音 響 ・ 照 明 ・ マ ル チ メ デ ィ ア 等 ） 制 作	○ 編集 受注者はシナリオにしたがって加工された演出ソフトの素材を編集する。受注者は、必要に応じて編集作業に対して、監督職員の立会いを要請することができる。 演出ソフトの編集とは映像ソフトのスタジオ編集、ナレーション録音、響ソフト編集、マルチメディアのプログラミング、照明演出のプログラミング、駆動のプログラミング等を指す。	25	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	○ グラフィック製作図 受注者はレイアウト図をもとに設計図書に従ってグラフィック製作図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	26	造 形 物 制 作	・ 平面複製 (a) 受注者は対象資料の型取りや撮影が不可能な場合に限り、受注者は所有および発注者から提供されたフィルム・写真・文献等の資料をもとに「模式復元」する。その際、完成形態における素材や表面処理については発注者との協議による。 (b) 受注者は必要に応じて担当学芸員の立会いのもとに対象資料との比較確認作業を行う。 (c) 受注者の必要に応じて担当学芸員の立会いのもとに対象資料との比較確認作業を行う。 (d) 完成形態が予測できる時点で、担当学芸員の立会いのもとに対象資料もしくは写真を用いて、発注者の承諾を受ける。	26	造 形 物 制 作	・ (2)植物 (a) 復元対象地域の現地調査後、展示ストーリーで設定された季節をふまえた植物の種類・量・採集および伐採時期について担当学芸員および学術監修者協議する。 (b) 受注者は採集および伐採許可の必要な植物の申請を復元対象地域の所有者に対して行う。 (c) 受注者は担当学芸員および復元対象地域の所有者の立会いのもとに採集および伐採を行い現場搬入まで保管する。幹類は乾燥させた後、燻蒸処理を行なう。 (d) 花・枝葉・下草等は担当学芸員および学術監修者に復元時期を踏まえた形態について指導を受け、複製を製作し、担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに工場検査を行い承諾を受ける。
		○ 仕上げ 受注者は完成した演出ソフトの原版を展示用メディアへ変換し、上演形態を完成させる。 演出ソフトの展示用メディアへの変換とはレーザーディスク、DVD、PCカード、ハードディスクへのインストール等を指す。 受注者は変換されたメディアがシナリオどおりに上演されるよう、調整、テストランを行なう。 受注者は、必要に応じて、調整、テストランに対して、監督職員の立ち会いを要請することができる。			○ フォント ・ 国立公園フォント（TP国立公園明朝L・TP国立公園明朝R）を使用すること。 ・ 入手方法については専用のダウンロードサイト（フォントベンダーであるタイポプロジェクト株式会社ウェブサイト）のURLを記載したTP国立公園明朝申請マニュアルを監督職員より提供する。受注者がダウンロードサイトに必要事項を入力し、ダウンロードを行う。			・ (1)型取仕様 (a) 受注者が破壊の危険性がないと判断した対象資料に限り、担当学芸員の立会いのもとに、箔・シリコンゴム・繊維強化樹脂等を使用して鋳型製作および照査を行う。 (b) 繊維強化樹脂等で成型し、対象資料に忠実に彩色を施す。 (c) 受注者の必要に応じて担当学芸員の立会いのもとに対象資料との比較確認作業を行う。 (d) 完成形態が予測できる時点で、担当学芸員の立会いのもとに対象資料もしくは写真を用いて、発注者の承諾を受ける。			・ (3)動物 昆虫 人体 (a) 担当学芸員および学術監修者から復元時期をふまえた形態に関する資料の提供を受ける。 (b) 受注者は試作模型を製作して担当学芸員および学術監修者と協議し承諾を受けた後、彫型用粘土等で原型製作を行う (c) 担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに原型の工場検査を行い発注者の承諾を受ける。 (d) 繊維強化樹脂等で成型後、彩色を施し、担当学芸員および学術監修者に承諾を受ける。
24	演 出 ソ フ ト（ 映 像 ・ 音 響 ・ 照 明 ・ マ ル チ メ デ ィ ア 等 ） 制 作	○ 完成検査 受注者は完成した演出ソフトの上演を行ない監督職員の承諾を受ける。	25	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	○ 版下及び／又記憶メディア（CDR、DVDR）等データ の製 受注者はレイアウト図をもとに設計図書に従ってグラフィック製作図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	26	造 形 物 制 作	・ 立体複製 (a) 受注者は対象資料の文化財指定の有無・所有者・所蔵先・資料の現状等を調査し、複製が製作できる保存状態か否かおよび移動可能か否かを確認する。また、現状確認調査においては発注者が同行する場合もあり、製作前に補修や保存処理作業が必要の際は所有者、発注者、受注者の協議による。 (b) 受注者は対象資料一点につき一点の複製製作を基本とする。諸条件が付帯する場合は所有者、発注者、受注者の協議による。 (c) 受注者が製作した鋳型 および撮影されたフィルムを使用した製作を基本とする (d) 発注者は所有者の測定に則った製作許可申請を行う。	26	造 形 物 制 作	・ (4)建造物 (a) 担当学芸員および学術監修者から復元時期をふまえた形態に関する図面および資料の提供を受ける。 (b) 受注者は試作模型 を製作して担当学芸員および学術監修者と協議した後、施工図を作成し承諾を受ける。 (c) 受注者は担当学芸員および学術監修者の指導に基づき、材料を調達し加工を施した後、現場搬入まで保管する。この間に、材料の性質に適合したクリーニングおよび燻蒸処理を行う。 (d) 現場搬入の前に担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに工場で仮組を行い発注者の承諾を受ける。
		○ 品質検査 品質検査は上記、各制作工程上の承諾を受けたものに対して行なう。その合否判定基準は施工図完成時、施工図とともに、サンプルの作成、グレード設定のための既製品の特定、基準要綱等により監督職員と協議し規定する。			○ デジタル出力 ・ レーザー出力 （ 印画紙、フィルム ） ○ インクジェット出力 （ ペーパー、フィルム、布地 ）			・ 平面複製 (a) 対象資料の特質を的確に復元できる印刷方法とフィルムを選択し、担当学芸員の立会いのもとに撮影および調査を行う。 (b) 描画など色の幅を持つ場合は、墨線等の基本印刷後、対象資料に忠実に彩色を施す。 (c) 受注者の必要に応じて担当学芸員の立ち会いのもとに対象資料との比較確認作業を行う。 (d) 完成形態が予測できる時点で、担当学芸員の立会いのもとに対象資料もしくは写真を用いて発注者の承諾を受ける。			・ (5)衣 装 (a) 担当学芸員および学術監修者から復元時期をふまえた形態に関する資料の提供を受ける。 (b) 受注者は担当学芸員および学術監修者の指定に基づき、材料を調達する。 (c) 成型された人体の採寸後、型紙を作成し、製作に入る (d) 担当学芸員および学術監修者の立ち会いのもとに仮縫いを行い、本縫い後、発注者の承諾を受ける。また、必要に応じて退色等の経年効果仕上げを施す場合もある。
24	演 出 ソ フ ト（ 映 像 ・ 音 響 ・ 照 明 ・ マ ル チ メ デ ィ ア 等 ） 制 作	○ 著作物の保護 本工事にて制作された演出ソフトは、著作物として保護される。その取扱は、1. 1. 1 及び著作権関係法令に従って処理することとする。 (a) 本工事で制作された演出ソフト（以下「ソフト」という）の著作権、著作権隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。 (b) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。 (c) ソフトの中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。 (d) ソフトの中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。 (e) 納品の際には、第三者が二次利用できない箇所とできる箇所およびその利用制限についての区別がつくよう留意するものとする。 (f) 納入されるソフトに既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。	25	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	○ イラストレーション ・ エッチング加工 ・ 切りだし加工 ○ 切り文字加工 ・ ステンレス加工 ・ カッティングシート加工 ○ 塗装 ○ 表装(経師) ・ その他特殊加工 ・ UVカット保護処理加工	26	造 形 物 制 作	・ 縮尺造形 (a) 受注者は製作する造形物において伝達すべき情報が的確に表現できる縮尺数値を監督職員と協議する。また、監督職員は必要に応じて情報内容に適合した学術監修者を定める。受注者は監修作業に必要な費用を負担すること。 (b) 受注者は基礎的な資料を収集し、著作権処理の上完成形態が把握できる施工図を作成して承諾を受ける。 (c) 施工図の作成においては、受注者は監督職員及び学術監修者から詳細に指導を受け、細部が把握できる資料収集及び施工図の作成もしくは試作模型を製作する。発注者の承諾を受けた施工図または試作模型により工場製作に入る。 (d) 完成形態が予測できる時点で、工場において監督職員および学術監修者の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。	26	造 形 物 制 作	・ (6)生活用品等 (a) 担当学芸員および学術監修者から復元時期をふまえた形態に関する資料の提供を受ける。 (b) 受注者は担当学芸員および学術監修者の指定に基づき、材料を調達する。 (c) 提供された資料に基づいて製作した施工図に従い材料を加工した後、担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。 また、必要に応じて破壊や退色等の経年効果仕上げや人体に持たせる場合は設定された状態に適合した処理を施す。
		○ 「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」との調整 解説文等の英文は、観光庁で実施する「地域観光資源の多言語解説整備支援事業*」（以下観光庁事業）により作成することとなっていることから、観光庁事業による英語の解説文作成に必要な連絡調整を観光庁事業の受注者を行うこと。受注者が全体の調整を行うため、英語の堪能な担当者を配置するものとする。観光庁事業の対象とならない単純な文章（注意文、単語等）については「多言語解説整備を行うために盛り込むべき必要事項を整理したスタイルマニュアル」（ https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=http%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fkankoch%2Fshi%2Fshisaku%2Fkankochi%2F&data=02%7001%7Ca.fujisawa%40nomura-e.jp%7C9706de0e099b6425f054708d7dc3e5752%7C2bc97d0b936b44d5bc99a5ec96d61af5%7C00%7C1%70637220032659982158&data=vwb7mLpr7yCybr8sXbXJLgfmZ0Z3PrTiHjkPbdT0c%3D&reserv=0 multilingual-kaisetsu.html）に従い翻訳するものとする。 *観光資源の解説文を訪日外国人に伝わりやすい魅力的な文章とすることを目的に、ネイティブライターが現地取材し、監修者により文体を統一した英語の解説文を作成する事業。			○ 品質検査 品質検査は上記、各製作工程上の承諾を受けたものに対しておこなう。その合否判定基準は詳細設計終了時、詳細設計成果品提出とともに、サンプルグレード設定のための既成品の特定、基準要綱等により監督職員と協議し規定する。			・ (7)生活用品等 (a) 担当学芸員および学術監修者から復元時期をふまえた形態に関する資料の提供を受ける。 (b) 受注者は担当学芸員および学術監修者の指定に基づき、材料を調達する。 (c) 提供された資料に基づいて製作した施工図に従い材料を加工した後、担当学芸員および学術監修者の立会いのもとに発注者の承諾を受ける。 また、必要に応じて破壊や退色等の経年効果仕上げや人体に持たせる場合は設定された状態に適合した処理を施す。			

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	特記仕様書04	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	004		
会社名	株式会社 プレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

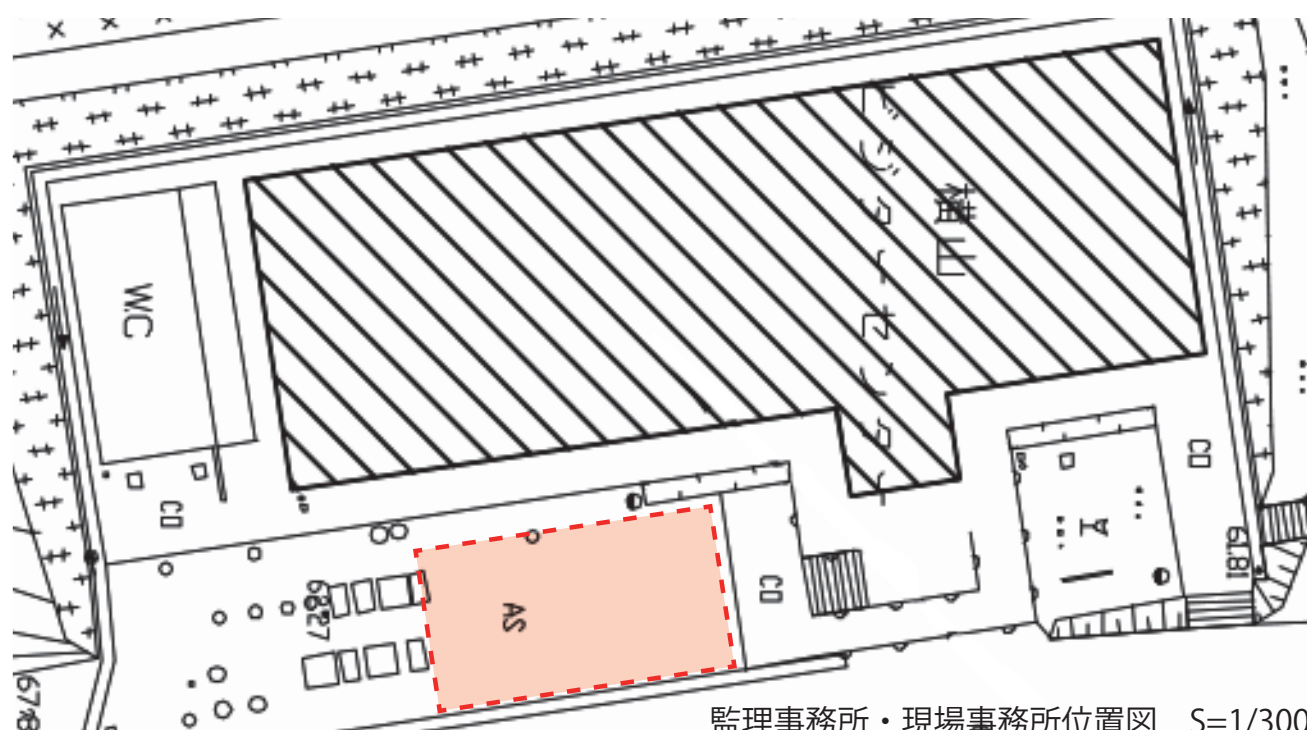
[illegible]

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	特記仕様書05	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	005		
会社名	株式会社 プレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

工事場所

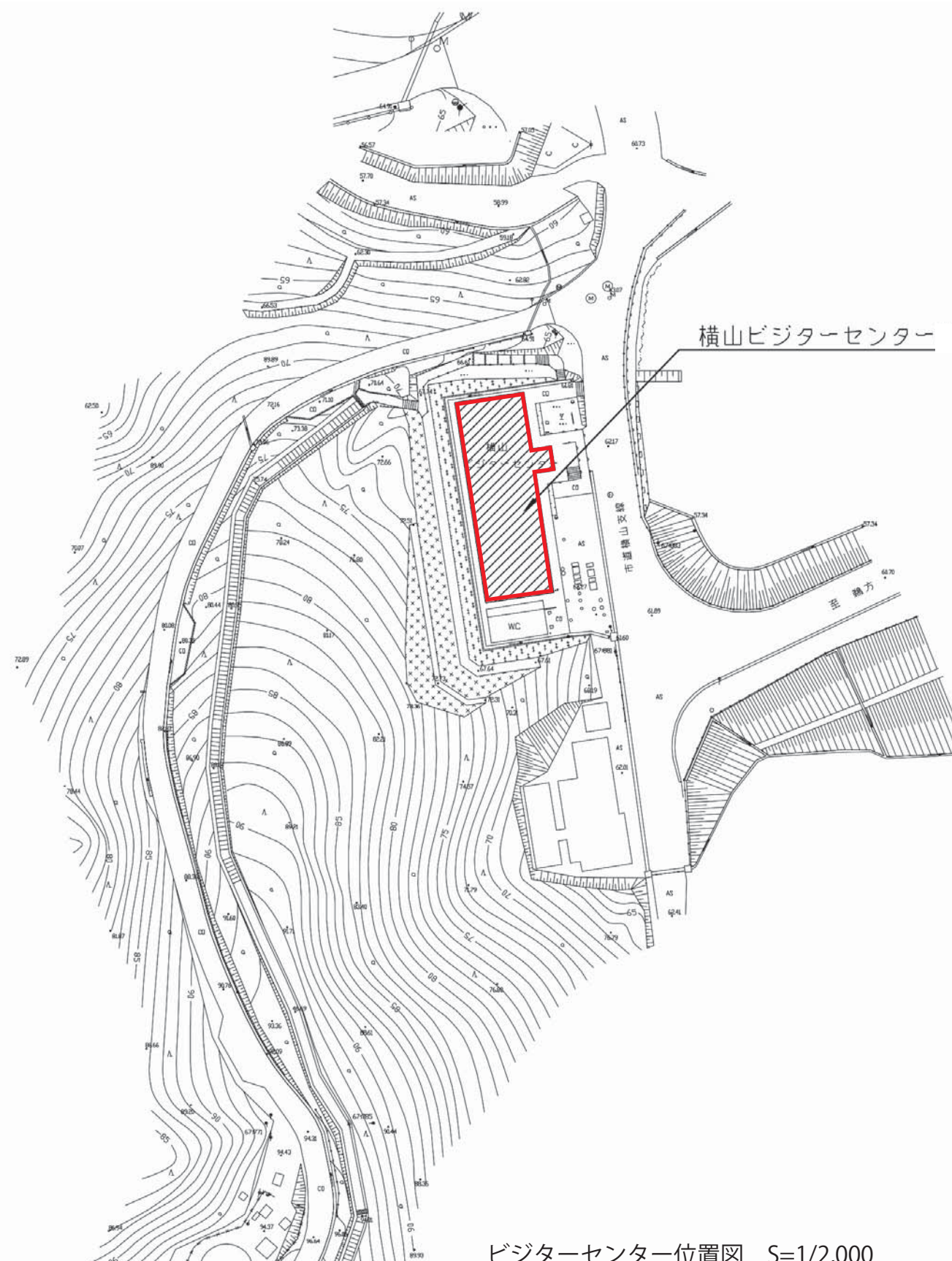


案内図 S=1/100,000



監理事務所・現場事務所位置図 S=1/300

※監理事務所・現場事務所設置位置は、監督職員と協議の上、決定するものとする。



ビジターセンター位置図 S=1/2,000

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	敷地案内図・ 仮設事務所位置図	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	006		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

大項目		中項目		小項目	手法	メディアNO.	概要	備考
Ⅰ 伊勢志摩国立公園とは								
1.伊勢志摩国立公園ガイドンス				ゾーンサイン		I - 1 -GP-01		
伊勢志摩国立公園の森里川海連環壁面				グラフィック		I - 1 -GP-02	伊勢志摩国立公園を取り巻く森里川海のつながりを印象的に描いた大判の壁画グラフィック ・伊勢志摩の森林 ・山から川、そして海へ ・海の恵みを陸へ ・藻場再生、干潟再生に取り組む人々 ・魚つき林 など	
国立公園とは				グラフィック		I - 1 -GP-03	国立公園の意義と概要を紹介する。	
伊勢志摩国立公園の特徴				映像ソフト 映像装置		I - 1 -ME-01 I - 1 -AV-01	伊勢志摩国立公園の特徴的な地形がどのようにして生まれ、人々がそこに住むようになり、自然と深く関わりを持つ営みを続けてきたかを紹介する壁面シアターです。地形の変遷をわかりやすく表現するメイン映像と補足的な解説を行うサブ映像から構成されます。 (断面での形成過程解説内容を加える)	志摩半島の海岸は、陸地が長い間に沈降して河や谷であったところまで海水が入り込んできた、リアス海岸と呼ばれる、岬や入り江の多い複雑な地形を成しています。一方、英虞湾・的矢湾・五ヶ所湾一体の平坦面には氷河期時代の砂礫層（洪積世の海成段丘層）が広く分布していることから隆起海蝕台地といわれています。外洋に面する岬や海岸では随所に波の浸食によって海食崖や海食洞など特殊な地形が見られます。（環境省WEBサイト）
				グラフィック		I - 1 -GP-04	大型マップを掲出し、地形的な特徴やエリアの位置関係などが大づかみに理解できるようにする。	大型マップには日替わりの情報を記載できる仕様にすることが？（日の出日の入り、季節の見どころ、天候など。 伊勢志摩国立公園は、三重県中央部に位置する志摩半島とその周りに広がる国立公園です。伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町にかけて、およそ6万haの広大な面積を占めています。 伊勢志摩国立公園は、およそ2つのエリアに分けられます。一つは、伊勢神宮と背後に広がる自然豊かな森林環境を中心とした内陸のエリア、もう一つは複雑な地形・地質及び小さな入り江と岬が無数に点在するリアス海岸に代表される海沿いのエリアです。 ほかの国立公園に比べると、民有地の割合が非常に高く(96%以上)、公園内の居住人口も非常に多いため、地域の方たちの生活、歴史、文化、風景などに深く触れることができるのが特徴で、美しい景観を誇るとともに人と自然の関わりを感じさせてくれる国立公園です。（環境省WEBサイト）
Ⅱ 伊勢志摩国立公園の自然								
1.伊勢志摩の「海と大地」				ゾーンサイン		Ⅱ - 1 -GP-01		コーナー概要テキスト掲出を想定
伊勢志摩の地形をひもとく				グラフィック		Ⅱ - 1 -GP-02	伊勢志摩国立公園のの地形的特徴を紐解く。 マップ上に特徴的な地形が見られるエリアを示し、地形ごとの解説を行う。 ①リアス海岸 志摩半島の海岸は、陸地が長い間に沈降して河や谷であったところまで海水が入り込んできた、リアス式海岸と呼ばれる、岬や入り江の多い複雑な地形を成しています。 ②浅い沿岸部 伊勢湾口部から志摩半島沿岸には、日光が届く水深20～30mの浅い海が広がり、山と海からの栄養に恵まれ、豊かな藻場があります。鳥羽湾、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾などの内海にはアマモ場やガラモ場、外海や離島周辺にはアラム場、ガラモ場、ワカメ場、テングサ場、ヒジキ場が分布しており、伊勢志摩の海産資源のゆかりかとなっています。 ③海岸段丘 英虞湾・的矢湾・五ヶ所湾一体の平坦面には氷河期時代の砂礫層（洪積世の海成段丘層）が広く分布しています。 ④内湾 英虞湾に代表される湾の口が狭く浅く、湾内に入ると深さがある内湾があります。 ⑤海食崖・海食洞 外洋に面する岬や海岸では随所に波の浸食によって海食崖や海食洞など特殊な地形が見られます。 ⑥神宮林 約1300年前から伊勢神宮の御用材を伐り出していた御杣山です。約850種の植物が確認されており、いまでも続く育林事業は、生き物たちの豊かな森の生態系を維持するとともに、洪水などの被害を少なくする役目も果たしています。	
2.伊勢志摩の「生きもの」				ゾーンサイン		Ⅱ - 2 -GP-01		コーナー概要テキスト掲出を想定
海中林の生きもの	海中林の代表的な生きもの			グラフィック		Ⅱ - 2 -GP-02	浅い沿岸部に生息する植物、海洋生物、動物などを紹介	伊勢湾口部から志摩半島沿岸には、日光が届く水深20～30mの浅い海が広がり、山と海からの栄養に恵まれ、豊かな藻場があります。 鳥羽湾、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾などの内海にはアマモ場やガラモ場、外海や離島周辺にはアラム場、ガラモ場、ワカメ場、テングサ場、ヒジキ場が分布しており、伊勢志摩の海産資源のゆかりかとなっています。（環境省WEBサイト）
	ストーリー標本			標本展示		Ⅱ - 2 -MO-01 Ⅱ - 2 -GP-03	様々な海藻、藻場を住みかとする生き物の標本と、海藻を食べる生きものたちのグラフィックで構成	
干潟の生きもの	干潟の代表的な生きもの			グラフィック		Ⅱ - 2 -GP-04	干潟に生息する植物、海洋生物、動物などを紹介	干潟には、カニや貝、ゴカイなどのたくさんの生き物がすんでいます。ハゼなどの多くの魚も、子供の間の生育場として干潟を利用します。また、野鳥も干潟をエサ場や休息場所として利用します。このように、干潟はたくさんの生き物のすみかとなっています。 (財三重県産業支援センター 英虞湾新しい里海へより)
	ストーリー標本			標本展示		Ⅱ - 2 -MO-02 Ⅱ - 2 -GP-05	貝や小魚の標本と、それを食べる生き物たちのグラフィックで構成	

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展示構成リスト01	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	007		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

大項目	中項目		小項目	手法	メディアNO.	概要	備考	
	海岸段丘の生きもの		海岸段丘の代表的な生きもの	グラフィック	Ⅱ-2-GP-06	海岸段丘に生息する植物、動物などを紹介	リアス海岸の志摩半島では、地形的に大きな砂浜がなく海浜植物はあまり見られませんが、国府白浜や広の浜、和良大島などでは砂丘が発達し、早春から晩秋にかけての長い間、美しい海浜植物の花々が見られます。これらの植物は、潮風によってたえず砂が移動する厳しい環境の中で生育しており、波打際から陸地に向かって移り変わる環境に適応した植物の規則的な生育が見られます。（環境省WEBサイト）	
			ストーリー標本	標本展示	Ⅱ-2-MO-03 Ⅱ-2-GP-07	温暖な気候で育つ海岸部の植物と、そこに集まる昆虫（標本）・鳥類（グラフィック）などで構成		
3.伊勢志摩国立公園を満喫しよう	横山展望台を歩く			グラフィック	Ⅱ-3-GP-01	横山展望台からの眺望に対する解説を行う。 周辺マップ、展望台ごとの景観の特徴など、途中で見られる動植物など散策が楽しくなる情報提供を行う。		
	文学スポットめぐり			グラフィック	Ⅱ-3-GP-02	伊勢志摩を描いた文学作品の紹介と、当時の作家と同じ感情にひたれるスポットを紹介		
	トレッキング			グラフィック	Ⅱ-3-GP-03	伊勢志摩国立公園で楽しめる主要なアクティビティを紹介		
	まちあるき（漁村）			グラフィック	Ⅱ-3-GP-04	伊勢志摩国立公園で楽しめる主要なアクティビティを紹介		
	カヌー			グラフィック	Ⅱ-3-GP-05	伊勢志摩国立公園で楽しめる主要なアクティビティを紹介		
	海女体験			グラフィック	Ⅱ-3-GP-06	伊勢志摩国立公園で楽しめる主要なアクティビティを紹介		
	真珠養殖体験			グラフィック	Ⅱ-3-GP-07	伊勢志摩国立公園で楽しめる主要なアクティビティを紹介		
Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり								
1.テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」				ゾーンサイン	Ⅲ-1-GP-01	伊勢志摩の自然と人の関わりを感じてもらうためのキャッチーなトピックを紹介		
伊勢志摩の海女文化				コーナーサイン/ 海女漁リアルバナー	Ⅲ-1-GP-02	海女さんが海に潜る様子が分かる吊り下げグラフィック		
				【ストーリー①】 Q."日本一"海女さんが多いのはなんで？ A.伊勢志摩にはアワビをはじめとした豊かな漁業資源があるから	グラフィック	Ⅲ-1-GP-03	志摩半島には古来より漁業資源が多く、特に志摩は「御食国」と呼ばれ食材の宝庫として知られてきました。	
				引き出し展示	伊勢志摩アワビ図鑑（標本+グラフィック）	Ⅲ-1-MO-01 Ⅲ-1-GP-04	伊勢志摩で採れるアワビを貝標本で紹介。	
				【コラムA】 黒潮の影響	グラフィック	Ⅲ-1-GP-05	黒潮と伊勢志摩の海の生きものは密接に関係しています。「黒潮の大蛇行」と呼ばれる現象では海水温が上昇し貝類の活性が高まる一方で、黒潮は栄養豊富なためえさとなるプランクトン類が不足し、大量死につながるといった現象も発生します。	
				【ストーリー②】 Q.どうして漁業資源が豊かなの？ A.エサになる海藻がたくさん生える海底の地形があるから	グラフィック	Ⅲ-1-GP-06	栄養豊富な伊勢湾の水の存在と、志摩の海は水深がそれほど深くないため、太陽の光が海底近くまで届きます。その結果ワカメなどの海藻がよく生長し、それをエサとするアワビやサザエなどもよく育ちます。	
				【コラムB】 木曾三川から伊勢湾に流入する栄養が海の生きものを育てる	グラフィック	Ⅲ-1-GP-07	伊勢湾には木曾川、長良川、損斐川、雲出川、宮川といった大きな河川が上流部の山々から豊富なミネラルを供給しています。	
				【ストーリー③】 Q.その地形はどうやってできたの？ A.大地のプレート活動と浸食・沈降から生まれました	グラフィック	Ⅲ-1-GP-08	・もともと堆積物で綿々になっている海洋プレートが大陸プレートに沈み込む際に一部が押し出されて地表に露出。柔らかい部分が波や河川の影響を受けて浸食され、長い年月繰り返されることで現在のリアス海岸を形成。 ・海水面の上下によって地表の凸凹が削られ、平らな台地（海岸段丘）に。これが再び海に沈むことで浅い沿岸部を形成。	

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展示構成リスト02	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	008		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

大項目	中項目	小項目	手法	メディアNO.	概要	備考
		【コラムC】 伊勢志摩の地形が育む 豊かな海の恵を未来に継承するために	グラフィック	Ⅲ-1-GP-09	アワビを獲れるだけ獲ってしまうと、その時はいいかもしれませんが、アワビが子孫を残すことができずにすぐに獲れなくなってしまう。漁獲できる貝の大きさや漁期なども決めるなど、自然と人が持続的に共生するための知恵と工夫が海女さんにはとても大切。後継者の育成にも、積極的に取り組み、この素晴らしい文化を未来に継承する取り組みを続けています。	当地の海女漁は、特に伊勢神宮との関係性も含め、古来より伝承されてきたと考えられ、現在、その従事者数は全国で最も多い（約750人）技術伝承のあり方としては、採取方法はもちろん、危険察知の仕方、半飼育的な漁獲物の温存法などに常に集団を介して維持されている。あわせて、これらに伴う呪法や周辺留俗もよく保持しており、我が国の海女漁を理解する上で重要である。 平成29年3月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国重要指定無形民俗文化財に指定されるなどして、注目を浴びてきている反面、漁獲量の減少や高齢化等により後継者不足が否めないという課題にも直面しています。
		引き出し展示	海女さんが大切にしていること（自然管理） （道具＋グラフィック）	Ⅲ-1-MO-02 Ⅲ-1-GP-10	海女が大切にしている「自然と人が持続的に共生するための知恵と工夫」を海女道具など展示しながら紹介。	
	伊勢志摩の真珠養殖		コーナーサイン/ 真珠養殖リアルバナー	Ⅲ-1-GP-11	真珠養殖いかだの海上と海面の様子が分かる吊り下げグラフィック。	
		【ストーリー①】 Q.伊勢志摩で真珠養殖が始まったのはなぜ？ A.真珠養殖に適した自然環境があったから	グラフィック	Ⅲ-1-GP-12	美しく綺麗な真珠が育つには様々な条件が必要です。ここ英虞湾では、そうした条件が揃うことを先人が発見したことがルーツになっています。真珠養殖で有名な英虞湾は、入り組んだ地形のため外海の暖かい黒潮の影響を受けず、気温の変化がダイレクトに湾内の海水温を上下させるのです。 真珠層のきめの細やかさは、養殖している海水の温度と関係が深く、水温が下がると真珠層の結晶板の一枚一枚が薄くなると同時に、層の乱れも少なくなってデリが良くなります。海水温の寒暖差が大きくなる英虞湾では、その影響でキメが整い、美しいデリが出るのです。	
		引き出し展示	アコヤガイの仕組み（グラフィック）	Ⅲ-1-GP-13	アコヤガイ体内の真珠を育てるからだ仕組みを紹介。	
		【コラムA】 ひとつの真珠ができるまで ～英虞湾とともに生きる人々	グラフィック	Ⅲ-1-GP-14	英虞湾の自然環境と生かし合いながら出来上がるまでに4年の歳月を費やす真珠養殖に取り組む人々の営みを紹介。	
		引き出し展示	真珠ができるまで（グラフィック）	Ⅲ-1-GP-15	真珠が出来上がるまでの工程を、真珠養殖に取り組む人々の目線で紹介。	
		【ストーリー②】 Q.どうしてそんな自然環境になるの？ A.海水が入れ替わりにくい英虞湾の形が理由です	グラフィック	Ⅲ-1-GP-16	英虞湾の特徴：湾口が狭く、湾内は浅く、注ぎ込む川も少ない 入り組んだ英虞湾の奥は5mよりも浅く、湾内の1番深いところでも水深は40mくらいしかありません。また、湾口は12mと浅く、横から見るとすり鉢状になっていて、湾の内と外で海水が入れ換わりにくくなっています。	
		【コラムB】 英虞湾の環境に合わせた 養殖いかだを見てみよう	グラフィック	Ⅲ-1-GP-17	英虞湾では日常的に見られる養殖いかだが浮かぶ風景。その海面下はどうなっているのでしょうか？ 海水が入れ替わりにくい英虞湾の環境的特性に合わせて、湾口部や比較的波浪の影響される海域は「ハエナワ式」や「浮竹式」、波静かな内湾はほとんど「木枠式」となっています。	
		【ストーリー③】 Q.その自然環境はどうやってできたの？ A.平らな大地が海に沈んでできた、「溺れ谷」とも呼ばれます	グラフィック	Ⅲ-1-GP-18	古くは海底にあって海蝕台地を形成していたが、その後、隆起海蝕台地となった。杓矢湾、英虞湾などのリアス式海岸は隆起した海蝕台地の一部が再び沈降したもので、溺れ谷と呼ばれます。	
	【コラムC】 現在の陸地も、昔は海の底だった！？	グラフィック	Ⅲ-1-GP-19	横山展望台から眺めた風景に当時の海面ラインを重ねて表記するなど。	既存コンテンツ活用	
	伊勢志摩の神宮林		コーナーサイン/ 神宮林管理リアルバナー	Ⅲ-1-GP-20	神宮林で木を管理する人々の様子が分かる吊り下げグラフィック。	
		【ストーリー①】 Q.「神宮林」ってなに？ A.神域及び宮域林を指す伊勢神宮の「鎮守の森」です	グラフィック	Ⅲ-1-GP-21	宮域林きゅういきりんと呼ばれる神宮の森は、内宮のほとりを流れる五十鈴川の上流に位置し、約5,500ヘクタールあり、一般的には「神宮林」と呼ばれています。宮域林は、内宮のご鎮座当時から神路山・天照山・神垣山などと呼ばれ、大御神の山として崇められていました。古くから神宮の境内地として管理されてきた由緒のある森林です。	
		【コラムA】 神様が選んだ伊勢神宮の場所	グラフィック	Ⅲ-1-GP-22	約1300年前の日本書紀によると、伊勢神宮・内宮の御祭神である天照大御神は豊かな海に囲まれた伊勢志摩に惹かれ、伊勢の地に鎮まろうと思われました、と記されています。日本書紀には、「是の神風の伊勢の国は、常世之波重波帰する国なり。傍国可怜国なり。是の国に居らむと欲ふ。（この伊勢の国は永遠を約束された豊かな国。美し国・・・わたしはこの国に鎮まろうと思う）」とあります。そして伊勢神宮は日本人の総氏神様であり、日本国の安寧、皇室の弥栄、そして、国民（おおみたら）の平安を祈り続けています。	

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展示構成リスト03	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	009		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

大項目	中項目		小項目	手法	メディアNO.	概要	備考
			【ストーリー②】 Q.神宮の森はなんで必要なの？ A.伊勢志摩の人と自然にとっていろんな役割を果たしてくれています	グラフィック	Ⅲ-1-GP-23	神域の森林は神宮の尊厳を保つことを目的として自然の保護に努めるのに対し、宮域林では五十鈴川の水源の涵養、宮域の風致増進、そして将来の遷宮を見据えた御造営用材の育成を目的としています。	
			【コラムB】 伊勢志摩の森川里海のつながり	グラフィック	Ⅲ-1-GP-24	伊勢志摩国立公園を取り巻く森川里海のつながりを紹介。 すべての要素が相まって現在の伊勢志摩国立公園が成り立っていることを感じてもらう。	
			【ストーリー③】 Q.神宮の森はどうやって守っているの？ A.管理計画を定めたり、国立公園に指定するなどしています	グラフィック	Ⅲ-1-GP-25	1700年代から現代までは尾張藩の領地だった木曾谷周辺の木材が使われています。また、神宮では大正12年(1923)から将来の遷宮を見据えて、御造営用材の自給自足を目標としてヒノキの育成に取り組み、毎年4月中旬には、大宮司以下の職員がヒノキの苗木を植える植樹祭を行っています。神宮の宮域林は約5,500ヘクタールあり、そのほとんどが山林で、神宮林と呼ばれています。ヒノキが御用材として用いられるまでには、およそ200年の年月が必要ですが、神宮では200年後のために、すでに準備が行われています。 神宮では、大正12年(1923)から将来の遷宮を見据えて、御造営用材ごぞうえいようざいの自給自足を目標として「神宮森林経営計画」を策定し、200年生の檜ひのきの育成に取り組み、90年が経過した今日でもその計画は続いています。	
			【コラムC】 200年後のために木を育てる人々	グラフィック	Ⅲ-1-GP-26	神宮の森を管理する人々の想いや営みをドキュメンタリー形式で紹介。	
			引き出し展示	神宮の森にある樹種 (実物展示+グラフィック)	Ⅲ-1-MO-03 Ⅲ-1-GP-27	神宮の森で育てられている樹木のハンズオン展示。	
Ⅳ シアター 1コンセプト映像			プロジェクター 多面スクリーン 音響装置 映像ソフト（新規/既存） 案内サイン	Ⅳ-1-ME-01 Ⅳ-1-AV-01 Ⅳ-1-GP-01	伊勢志摩国立公園の魅力を伝える体感型のシアター。 壁と床の映像空間で、伊勢志摩国立公園の特徴的な景観、豊かな自然、人々の営みなどを紹介。 ※8本程度のコンテンツ ※コロナ対策として、オープン初期はタッチ無しの映像ソフト、コロナが落ち着いた段階でタッチありのソフトに変える		
Ⅴ クラフト体験・映像・休憩スペース							
			1.ライブラリ				
			2.映像コーナー	映像コンテンツ 映像モニタ	V-1-ME-01 V-1-AV-01		
Ⅵ 受付カウンター/物販スペース							
			1.受付カウンター	案内サイン	Ⅵ-1-GP-01		
			2.物販スペース	-			
			3.VRコンテンツ体験	VR機材（既存）			既存コンテンツ及びグラフィックを再利用
Ⅶ.多言語システム 1.ユニボイス			解説グラフィック	Ⅶ-1-GP-01	日英韓中（簡体・繁体）の5カ国語 ※音声読み上げあり		
Ⅷ.環境演出			バナーグラフィック	Ⅷ-1-GP-01	伊勢志摩の豊かな海を、バナーグラフィックで紹介		

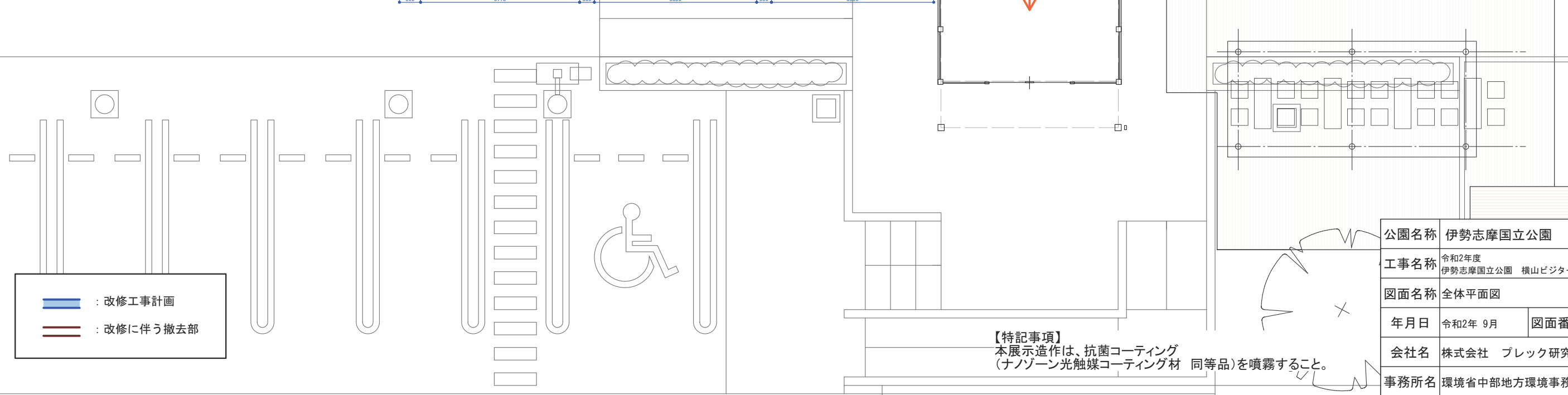
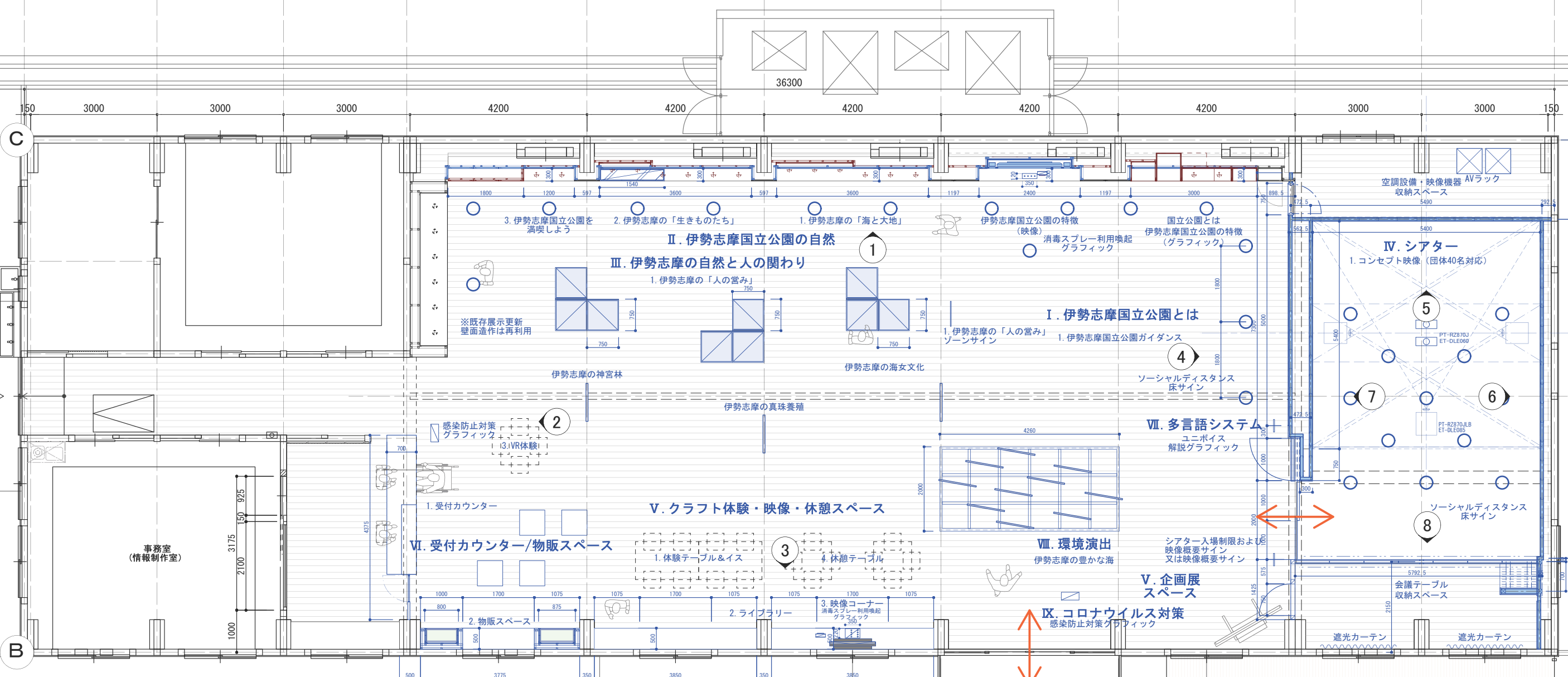
公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展示構成リスト04	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	010		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

大項目	中項目		小項目	手法	メディアNO.	概要	備考
IX.コロナウイルス対策							
	1.エントランス			感染防止対策グラフィック	IX- 1 -GP-01	コロナウイルス感染要望対策のビジターセンターからのお願いについてのグラフィック	
				グラフィックスタンド		備品	
				消毒スプレースタンド		備品	
				アクティビティーサイネージ用タッチペン		備品	
	2.受付カウンター			感染防止対策グラフィック	IX- 1 -GP-02	コロナウイルス感染要望対策のビジターセンターからのお願いについてのグラフィック	
				グラフィックスタンド		備品	
				消毒スプレースタンド		備品	
				飛沫防止パネル		備品	
	3. I 伊勢志摩国立公園とは、Ⅱ 伊勢志摩国立公園の自然			ソーシャルディスタンス 床サイン	IX- 1 -GP-03	壁面什器にソーシャルディスタンス喚起の床サイン	
				消毒スプレー利用喚起グラフィック	IX- 1 -GP-04	スイッチスタートの映像前に、消毒スプレー使用を促すグラフィックを設置	伊勢志摩国立公園の特徴（Ⅰ- 1 -ME-01/Ⅰ- 1 -AV-01）と映像コーナー（Ⅴ- 1 -ME-01/Ⅴ- 1 -AV-01）に設置
				サインスタンド		備品	
	4.IVシアター			シアター入場制限および映像概要サイン	IX- 1 -GP-05	シアターの入場制限および映像概要を表記するグラフィック	インタラクティブ体験のない映像バージョンのサイン
				映像概要サイン	IX- 1 -GP-06	映像概要を表記するグラフィック	インタラクティブ体験のあるバージョンのサイン
				サインスタンド		備品	
				ソーシャルディスタンス 床サイン	IX- 1 -GP-07	シアター観覧する際のソーシャルディスタンス喚起の床サイン	

公園名称	伊勢志摩国立公園						
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事						
図面名称	展示構成リスト05	縮尺	—				
年月日	令和2年 9月	図面番号	011				
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計			
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計			

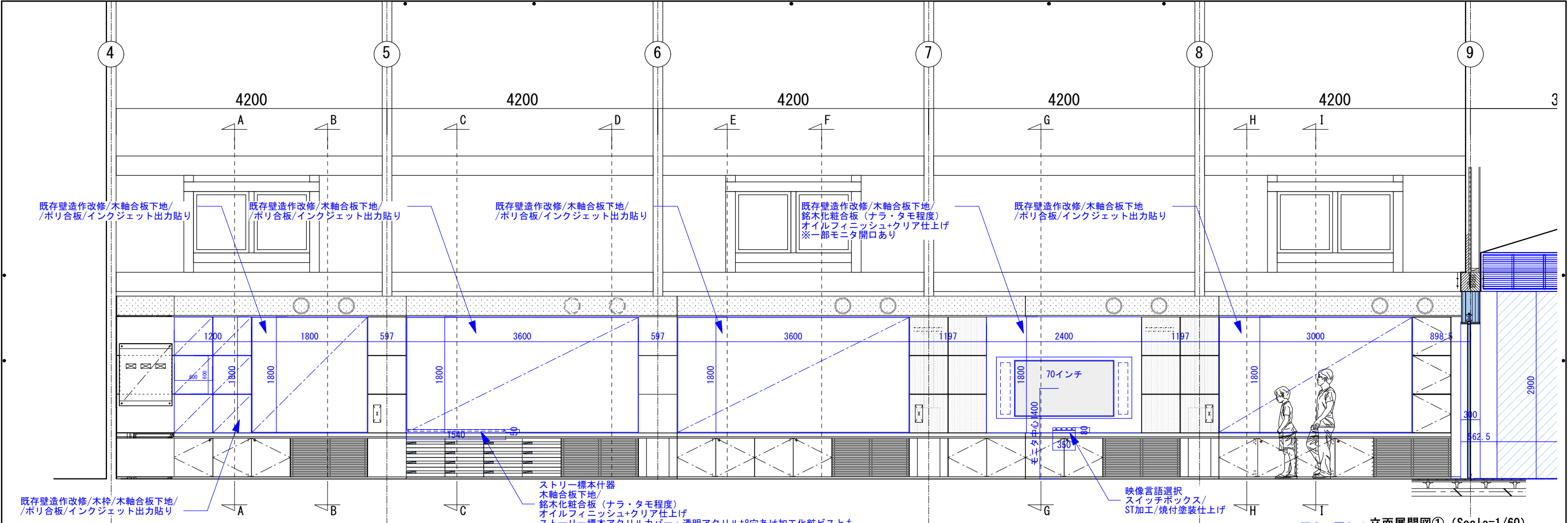


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

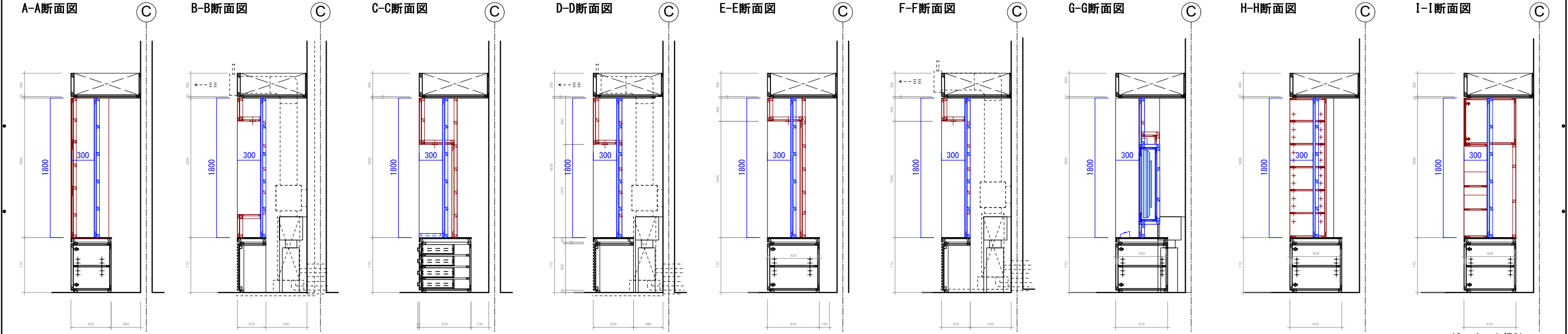


【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	全体平面図	縮尺	1/100
年月日	令和2年 9月	図面番号	012
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計



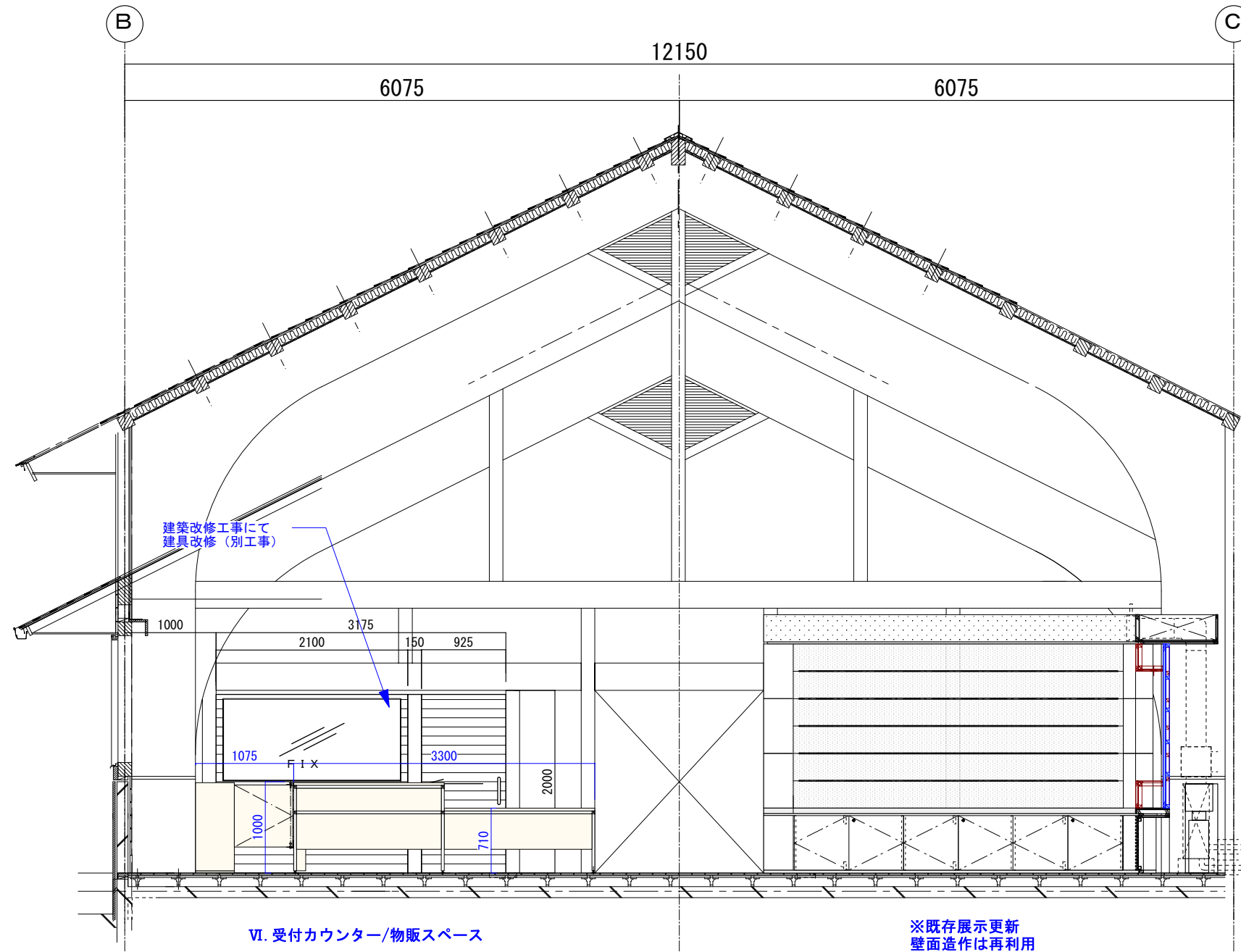
3. 伊勢志摩国立公園を満喫しよう
2. 伊勢志摩の「生きものたち」
1. 伊勢志摩の「海と大地」
伊勢志摩国立公園の特徴 (映像)
国立公園とは 立面展開図① (Scale=1/60)
伊勢志摩国立公園の特徴 (グラフィック)



(Scale=1/50)

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

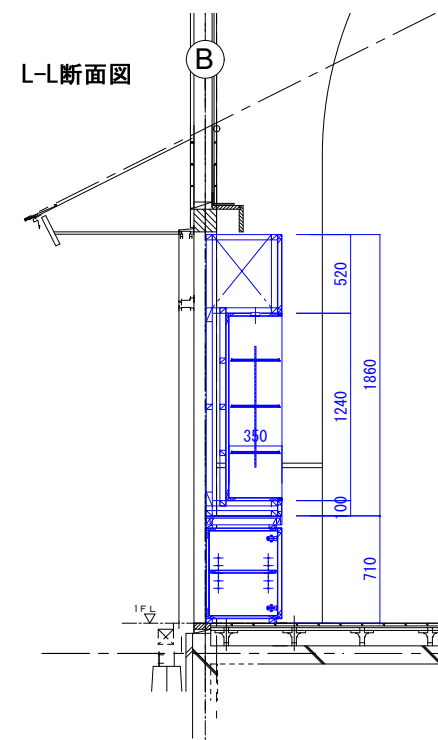
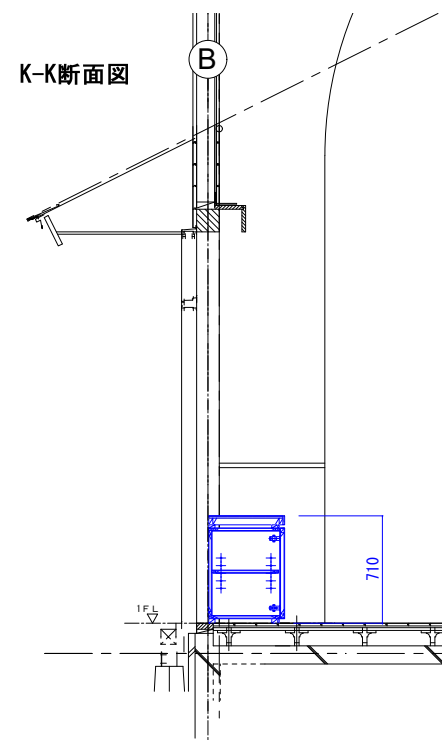
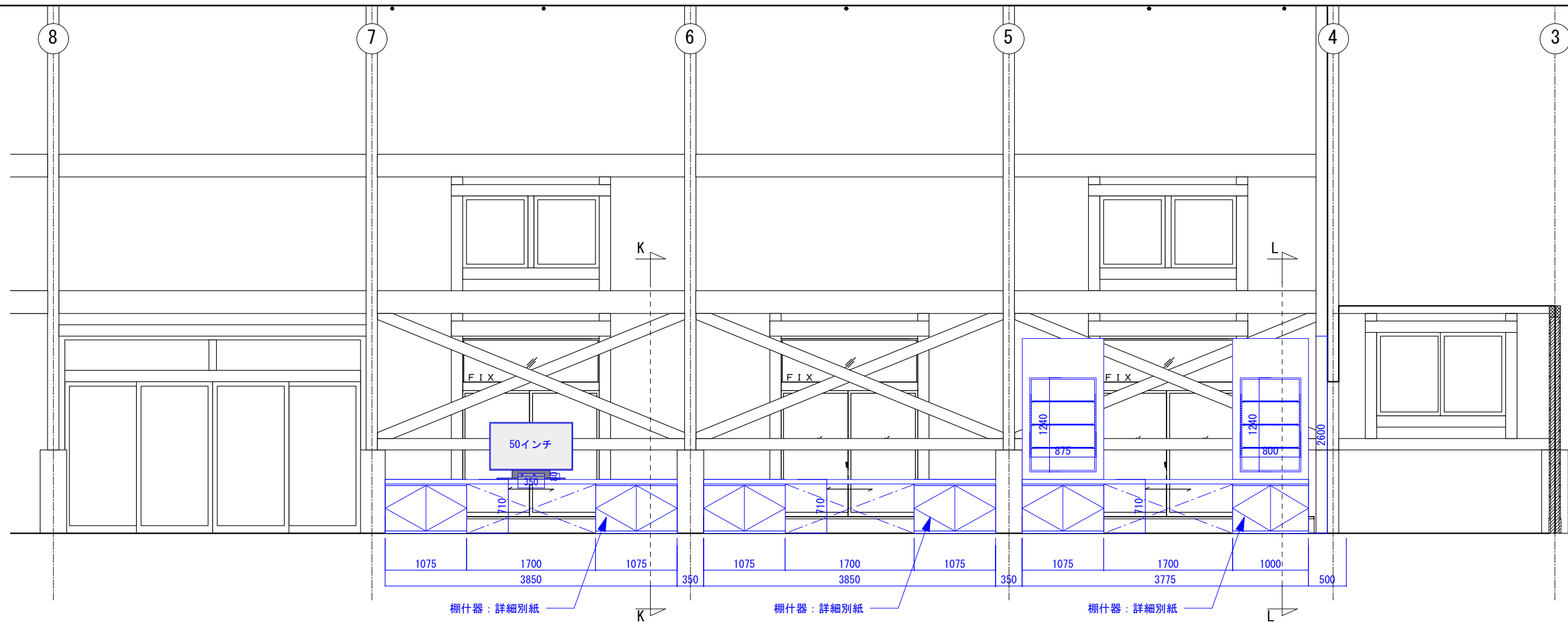
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	展開図01	縮尺	1/50, 60	
年月日	令和2年 9月	図面番号	013	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	



立面展開図② (Scale=1/60)

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

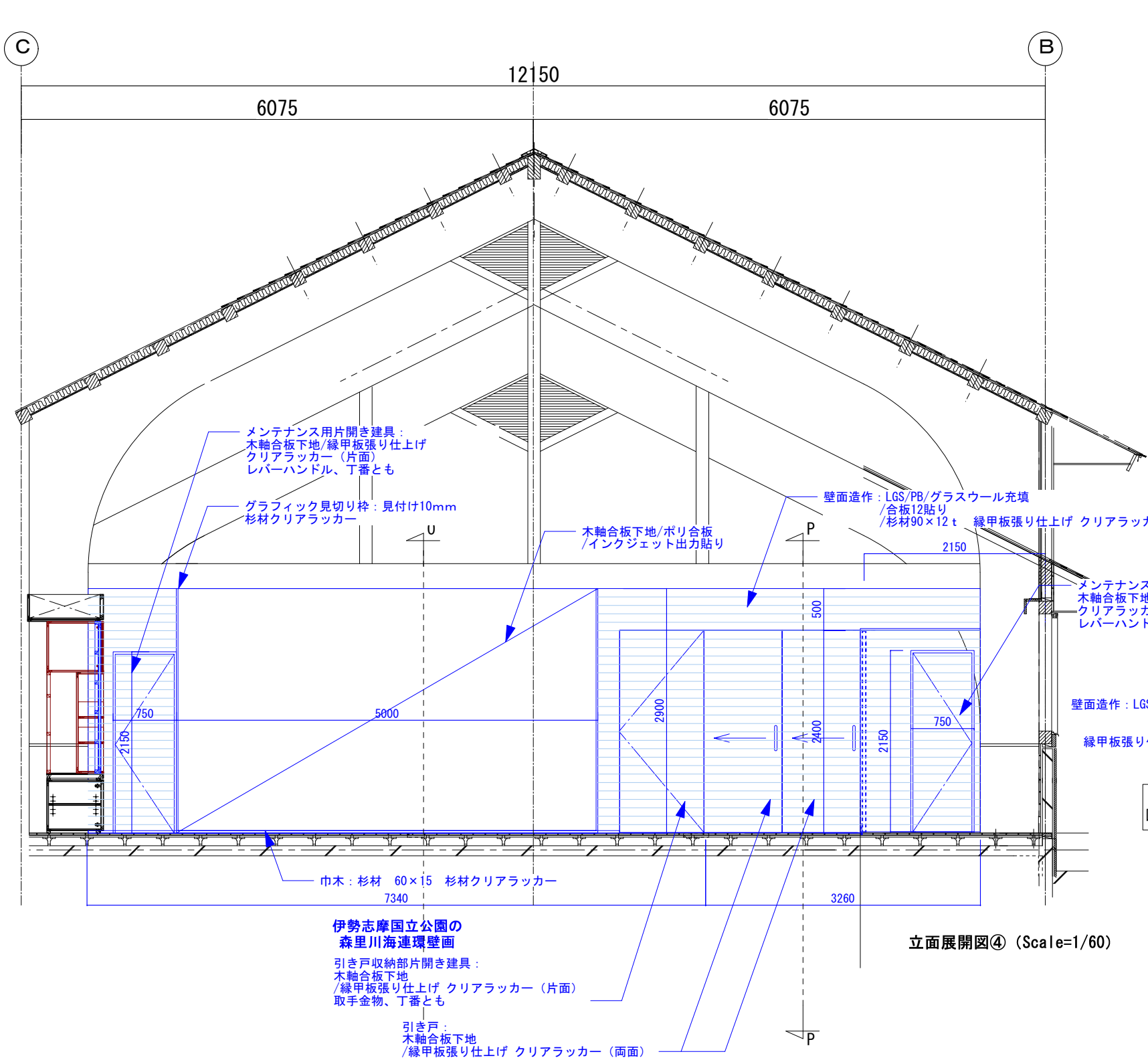
公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展開図02	縮尺	1/60		
年月日	令和2年 9月	図面番号	014		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	



【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

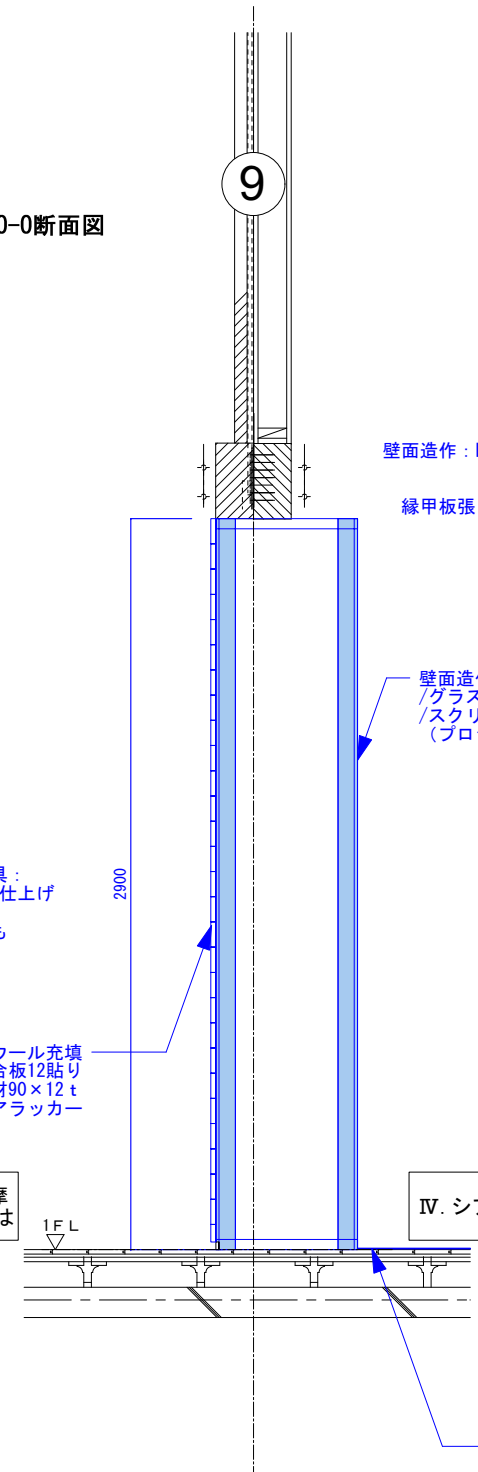
立展図③ (Scale=1/60)

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展開図03	縮尺	1/50, 60		
年月日	令和2年 9月	図面番号	015		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計		
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計		

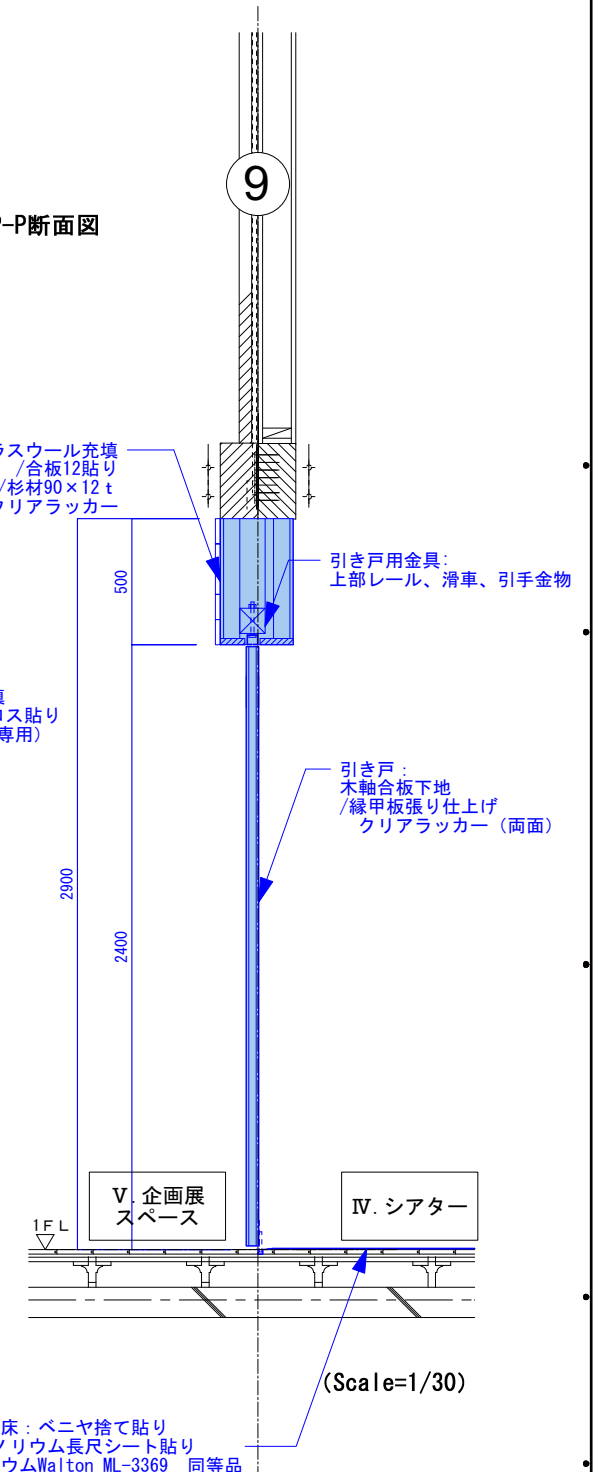


立面展開図④ (Scale=1/60)

0-0断面図



P-P断面図

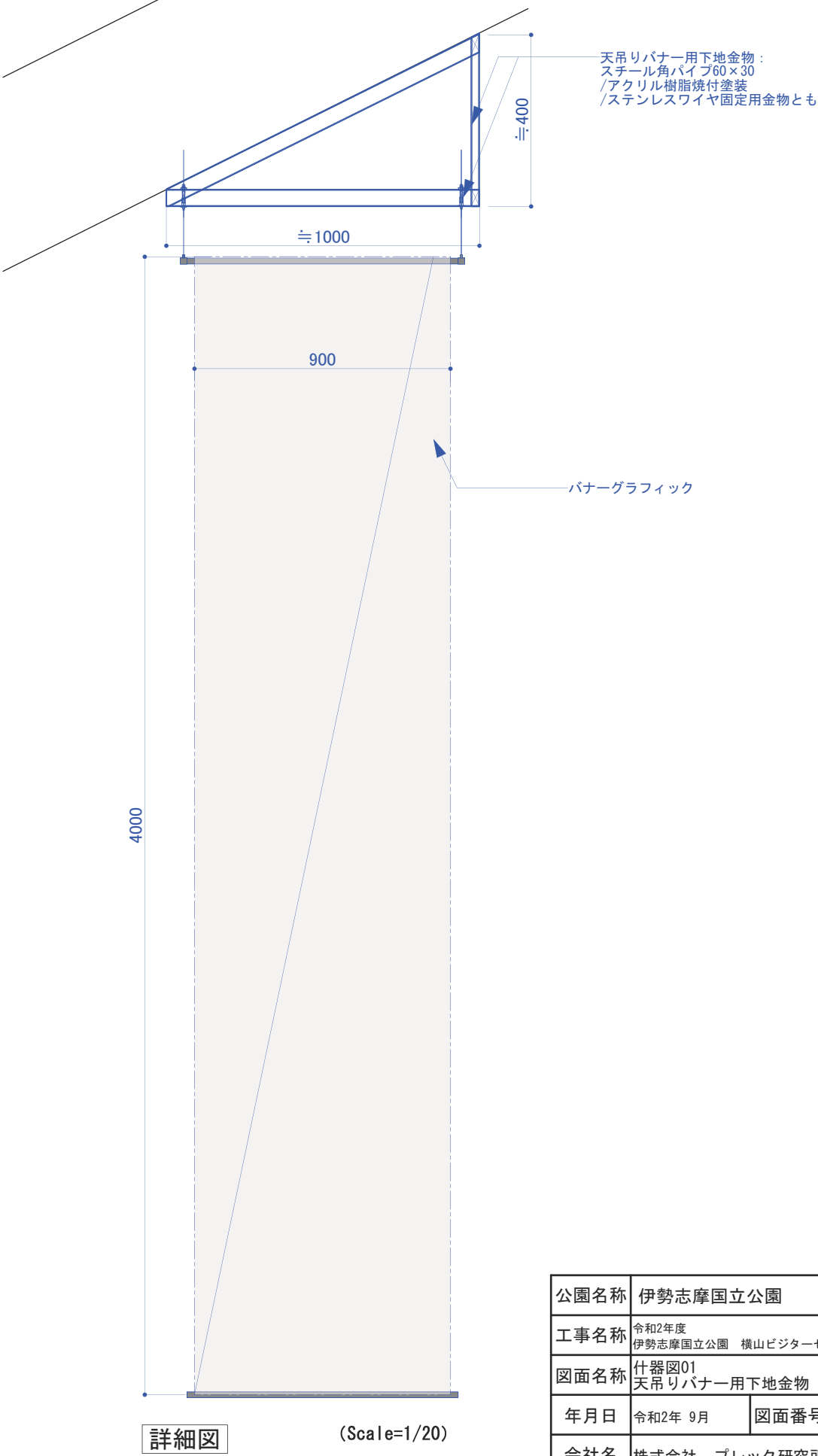
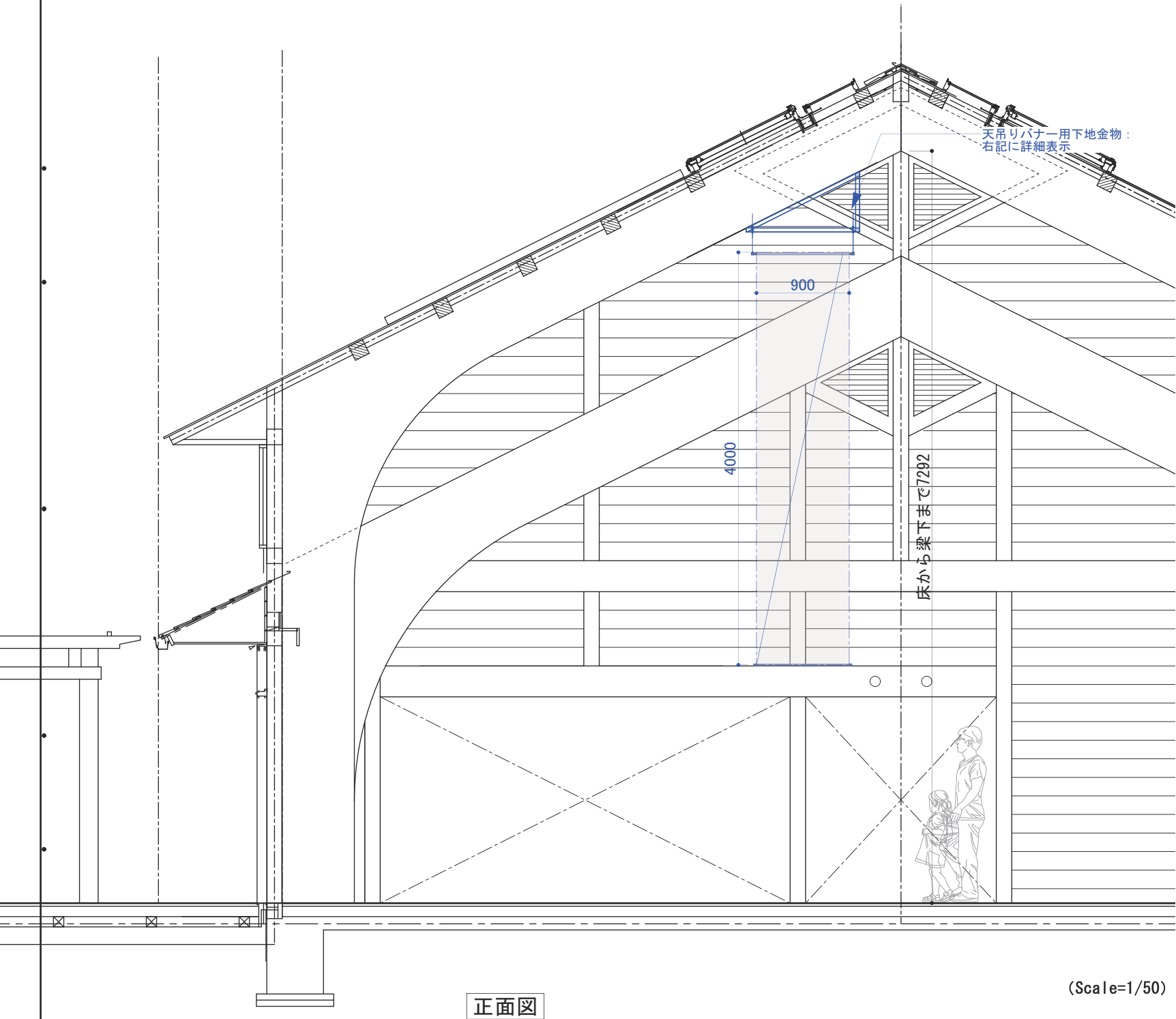


(Scale=1/30)

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	展開図04	縮尺	1/30, 60		
年月日	令和2年 9月	図面番号	016		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

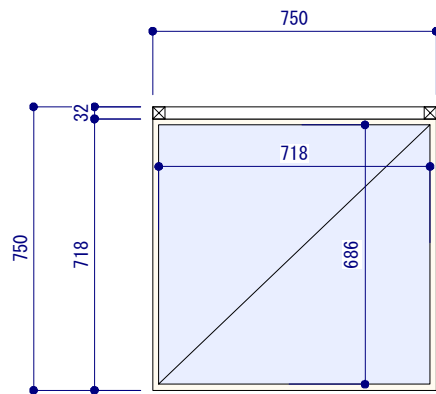
伊勢志摩の海女文化・真珠養殖・神宮林
天吊りバナー用下地金物
台数：3台



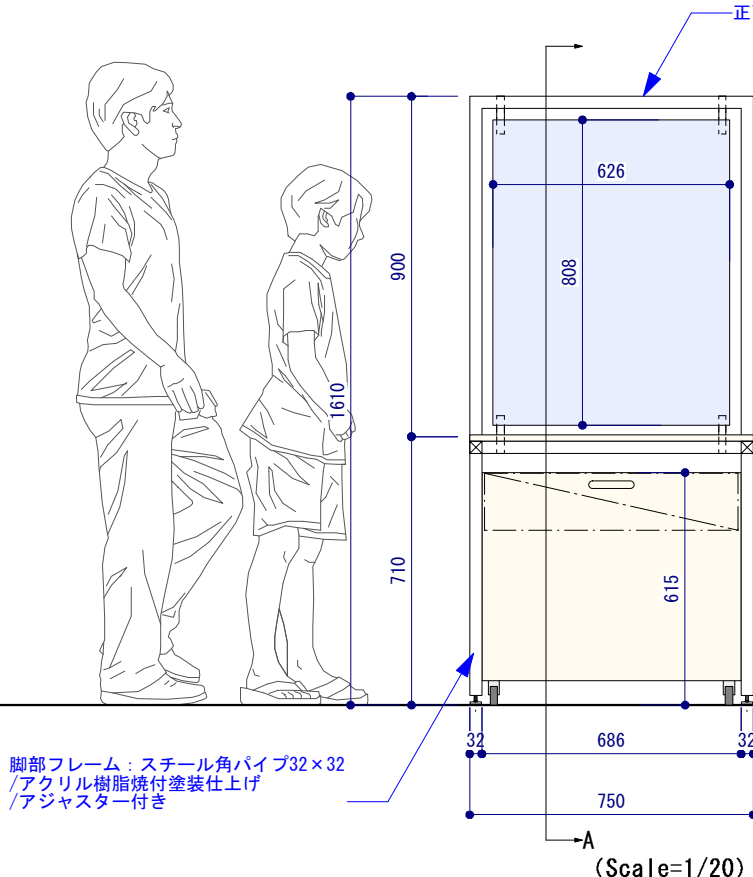
公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	什器図01 天吊りバナー用下地金物	縮尺	1/20・1/50		
年月日	令和2年 9月	図面番号	017		
会社名	株式会社 プレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

伊勢志摩の海女文化・真珠養殖・神宮林
可動式展示什器
台数：9台

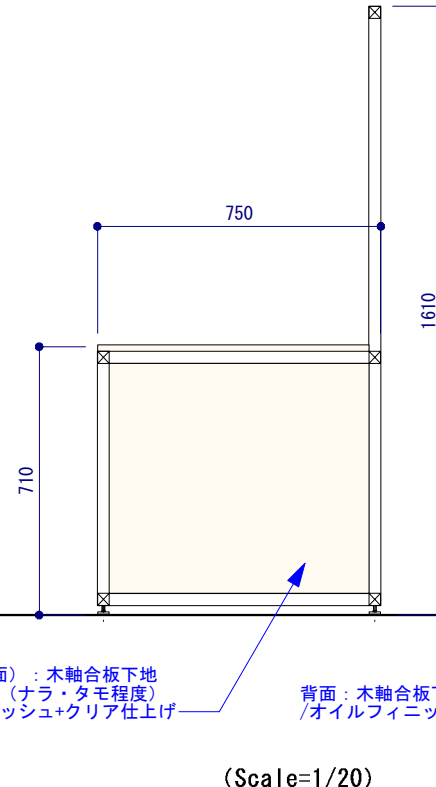
平面図



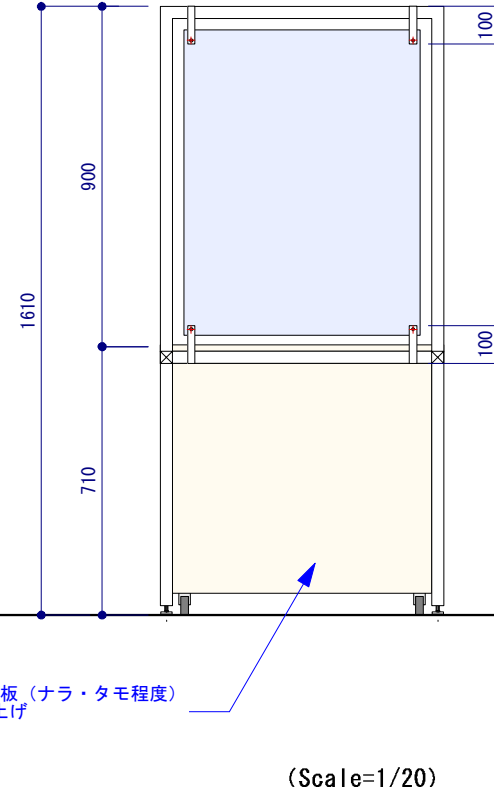
正面図



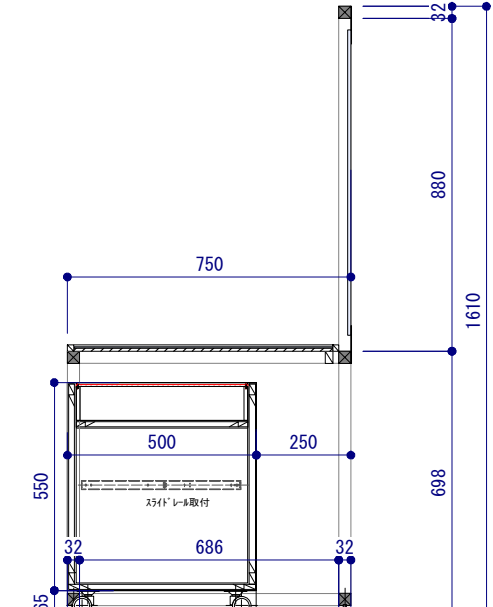
側面図



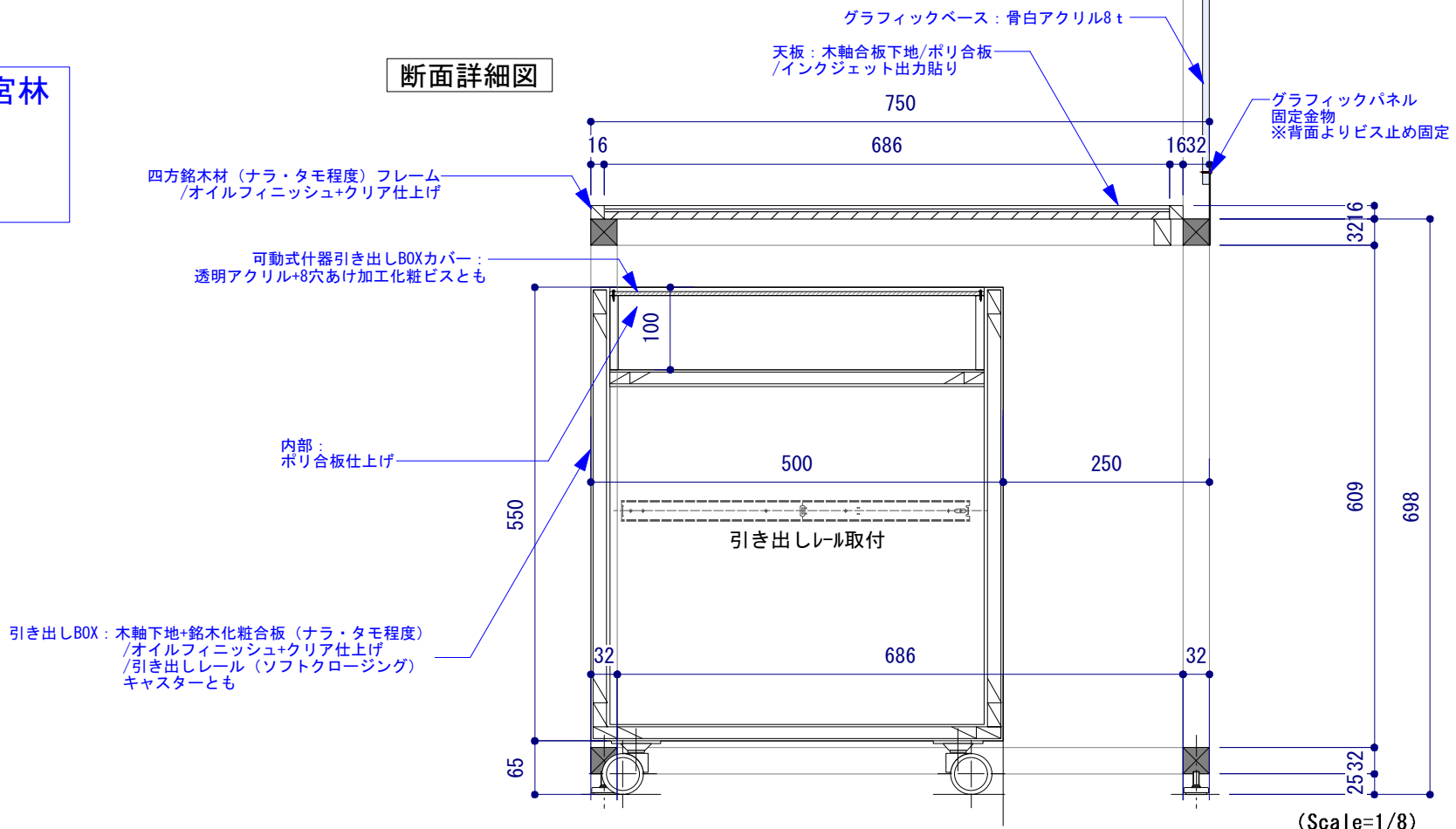
背面図



断面図-A



断面詳細図



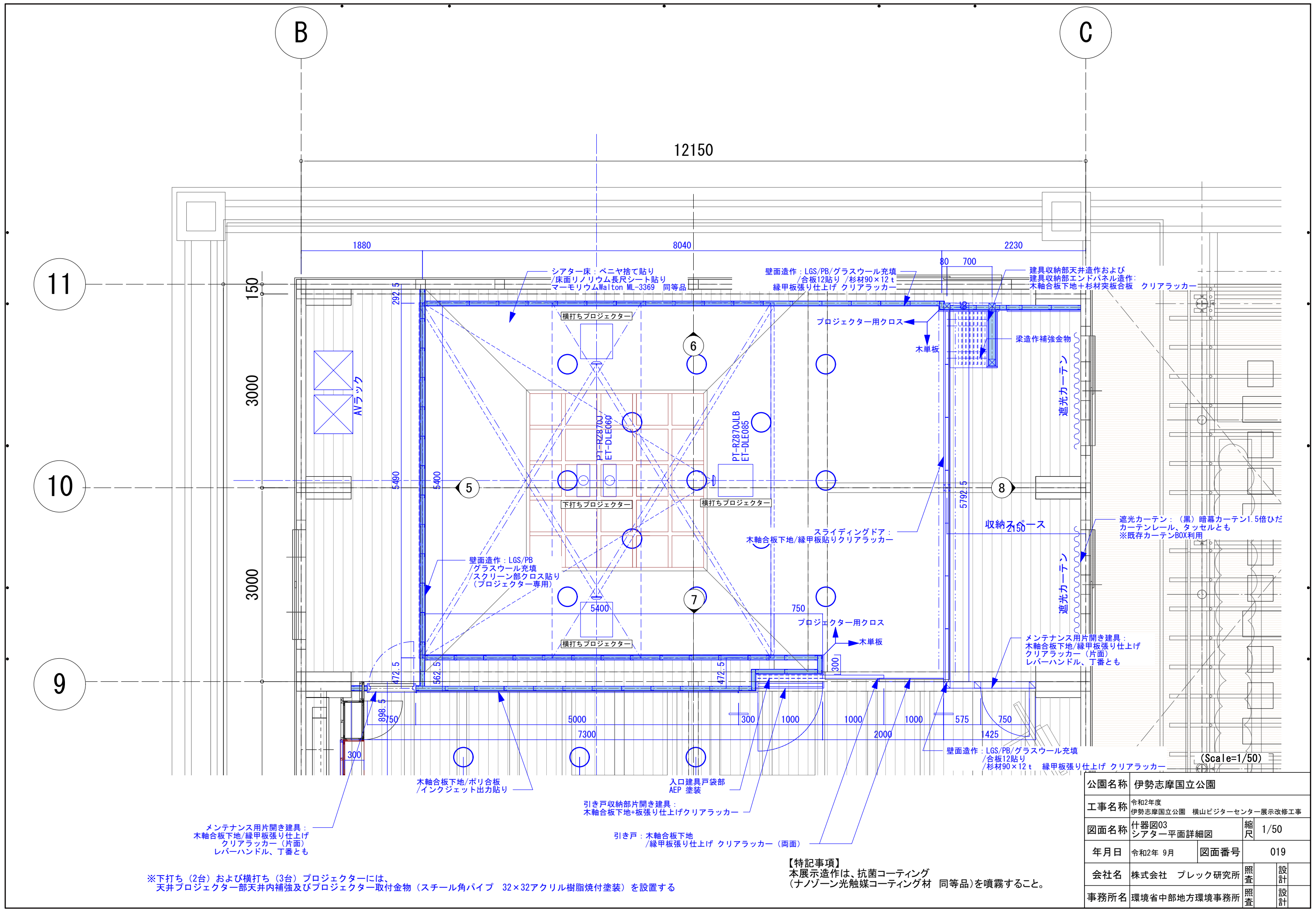
脚部フレーム：スチール角パイプ32×32
/アクリル樹脂焼付塗装仕上げ
/アジャスター付き

腰部（側面二面）：木軸合板下地
/銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

背面：木軸合板下地/銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
（ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品）を噴霧すること。

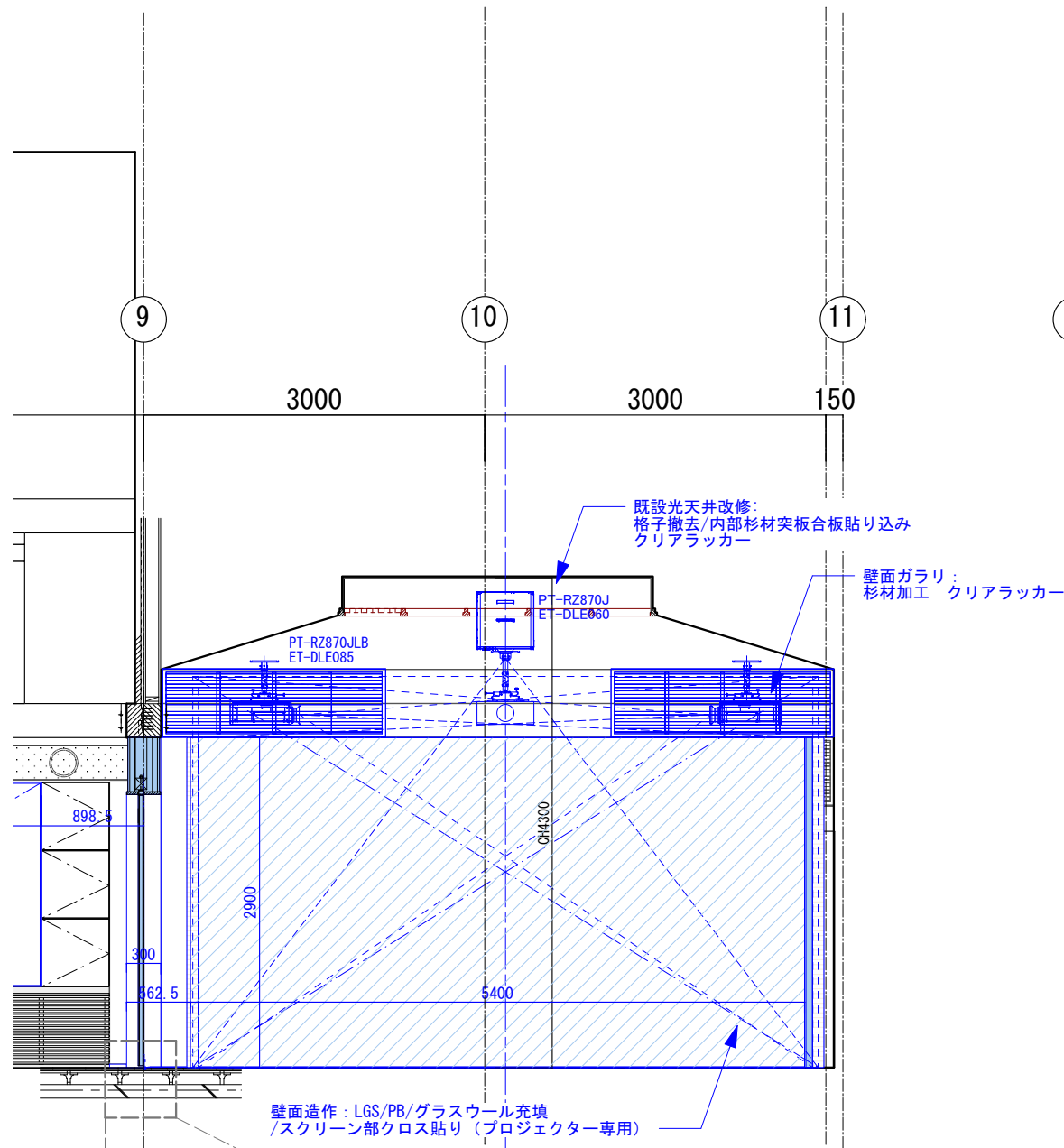
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	什器図02 テーマ展示可動式展示什器	縮尺	1/8・1/20	
年月日	令和2年 9月	図面番号	018	
会社名	株式会社 プレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計



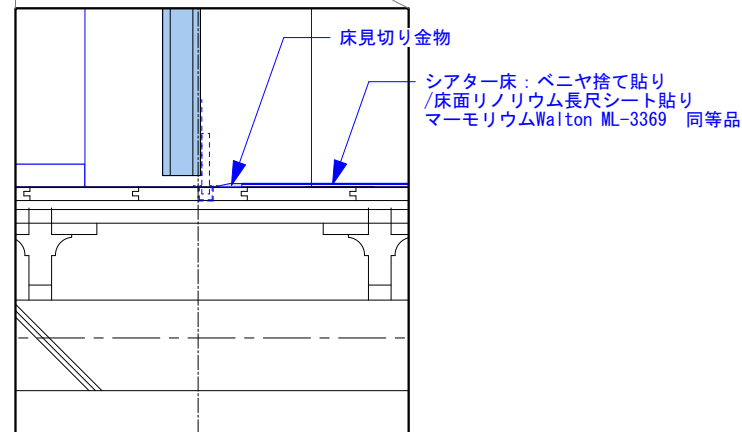
※下打ち (2台) および横打ち (3台) プロジェクターには、
天井プロジェクター部天井内補強及びプロジェクター取付金物 (スチール角パイプ 32×32アクリル樹脂焼付塗装) を設置する

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

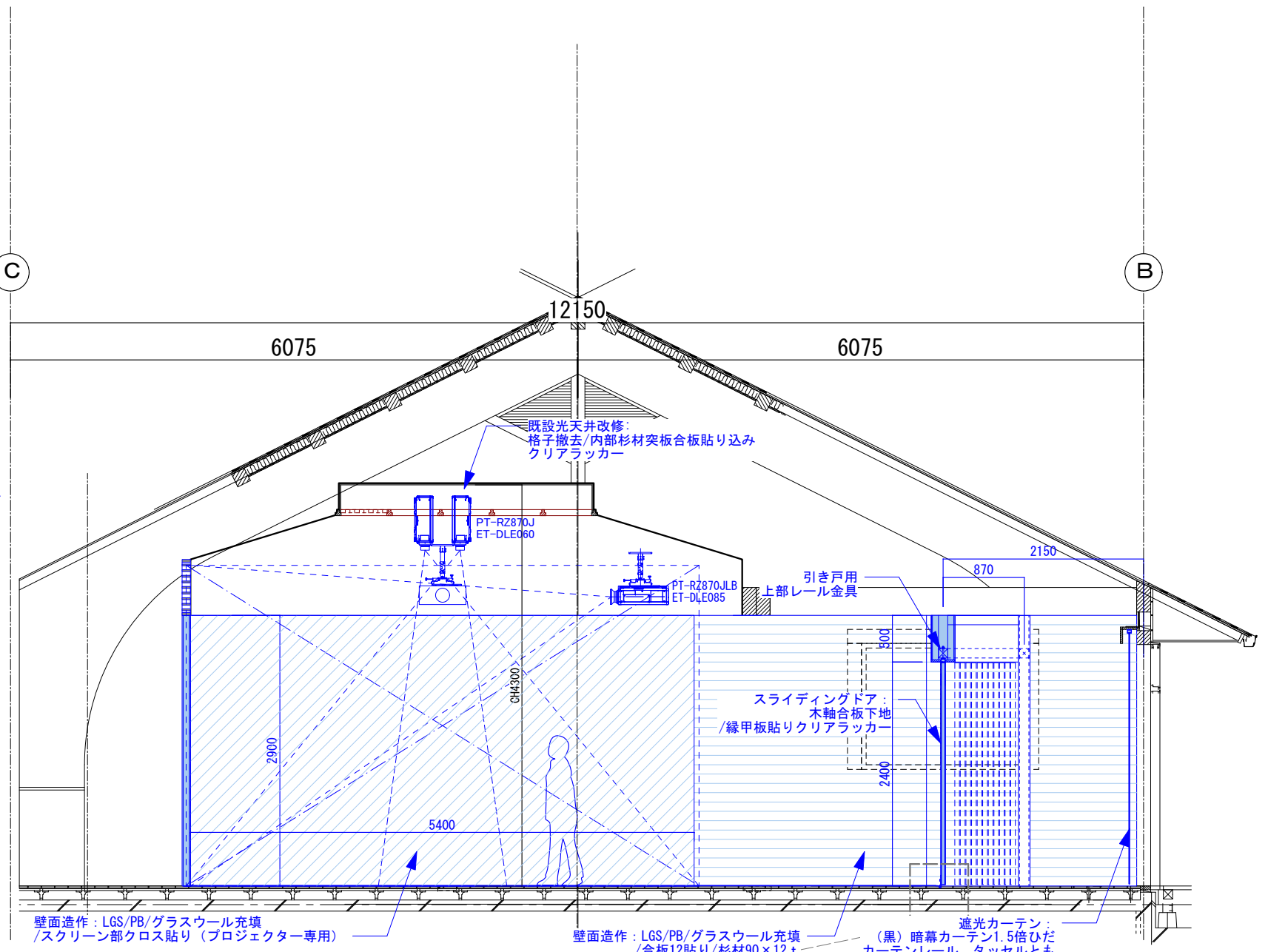
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	什器図03 シアター平面詳細図	縮尺	1/50	
年月日	令和2年 9月	図面番号	019	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	



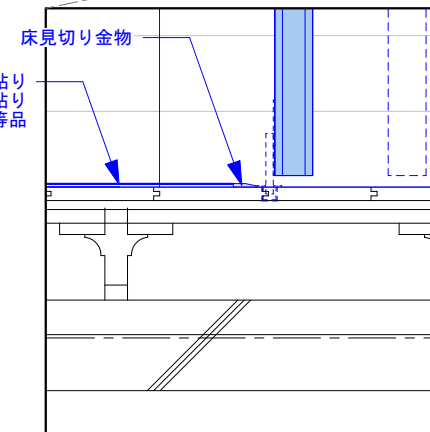
IV. シアター
1. コンセプト映像 (団体40名対応) 立面展開図⑤ (Scale=1/60)



(Scale=1/10)



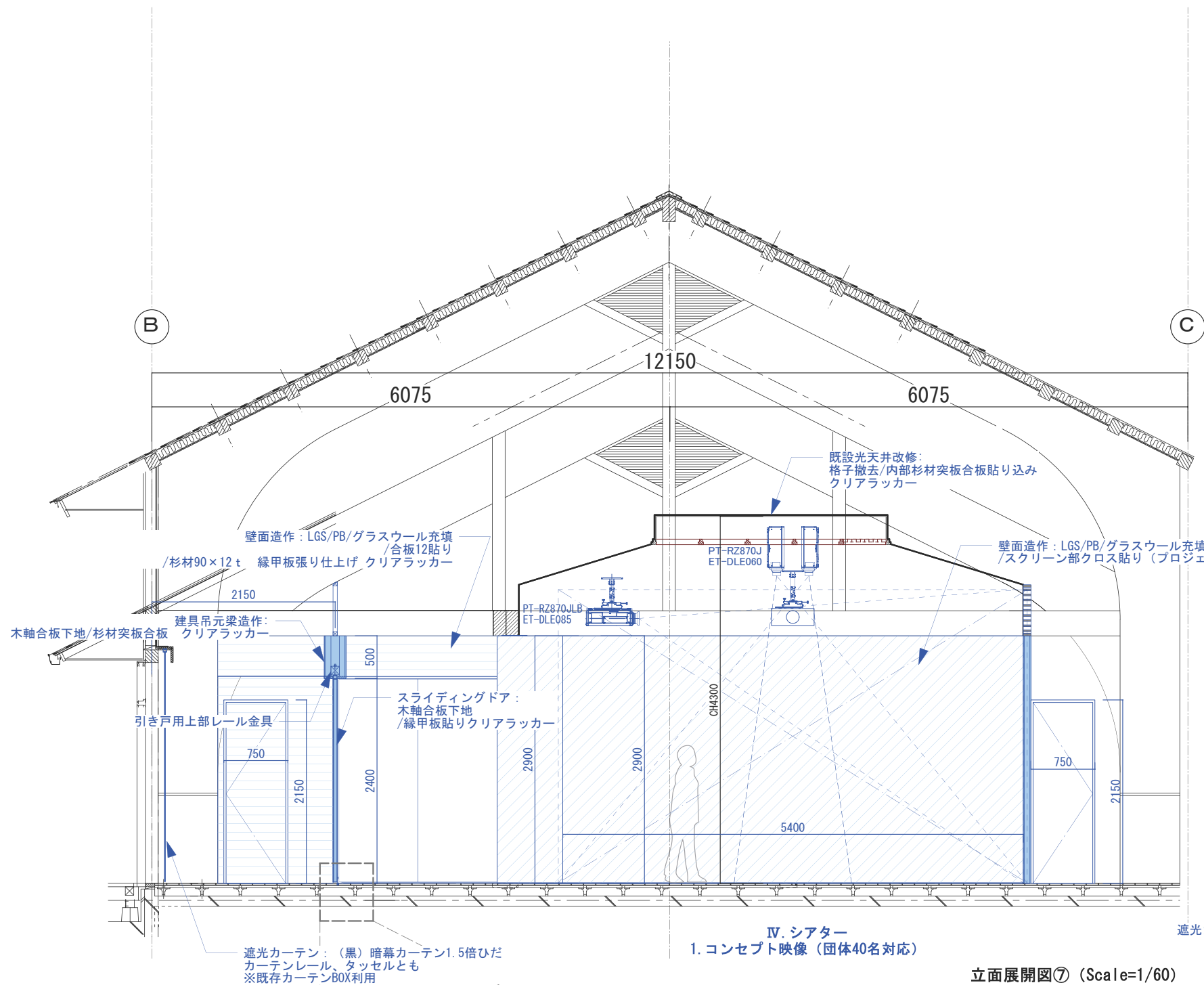
IV. シアター
1. コンセプト映像 (団体40名対応) 立面展開図⑥ (Scale=1/60)



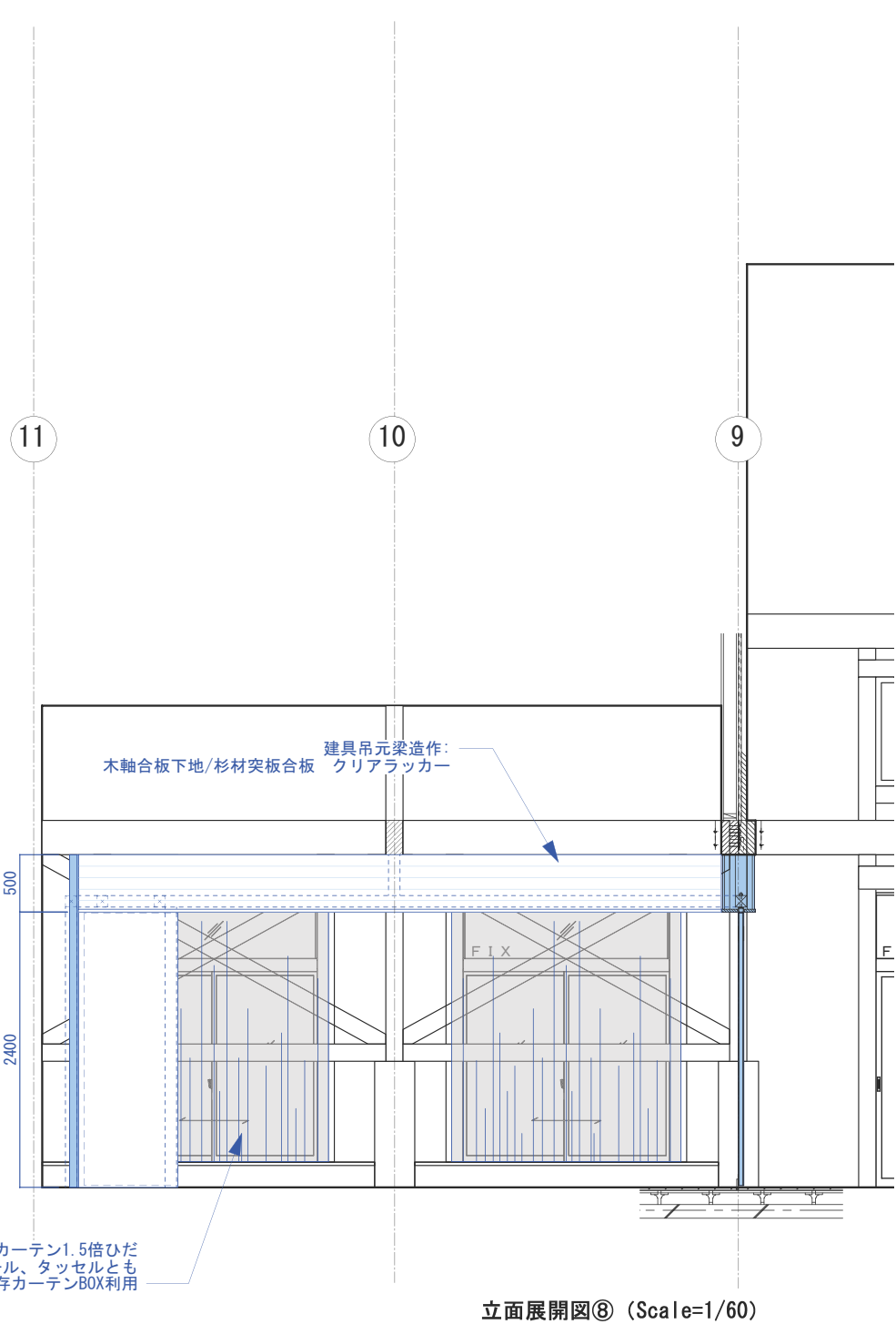
(Scale=1/10)

【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

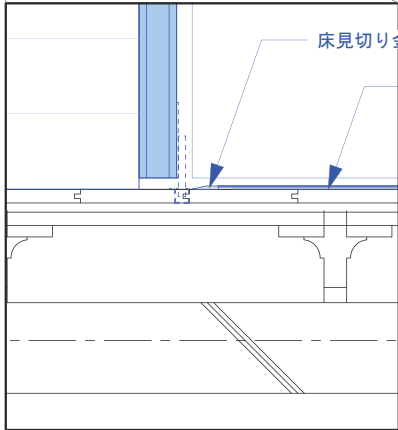
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	什器図04 シアター展開図01	縮尺	1/10, 60	
年月日	令和2年 9月	図面番号	020	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	



立面展開図⑦ (Scale=1/60)



立面展開図⑧ (Scale=1/60)



(Scale=1/10)

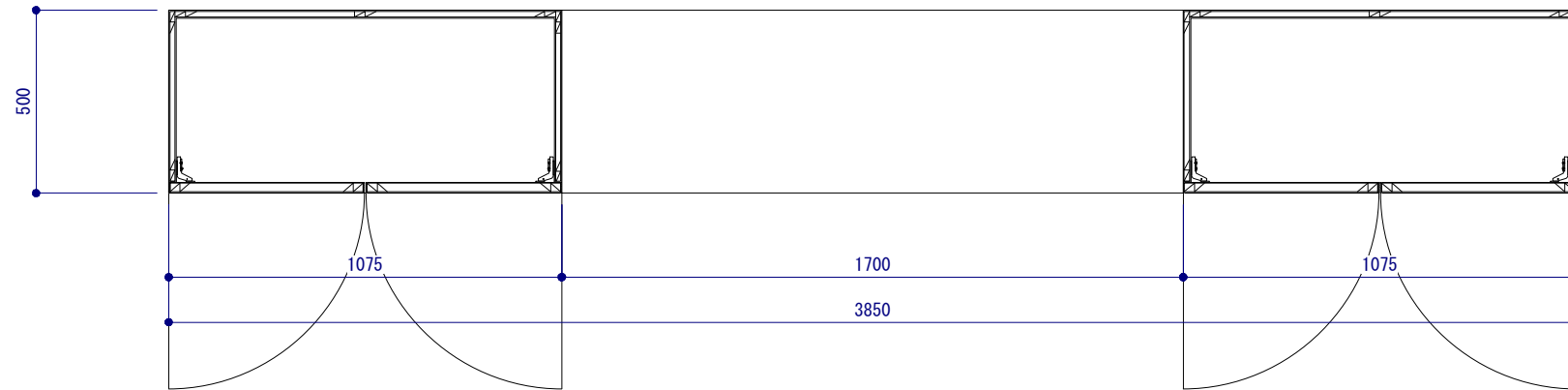
IV. シアター
1. コンセプト映像 (団体40名対応)

遮光カーテン：(黒) 暗幕カーテン1.5倍ひだ
カーテンレール、タッセルとも
※既存カーテンBOX利用

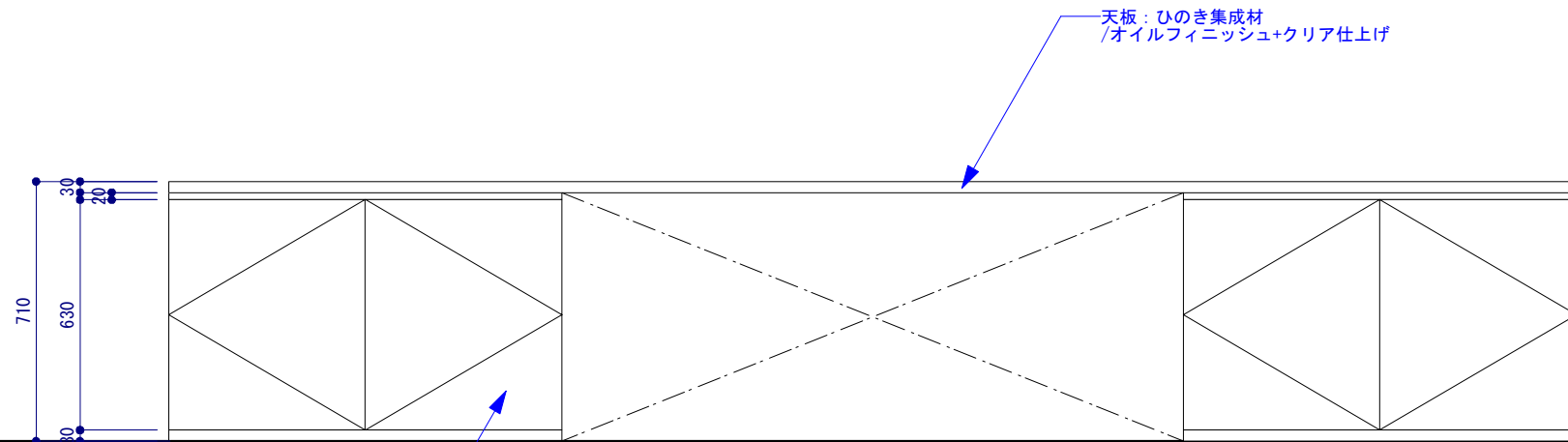
【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	什器図05 シアター展開図02	縮尺	1/10, 60		
年月日	令和2年 9月	図面番号	021		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

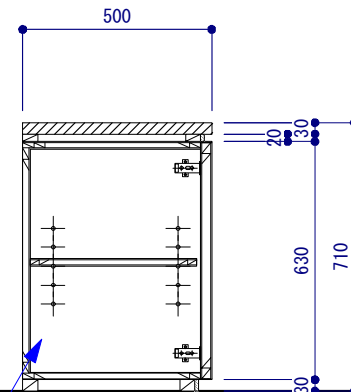
平断面図



正面図



断面図



腰部：木軸合板下地+銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/ オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

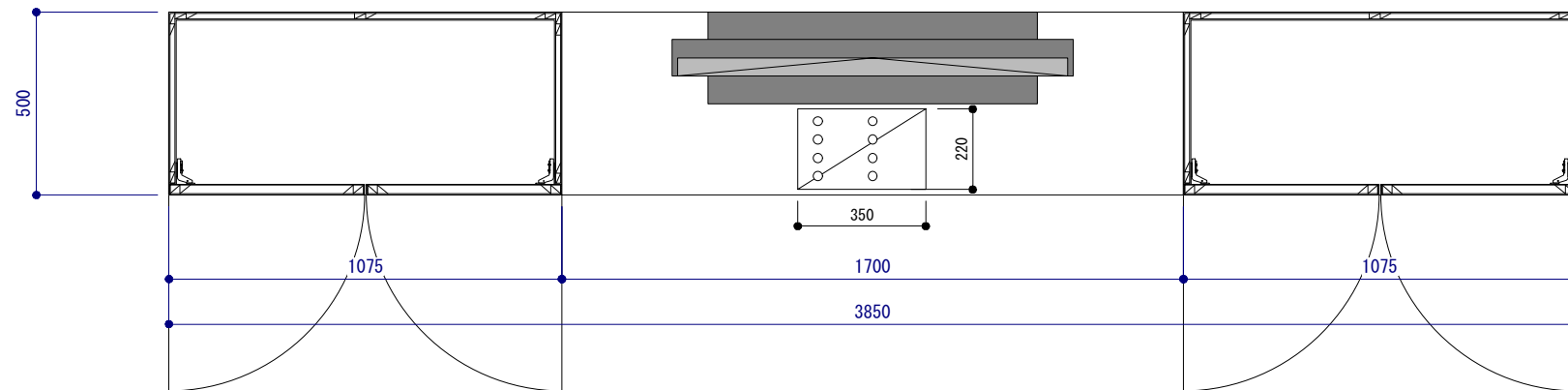
天板：ひのき集成材
/ オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

収納造作内部：化粧合板仕上げ

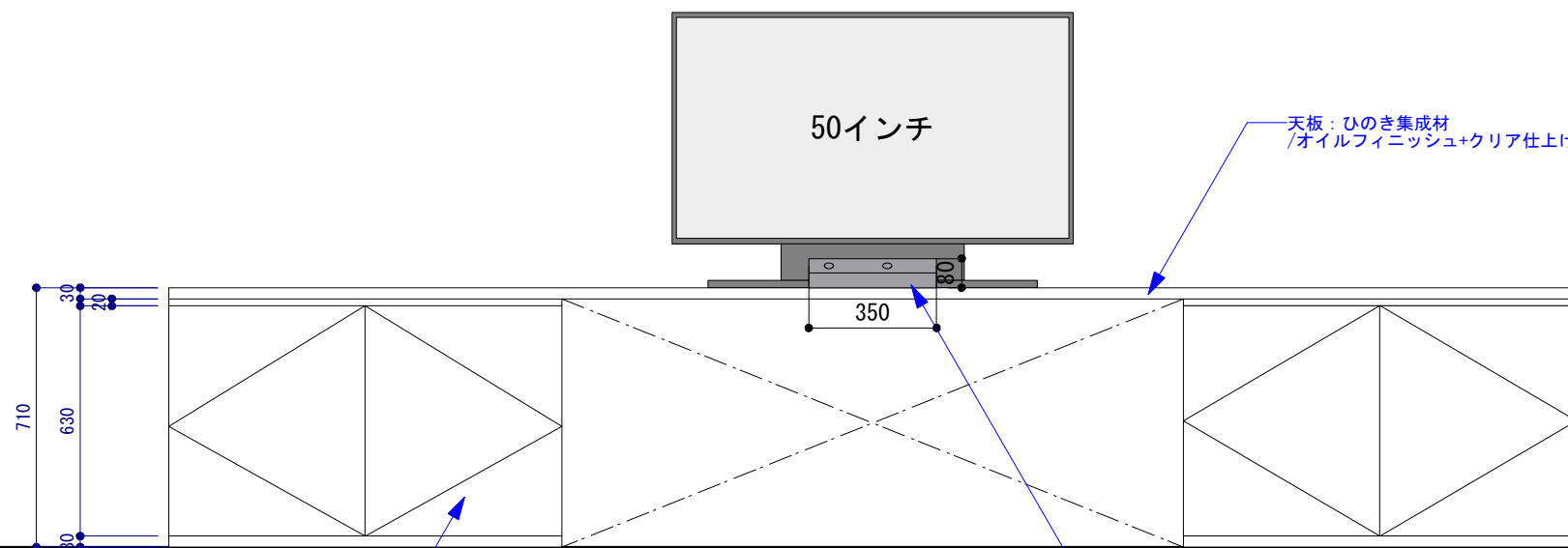
【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
（ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品）を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	什器図06 ライブラリー壁面カウンター造作	縮尺	1/20		
年月日	令和2年 9月	図面番号	022		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

平断面図



正面図



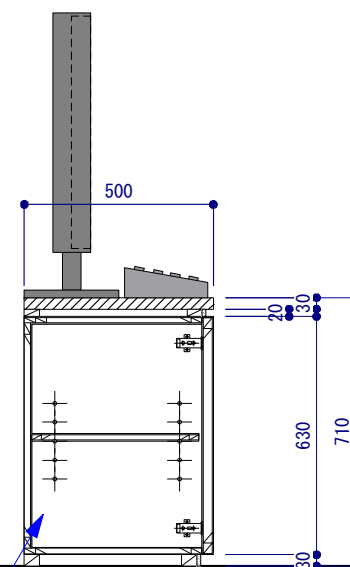
腰部：木軸合板下地+銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

天板：ひのき集成材
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ

映像言語選択
スイッチボックス/
ST加工/焼付塗装仕上げ

収納造作内部：化粧合板仕上げ

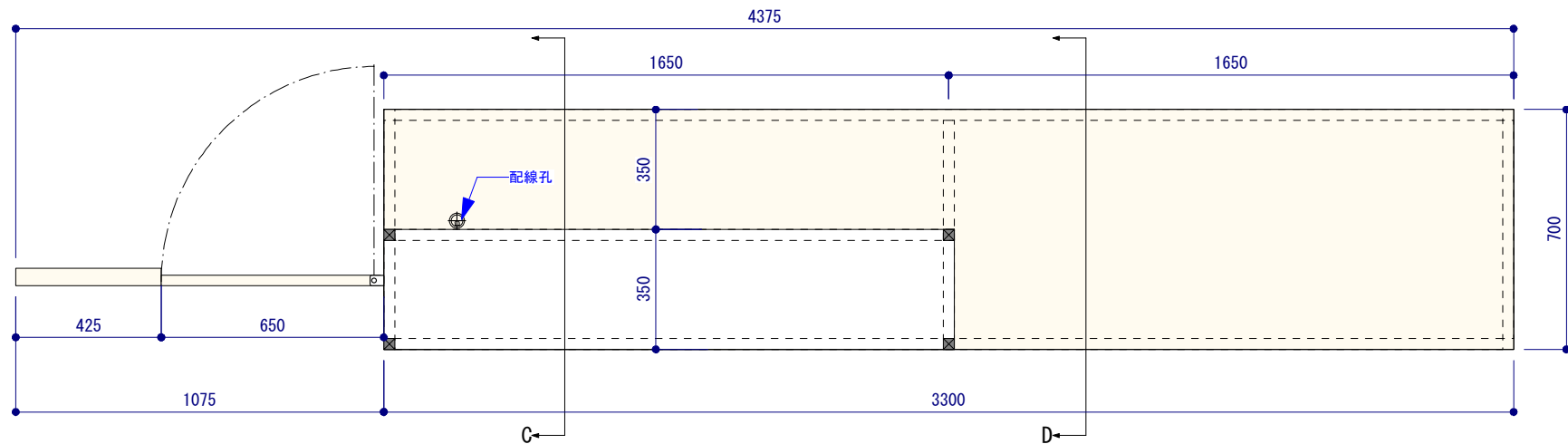
断面図



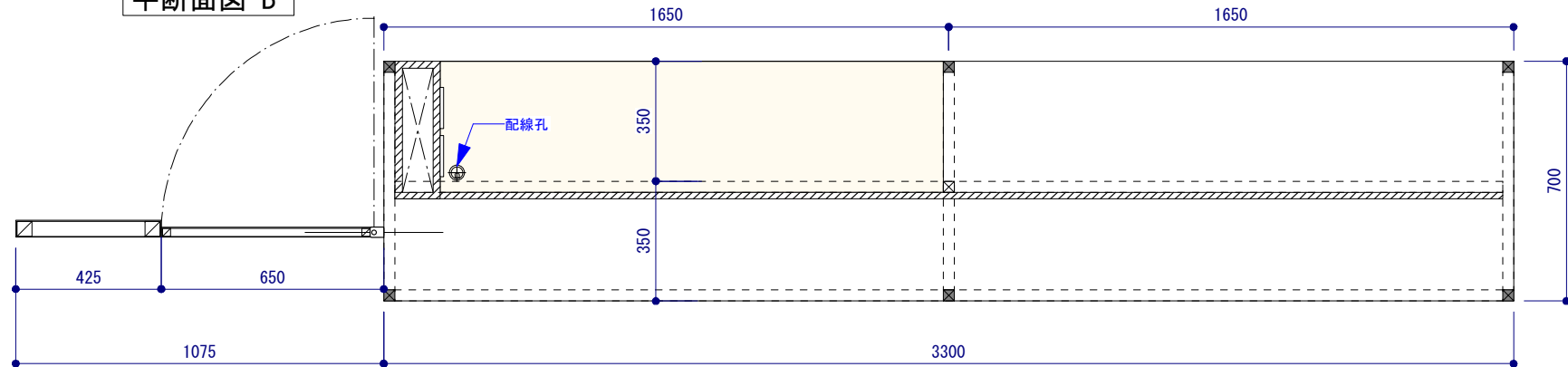
【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
（ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品）を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	什器図07 映像コーナー壁面カウンター造作	縮尺	1/20	
年月日	令和2年 9月	図面番号	023	
会社名	株式会社 プレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	

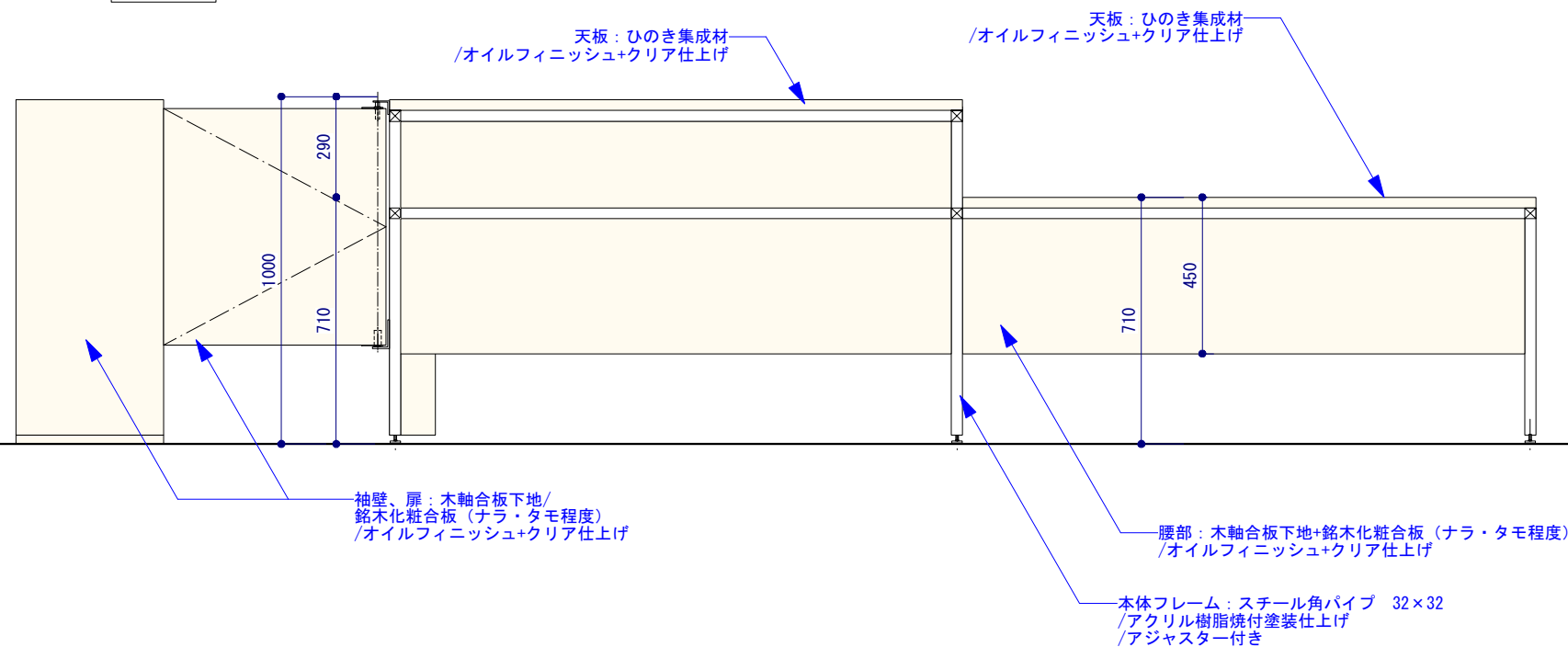
平断面図-A



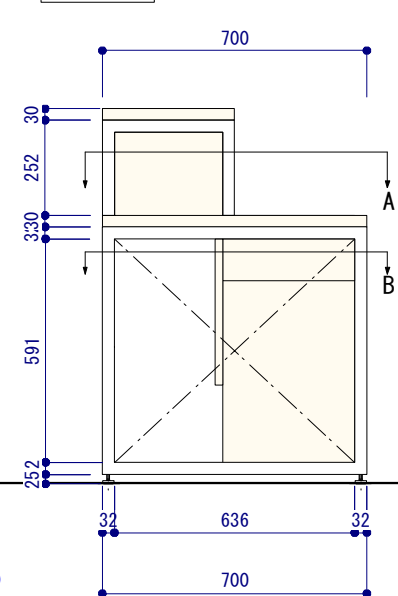
平断面図-B



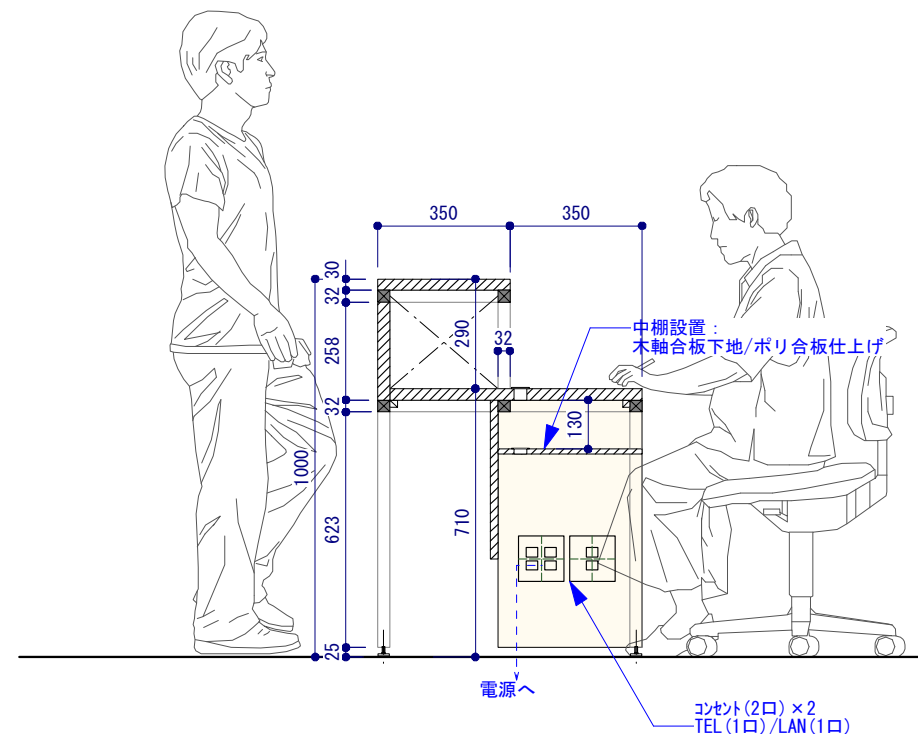
正面図



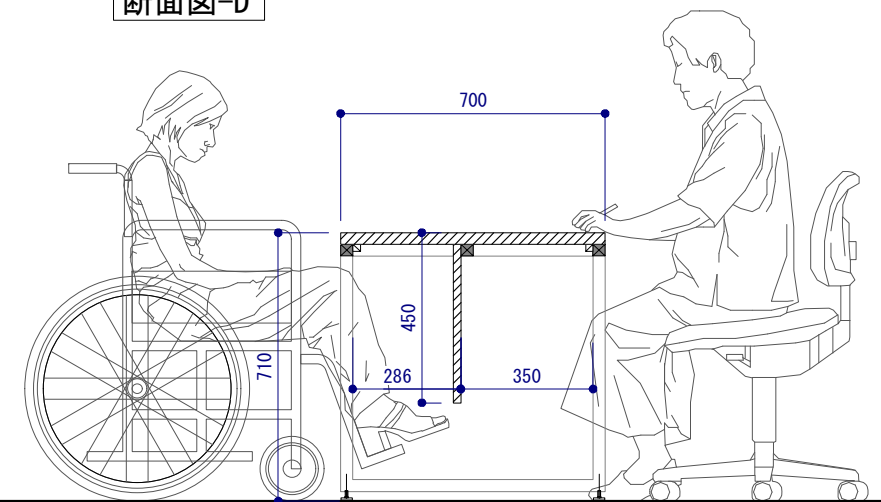
側面図



断面図-C



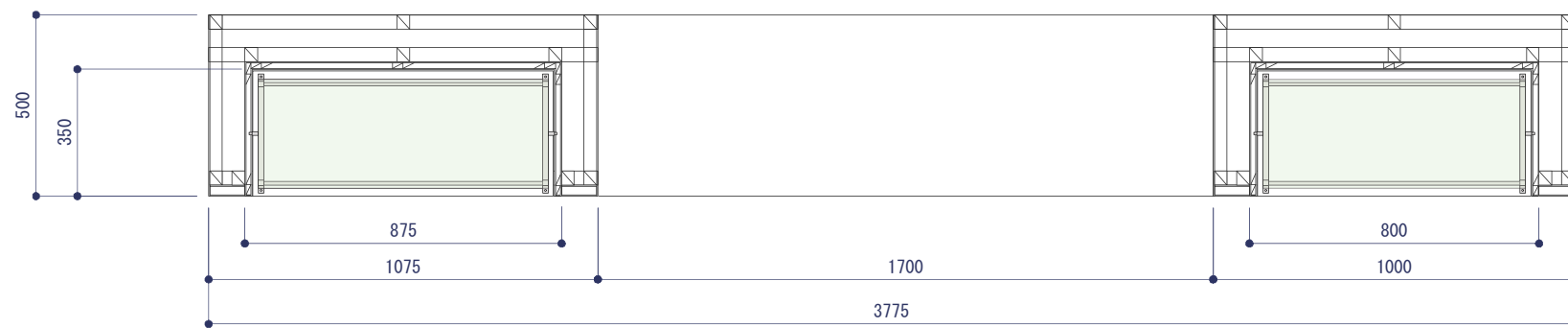
断面図-D



【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
(ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品)を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	仕器図08 受付カウンター造作	縮尺	1/20
年月日	令和2年 9月	図面番号	024
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

平断面図

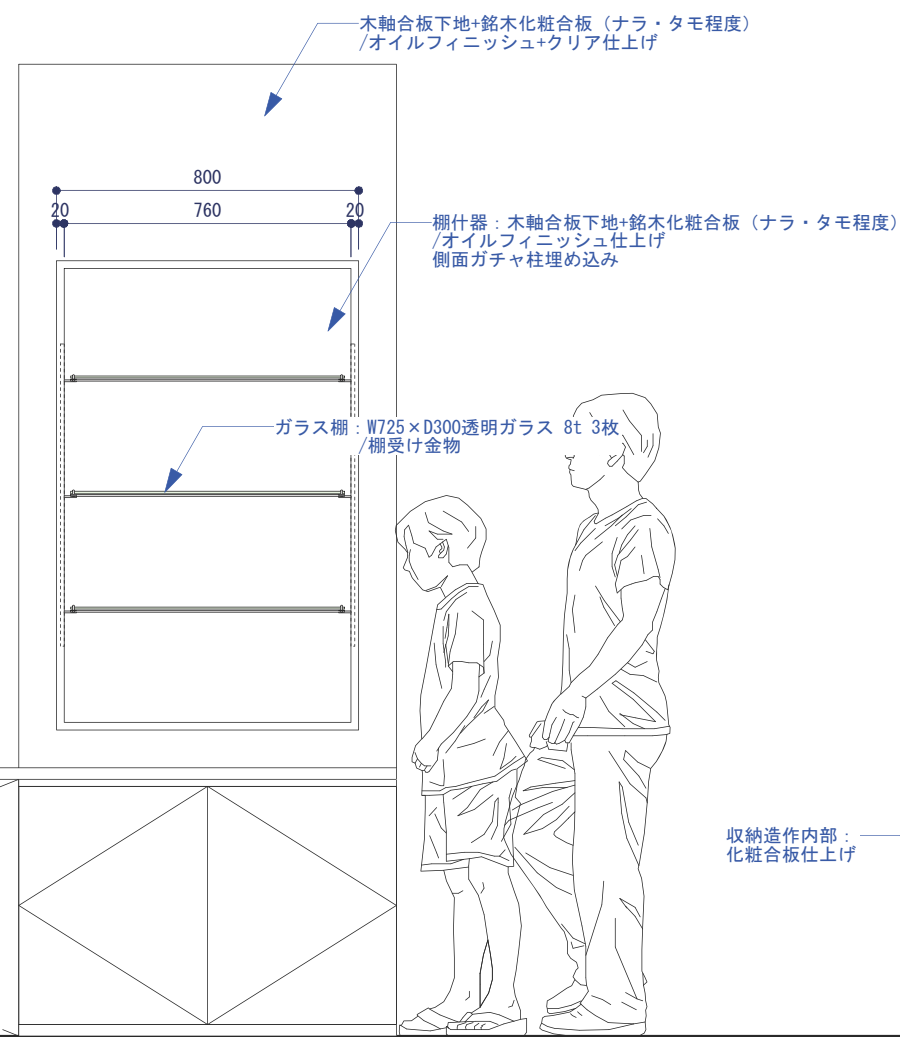
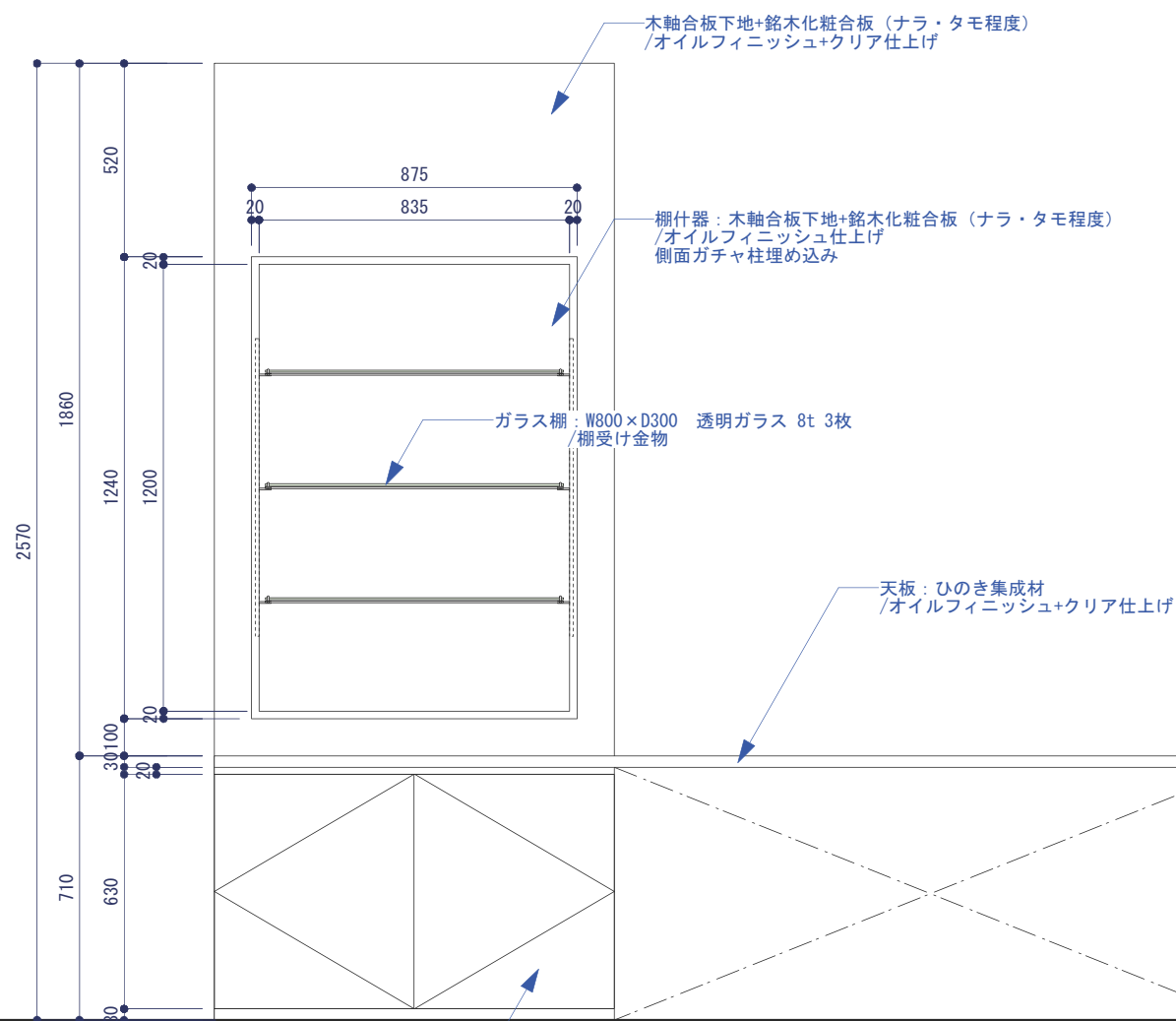


正面図

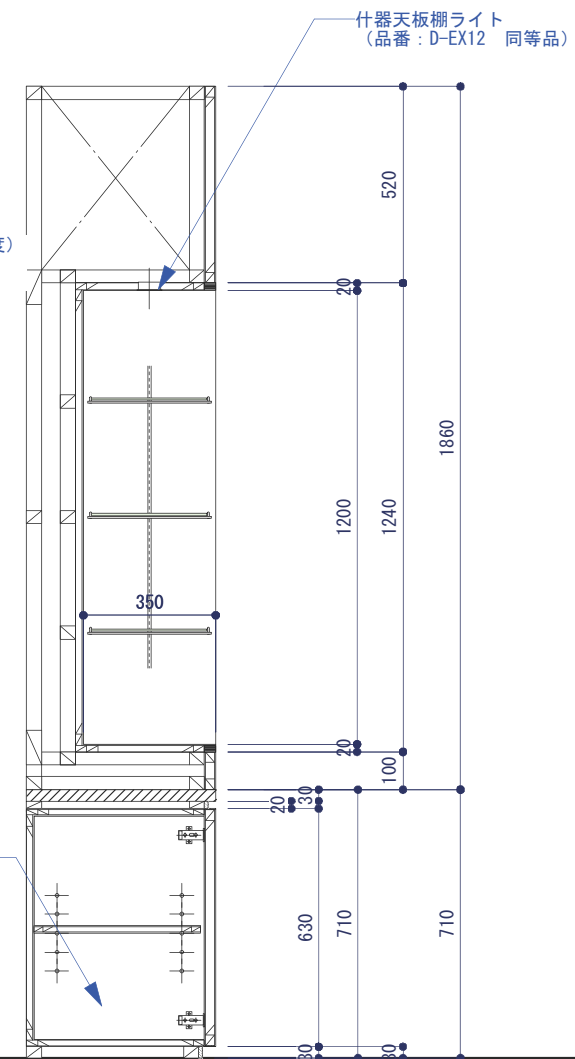
壁面商品棚造作①

壁面商品棚造作②

断面図



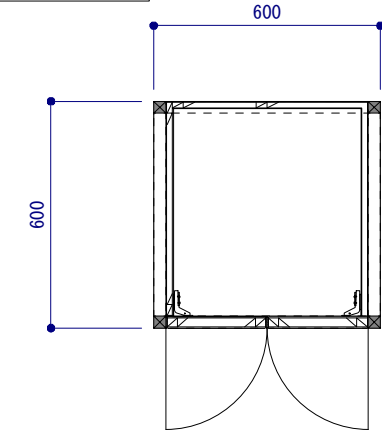
収納造作内部：
化粧合板仕上げ



【特記事項】
本展示造作は、抗菌コーティング
（ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品）を噴霧すること。

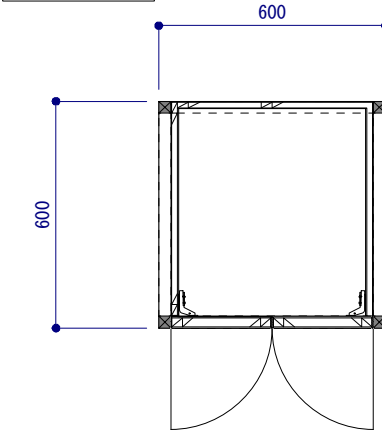
公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	什器図09 物販スペース壁面カウンター造作	縮尺	1/20
年月日	令和2年 9月	図面番号	025
会社名	株式会社 プレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

平断面図



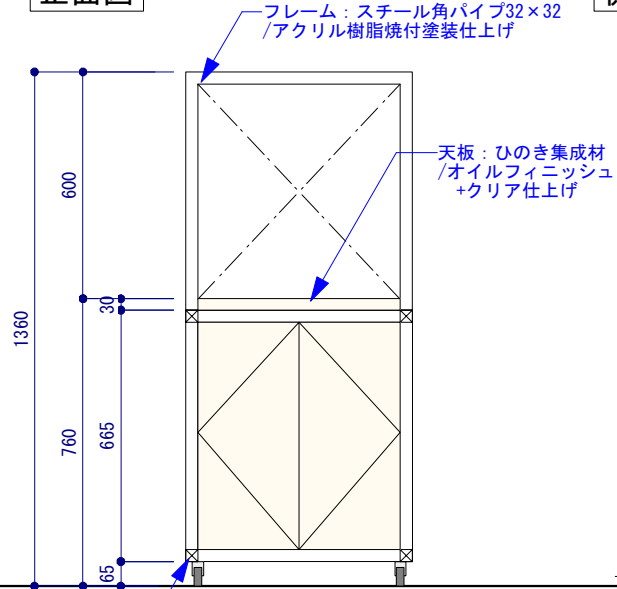
物販スペース什器
台数：2台

平断面図

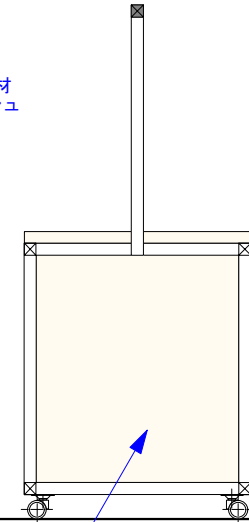


物販スペース什器
台数：2台

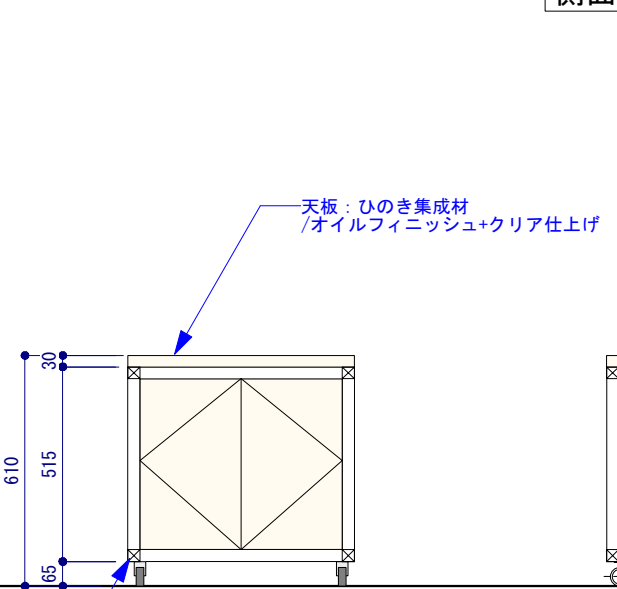
正面図



側面図



側面図



フレーム：スチール角パイプ32×32
/アクリル樹脂焼付塗装仕上げ

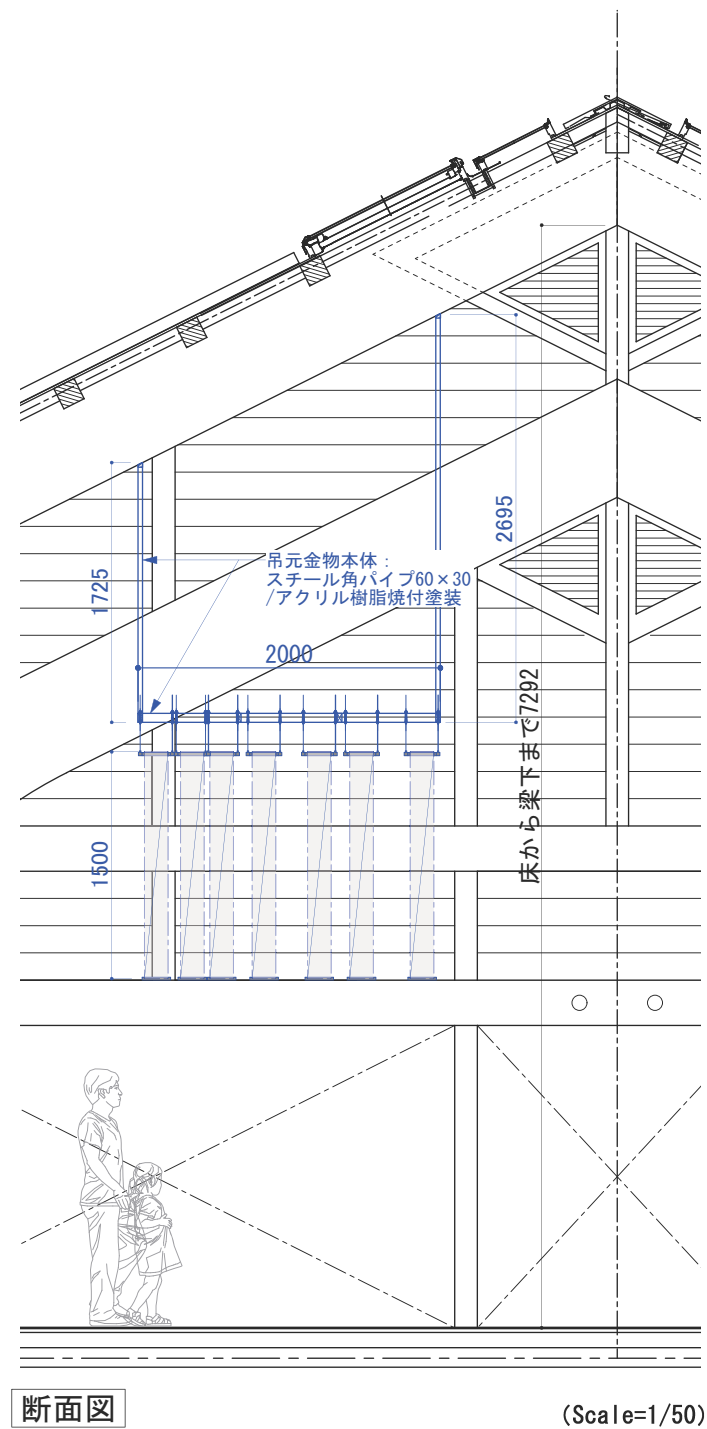
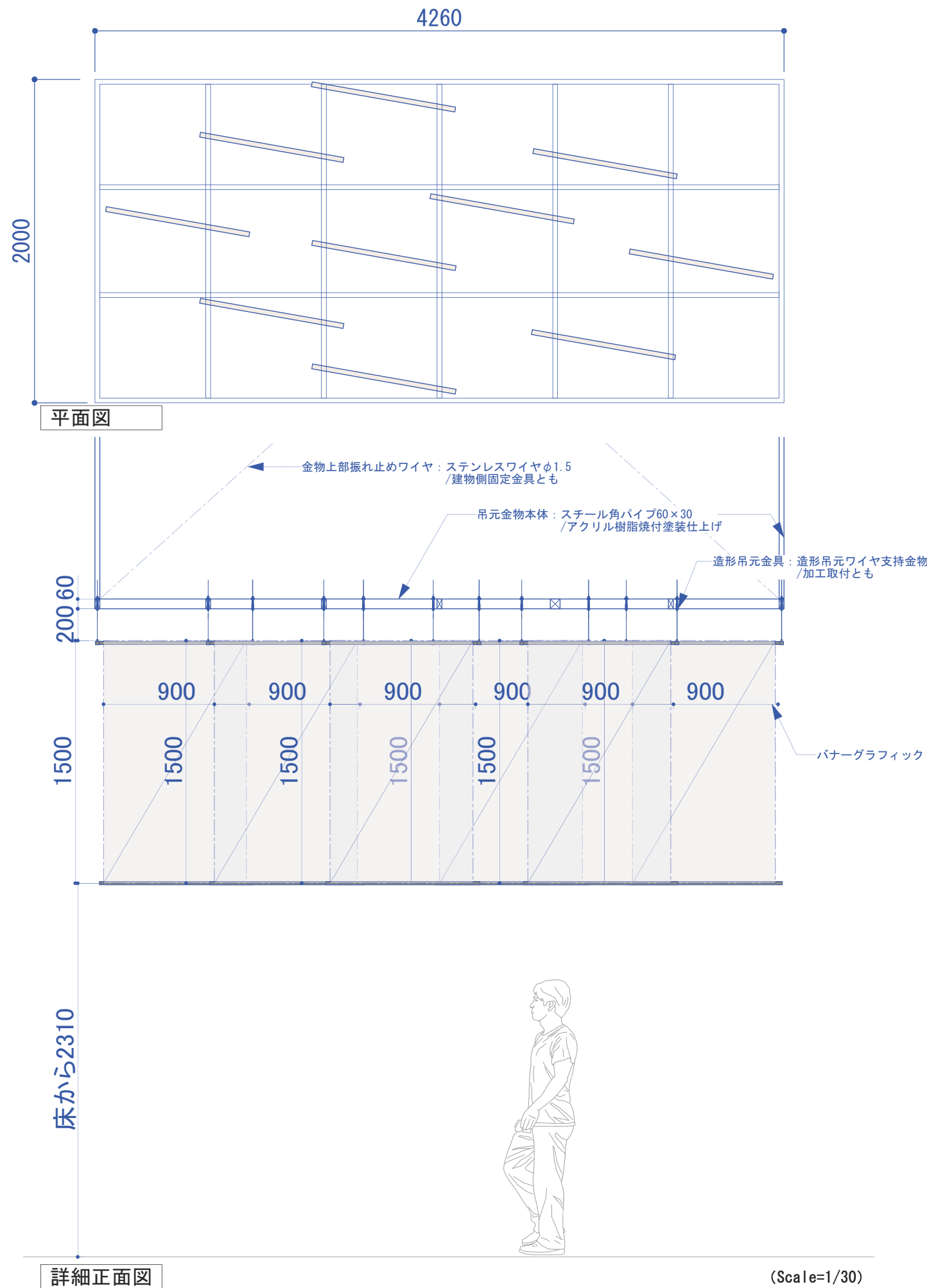
腰部木工：木軸合板下地/銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ（側面二面+背面）
収納扉、キャスター付き

フレーム：スチール角パイプ32×32
/アクリル樹脂焼付塗装仕上げ

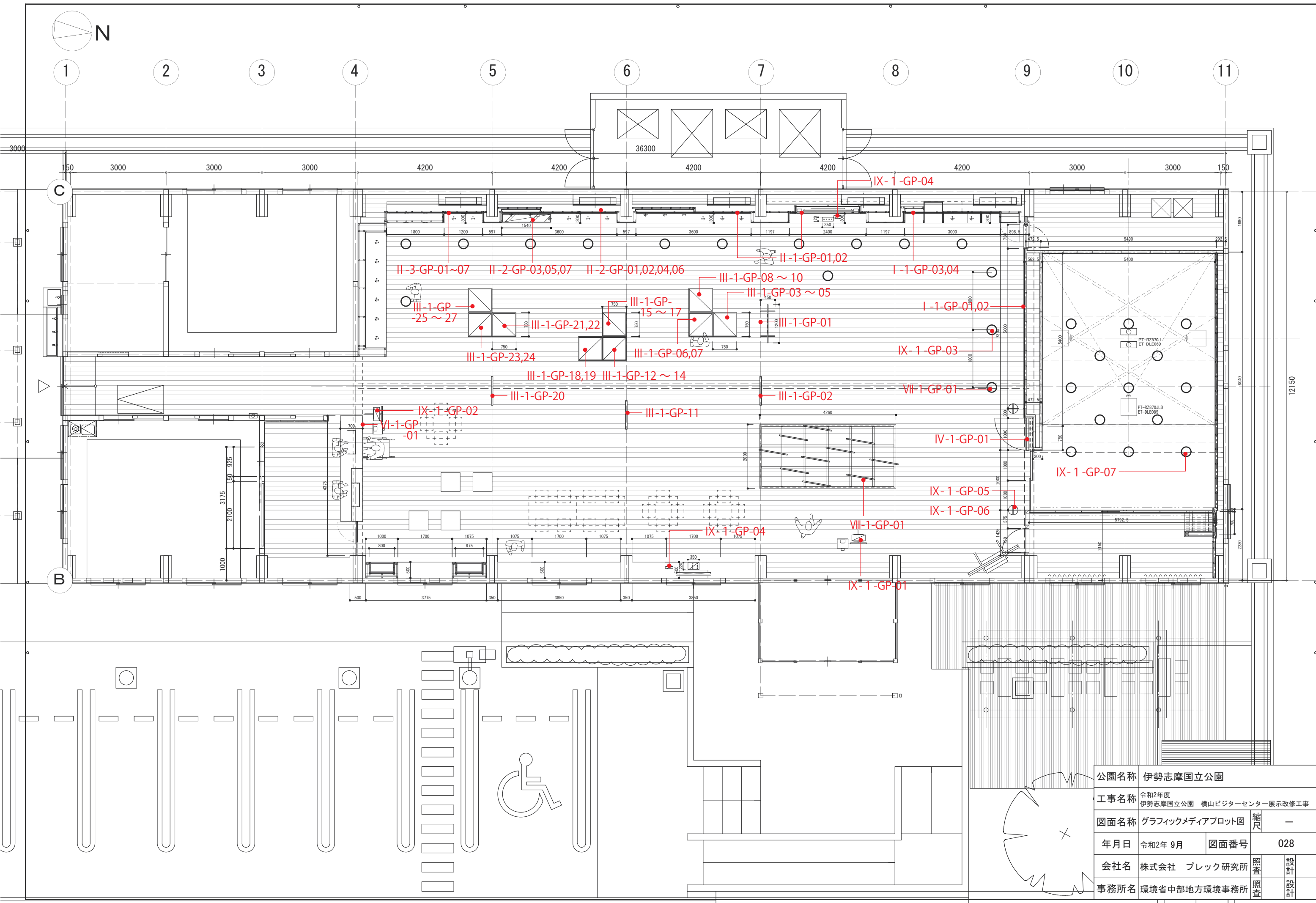
腰部木工：木軸合板下地/銘木化粧合板（ナラ・タモ程度）
/オイルフィニッシュ+クリア仕上げ（側面二面+背面）
収納扉、キャスター付き

【特記事項】
本展示造作は施工時に監督職員と協議を行い、
什器高さ調整について検討を行い、高さを決定すること。
また本展示造作は、抗菌コーティング
（ナノゾーン光触媒コーティング材 同等品）を噴霧すること。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	什器図10 物販スペース什器	縮尺	1/20	
年月日	令和2年 9月	図面番号	026	
会社名	株式会社 プレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	



公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	什器図11 環境演出パナーグラフィック用吊り金物	縮尺	1/20・1/50		
年月日	令和2年9月	図面番号	027		
会社名	株式会社 プレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	



公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	グラフィックメディアプロット図	縮尺	—
年月日	令和2年 9月	図面番号	028
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

I - 1 -GP-01 I - 1 -GP-02	I 伊勢志摩国立公園とは 1. 伊勢志摩国立公園ガイダンス	ゾーンサイン / 伊勢志摩国立公園の森里川海連環壁面	—		S=1/30
------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	---	--	--------

仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工

【I -1-GP-02 伊勢志摩国立公園の森里川海連環壁画】

伊勢志摩国立公園を取り巻く森里川海の
つながりを表現したイラスト(1点)

- ・伊勢志摩の森林
- ・山から川、そして海へ
- ・海の恵みを陸へ
- ・藻場再生、干潟再生に取り組む人々
- ・魚つき林 など

2870

イラスト
(森・里・川・海)

ようこそ
伊勢志摩
国立公園へ

Welcome to
the Ise-Shima National Park.

▽FL より 1500

解説文 (日英)
200字程度

ユニボイスコード
(日本語、英語、韓国語、中国繁体語・簡体語)

【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、
施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。

I - 1 -GP-03 I - 1 -GP-04	I 伊勢志摩国立公園とは 1. 伊勢志摩国立公園ガイダンス	国立公園とは / 伊勢志摩国立公園の特徴	—		S=1/20
------------------------------	----------------------------------	-------------------------	---	--	--------

仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工

伊勢志摩国立公園の地図
(1点)

【I -1-GP-04 伊勢志摩国立公園の特徴】
タイトル(日英)

解説文 (日)
100字程度

伊勢志摩国立公園の特徴が分かる写真(各1点)

- ・内陸エリア
- ・海沿いエリア

※写真購入ー2点

ユニボイスコード
(日本語、英語、韓国語、中国繁体語・簡体語)

1800

伊勢志摩
国立公園の特徴
The feature of
the Ise-Shima National Park

Photo

Photo

図版

国立公園とは
With a national park

【I -1-GP-03 国立公園とは】
タイトル(日英)

▽FL より 1500

解説文 (日)
160字程度

図版

日本の国立公園一覧
図版(1点)

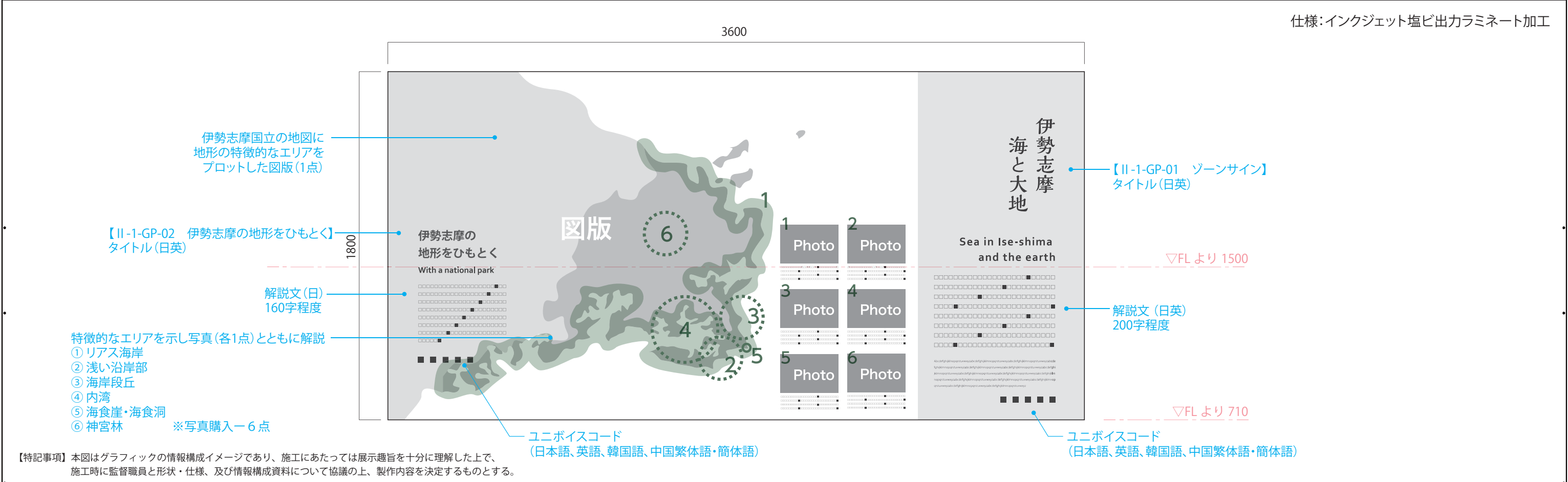
ユニボイスコード
(日本語、英語、韓国語、
中国繁体語・簡体語)

▽FL より 710

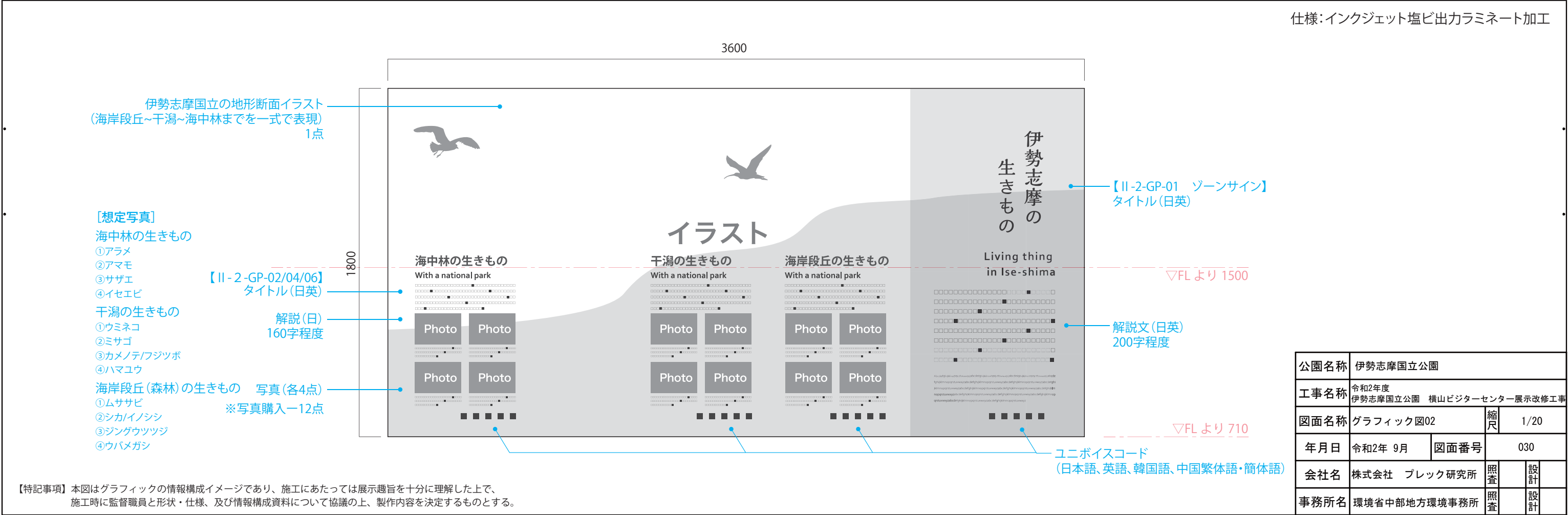
【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、
施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	グラフィック図01	縮尺	1/20		
年月日	令和2年 9月	図面番号	029		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

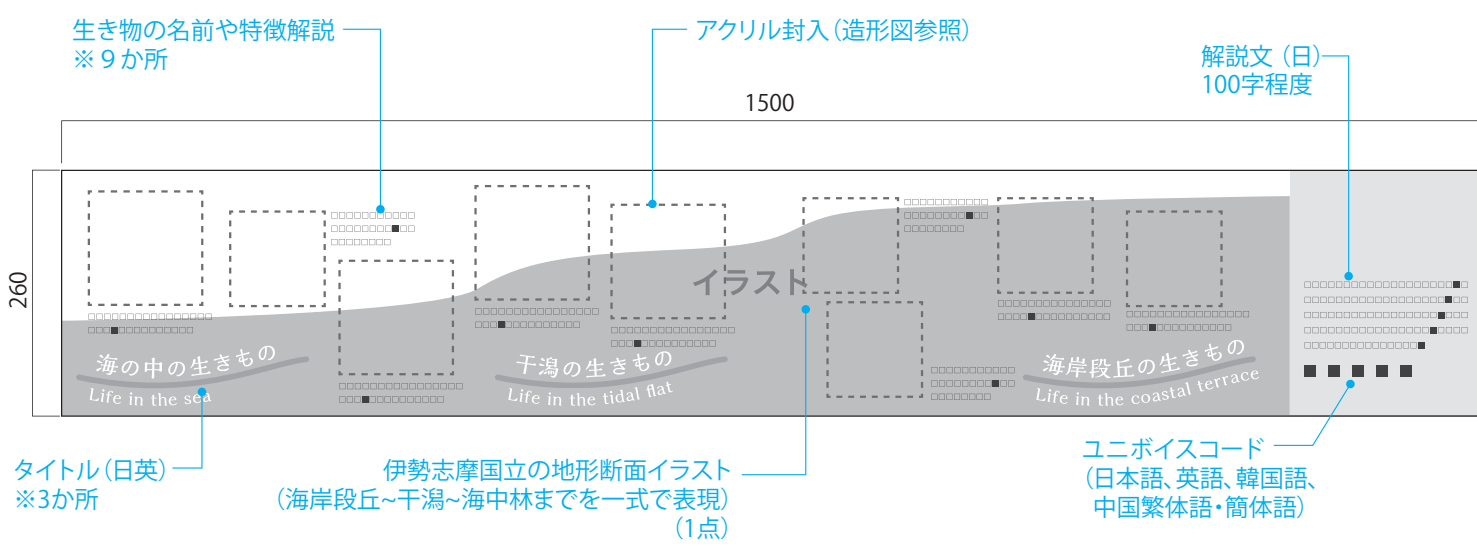
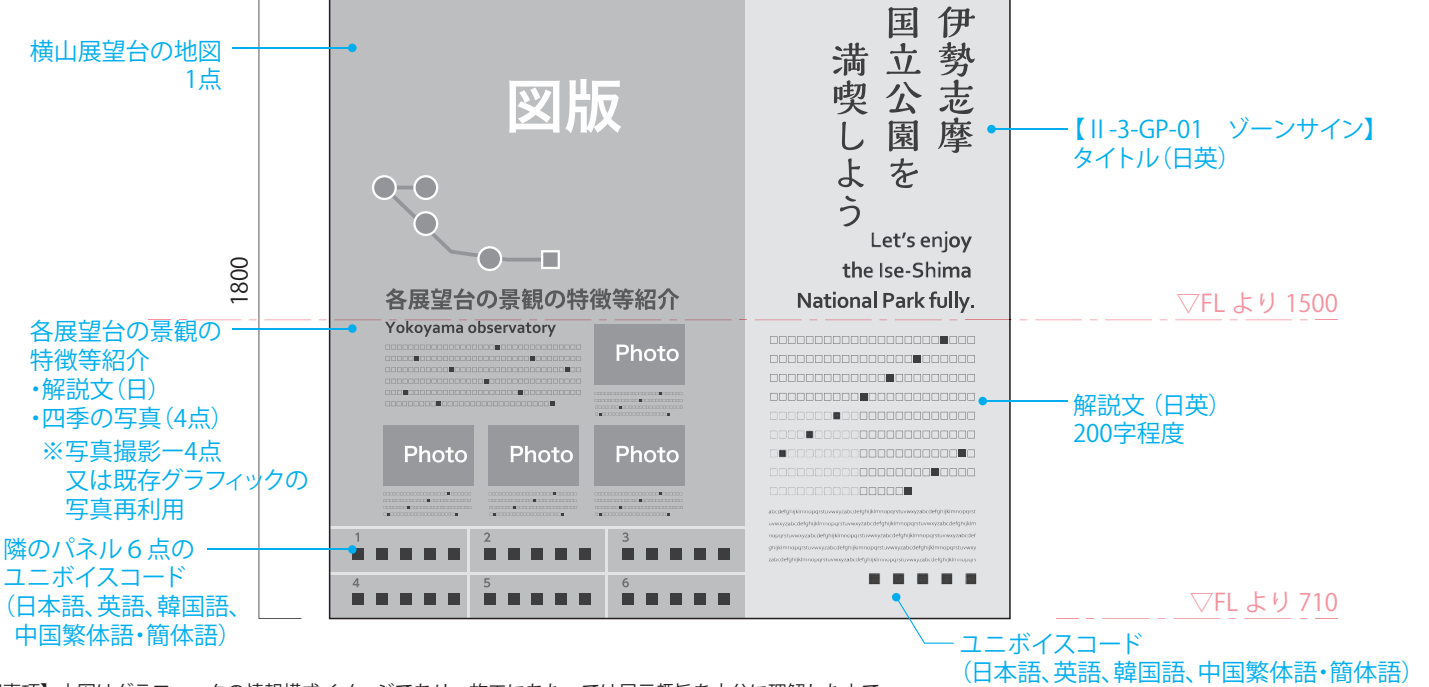
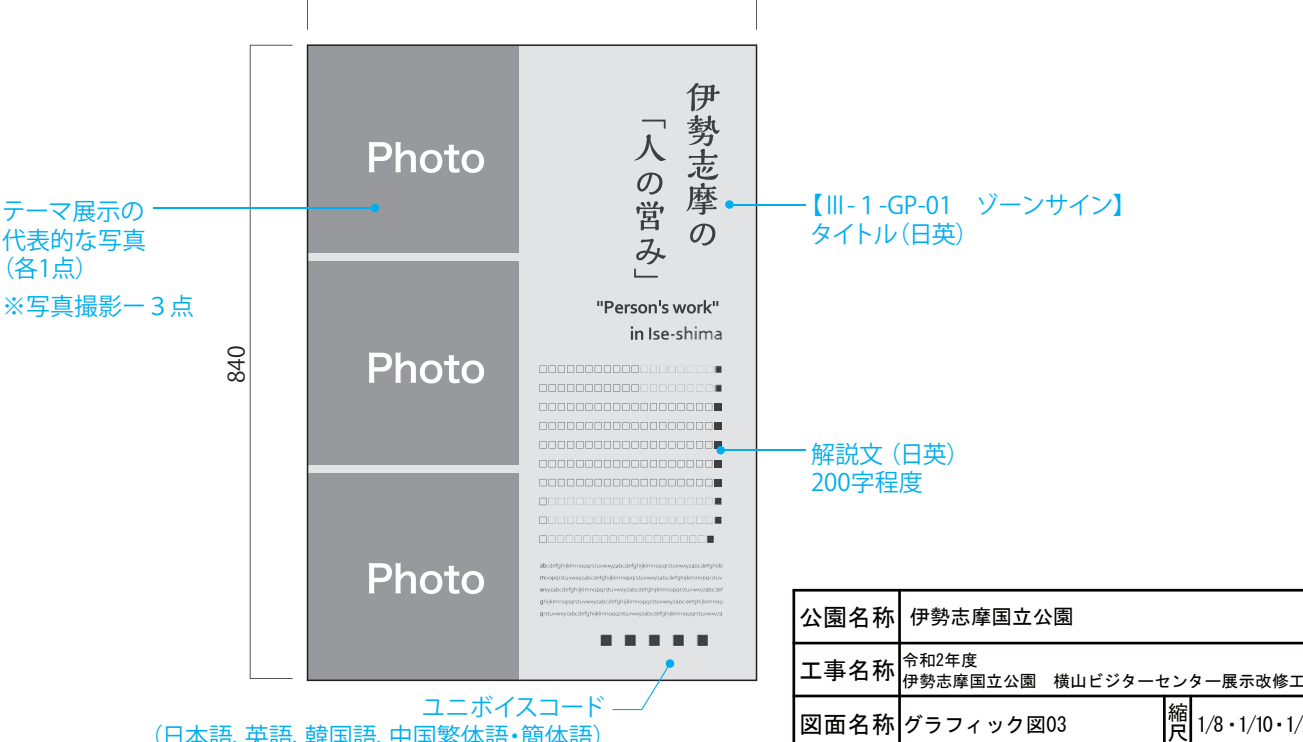
仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工



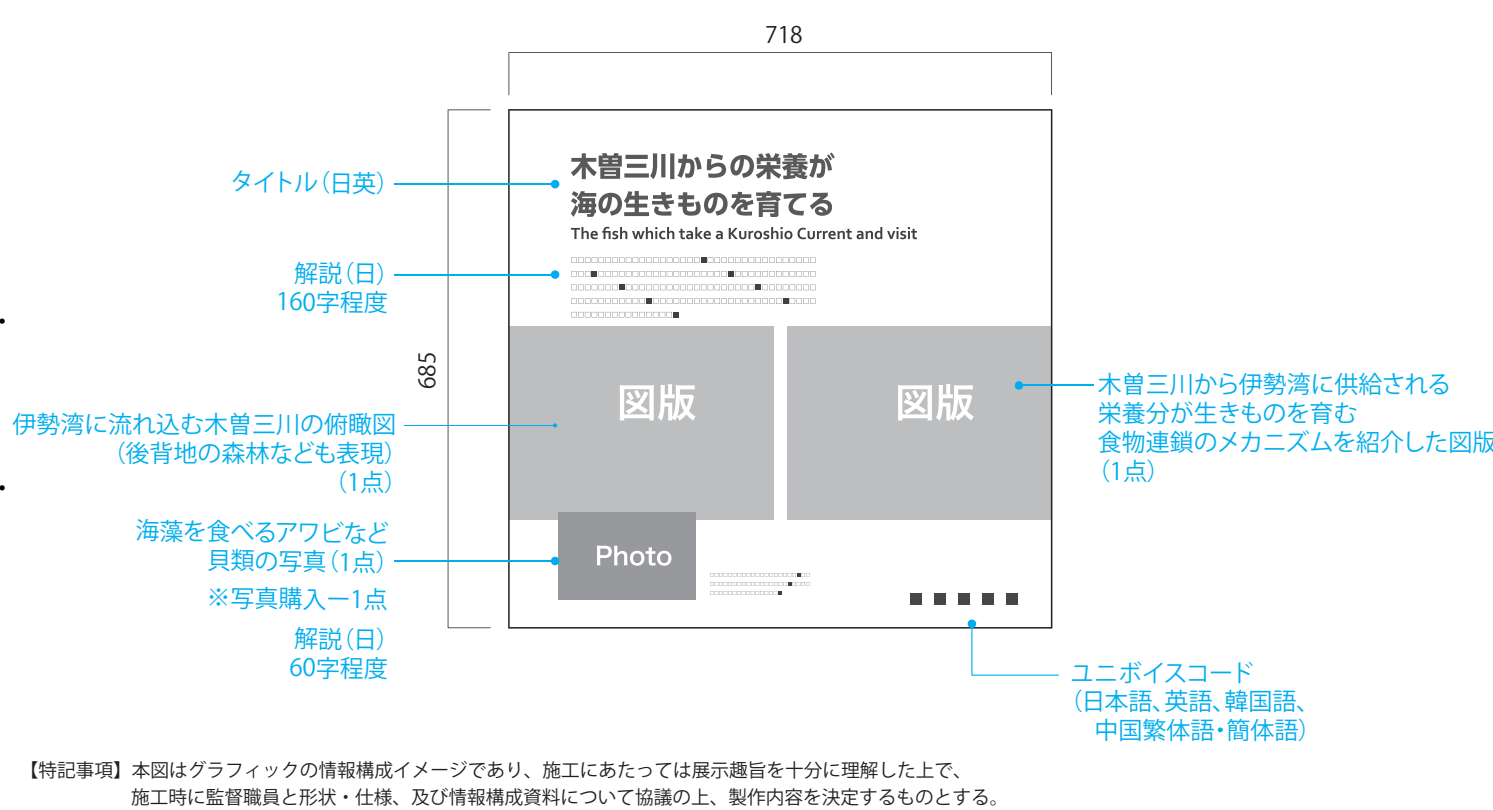
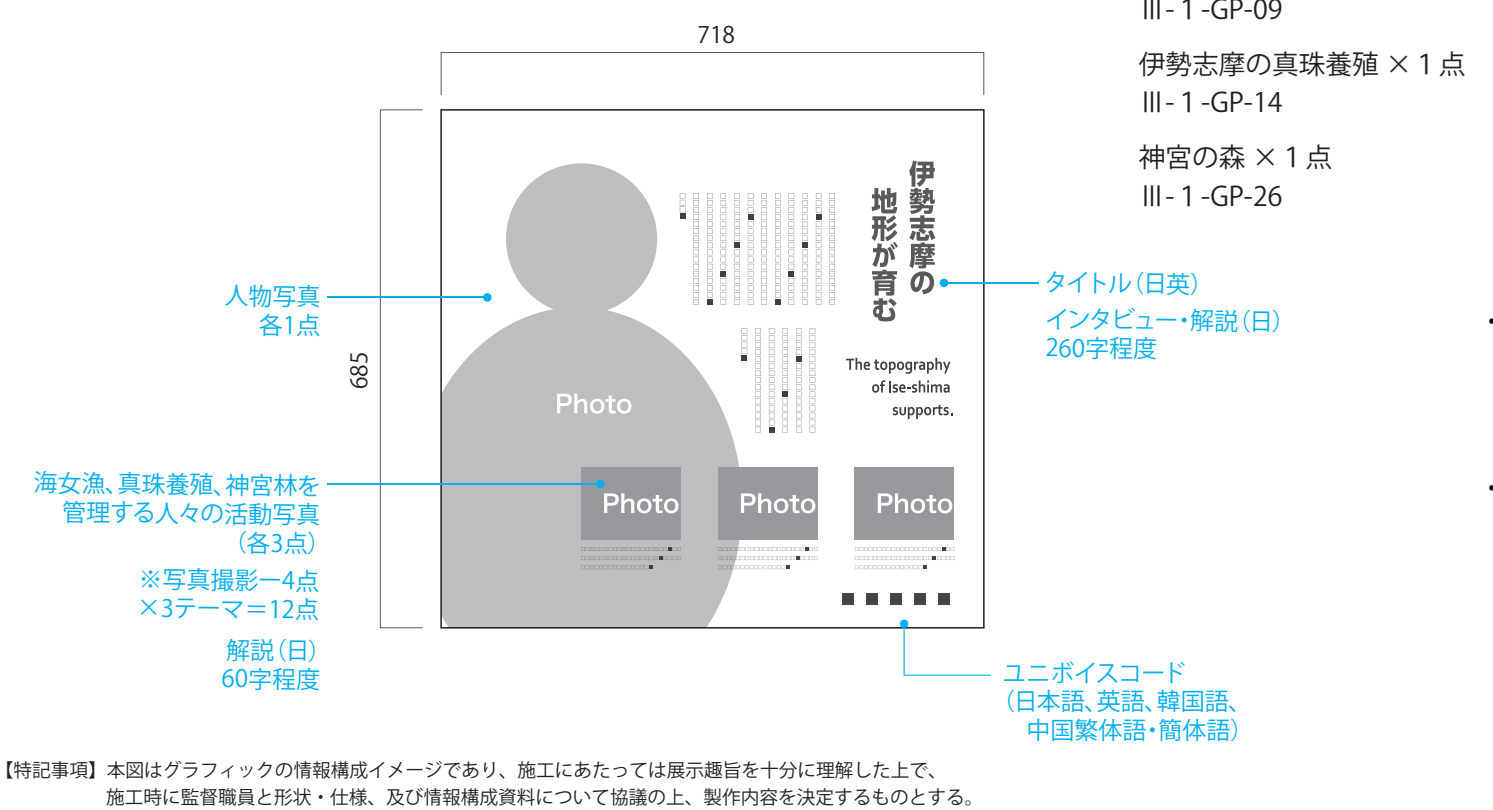
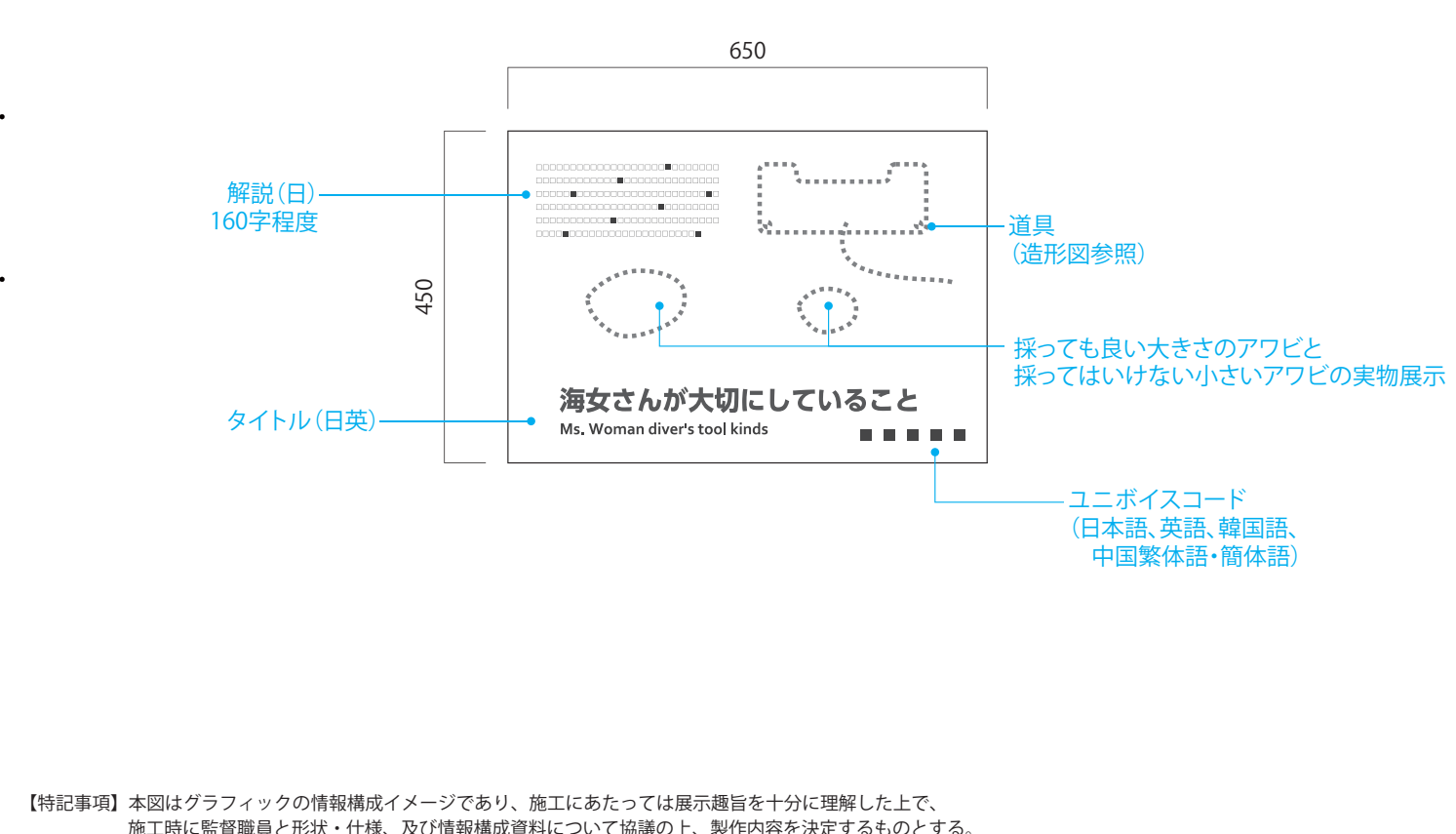
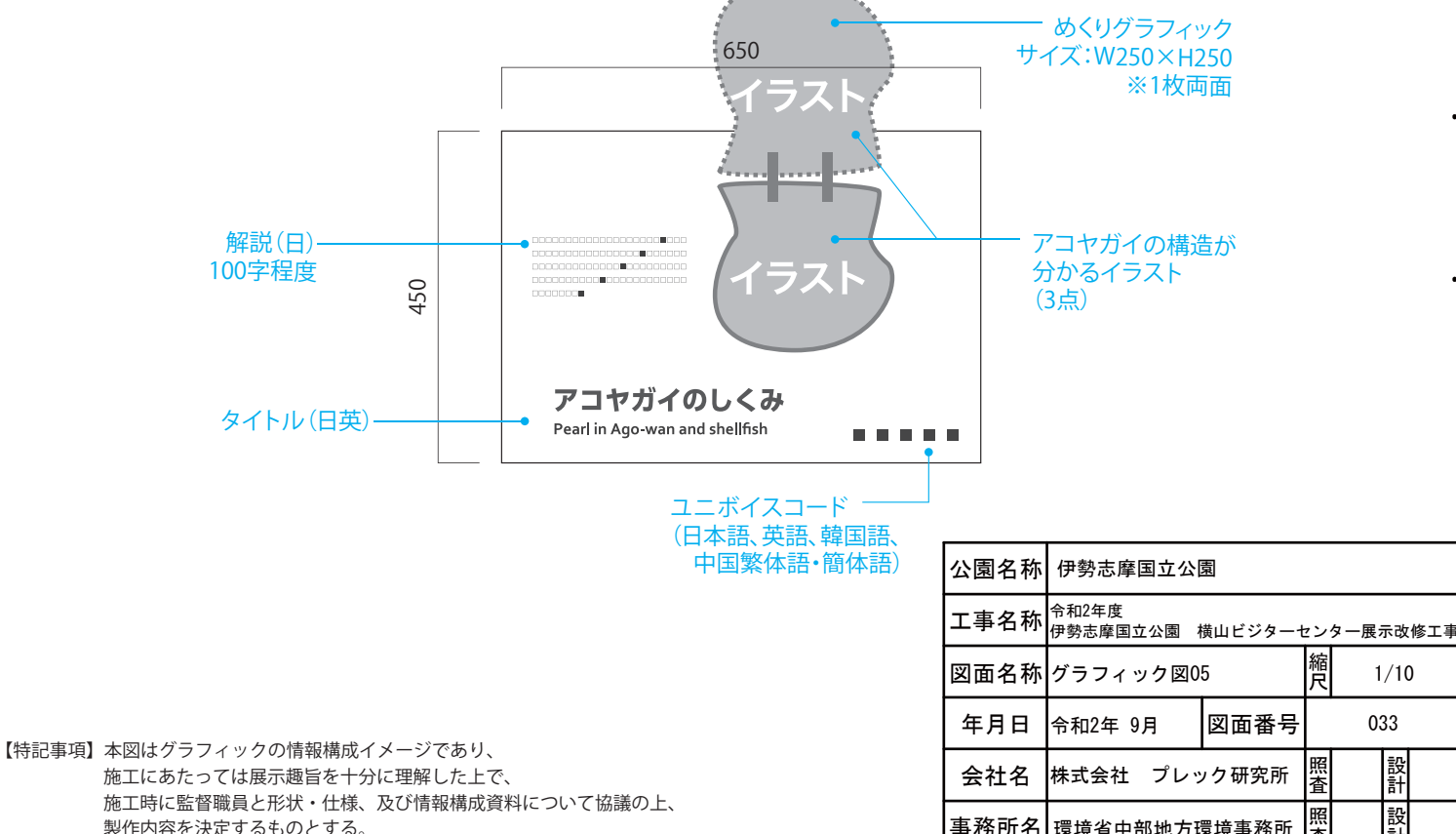
仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工



公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	グラフィック図02	縮尺	1/20	
年月日	令和2年 9月	図面番号	030	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	

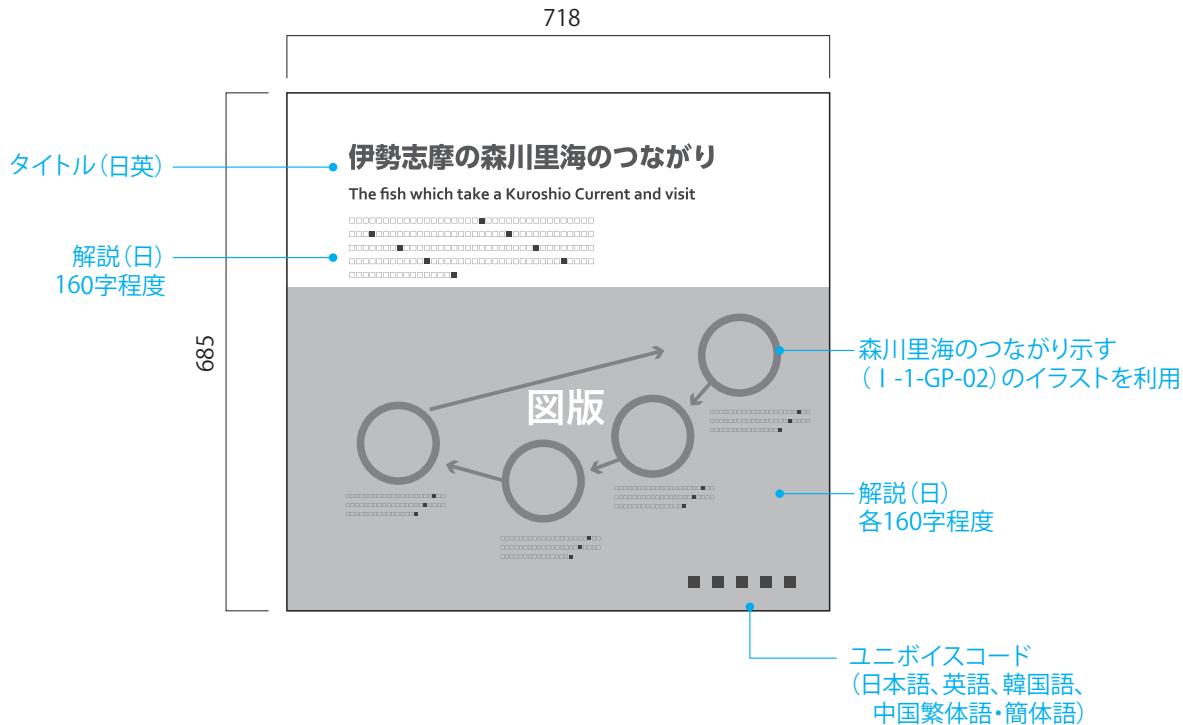
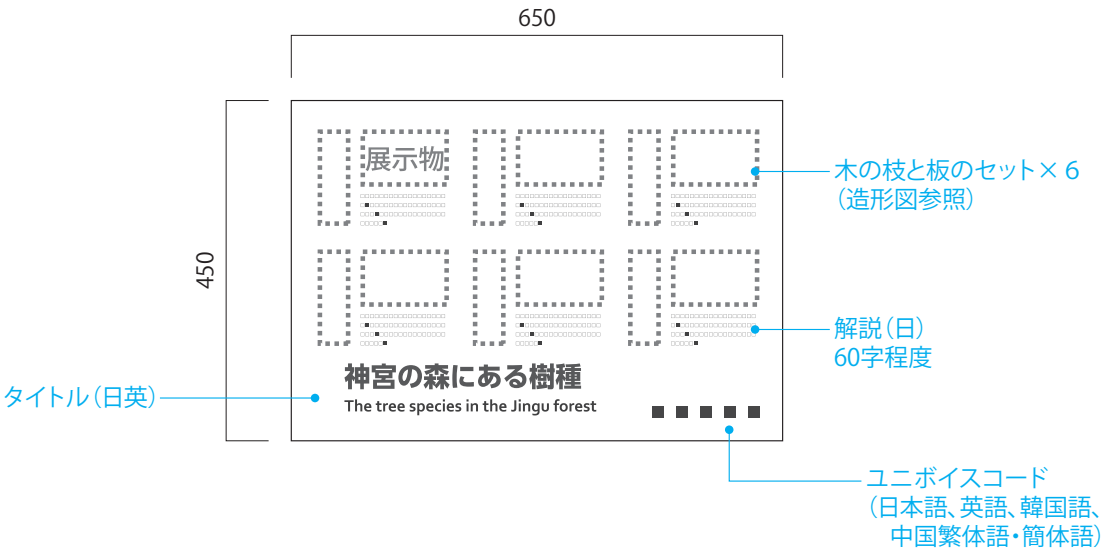
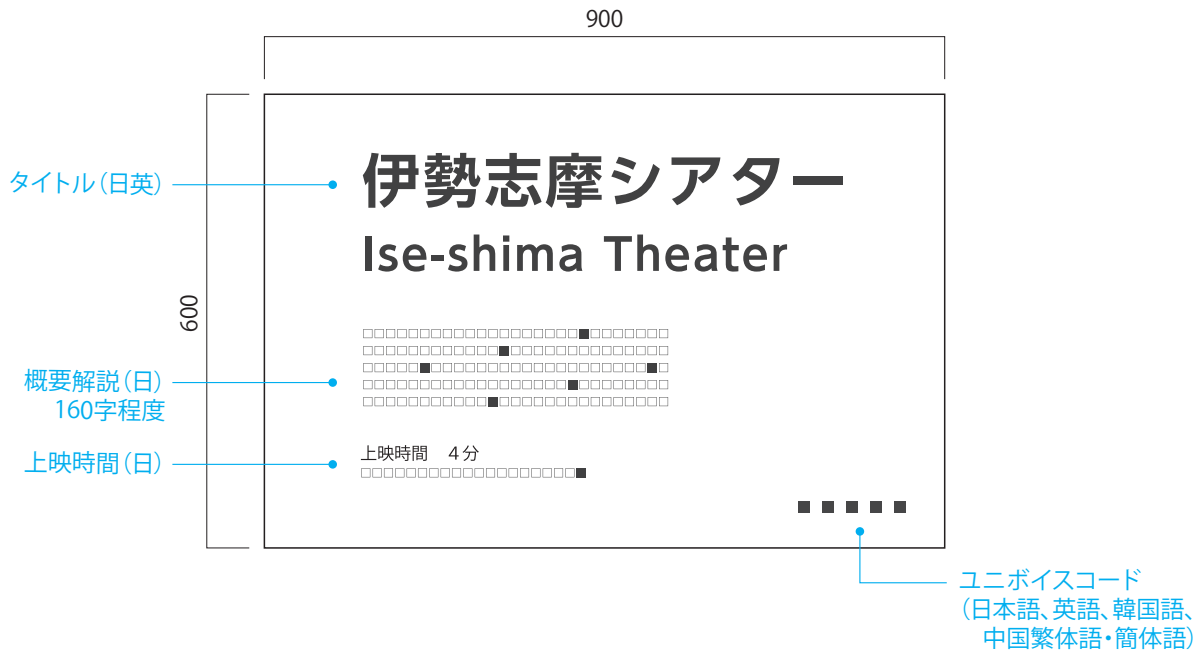
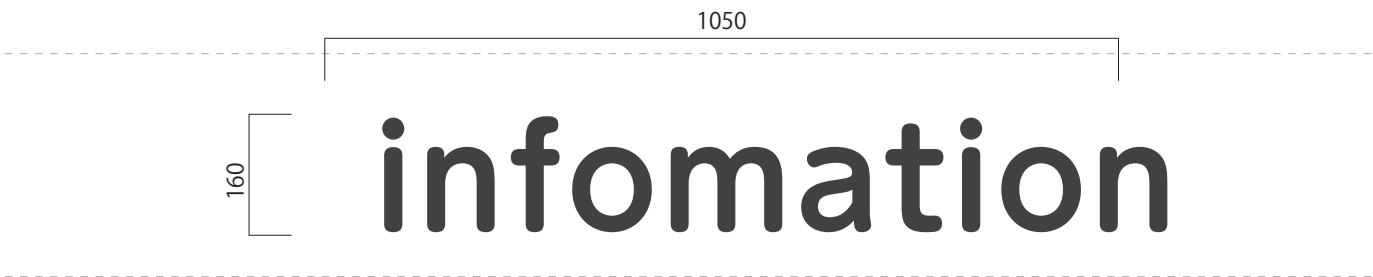
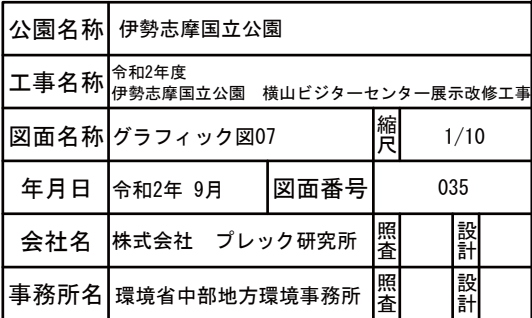
II-2-GP-03/ 05/07	II 伊勢志摩国立公園の自然 2. 伊勢志摩の「生きもの」	海中林の生きもの / 干潟の生きもの / 海岸段丘の生きもの	ストーリー標本	S=1/8	II-3-GP-01	II 伊勢志摩国立公園の自然 3. 伊勢志摩国立公園を満喫しよう	ゾーンサイン / 横山展望台を歩く	—	S=1/20
仕様：インクジェット塩ビ出カラムミネート加工  【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					仕様：インクジェット塩ビ出カラムミネート加工  【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				
II-3-GP-02 ～-07	II 伊勢志摩国立公園の自然 3. 伊勢志摩国立公園を満喫しよう	文学スポットめぐり / トレッキング / カヌー / まちあるき（漁村） / 海女体験 / 真珠養殖体験	—	S=1/10	III- 1 -GP-01	III 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	ゾーンサイン	—	S=1/10
仕様：インクジェット塩ビ出カラムミネート加工  【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					仕様：骨白アクリル8t/インクジェット塩ビ出カラムミネート加工  【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	グラフィック図03	縮尺	1/8・1/10・1/20	
年月日	令和2年 9月	図面番号	031	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計

Ⅲ-1-GP-07	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の海女文化 ー木曾三川から伊勢湾に流入する栄養が海の生きものを育てる	コラムグラフィック	S=1/10	Ⅲ-1-GP-09 /14/26	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の海女文化 ー伊勢志摩の地形が育む豊かな海の恵をを未来に継承するために	コラムグラフィック	S=1/10
仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工					仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工				
									
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				
Ⅲ-1-GP-10	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の海女文化 ー海女さんが大切にしていること(自然管理)	引き出しグラフィック	S=1/10	Ⅲ-1-GP-13	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の真珠養殖 ーアコヤガイのしくみ	引き出しグラフィック	S=1/10
仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工					仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加加工 めくりグラフィック/樹脂パネル・金物とも				
									
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				

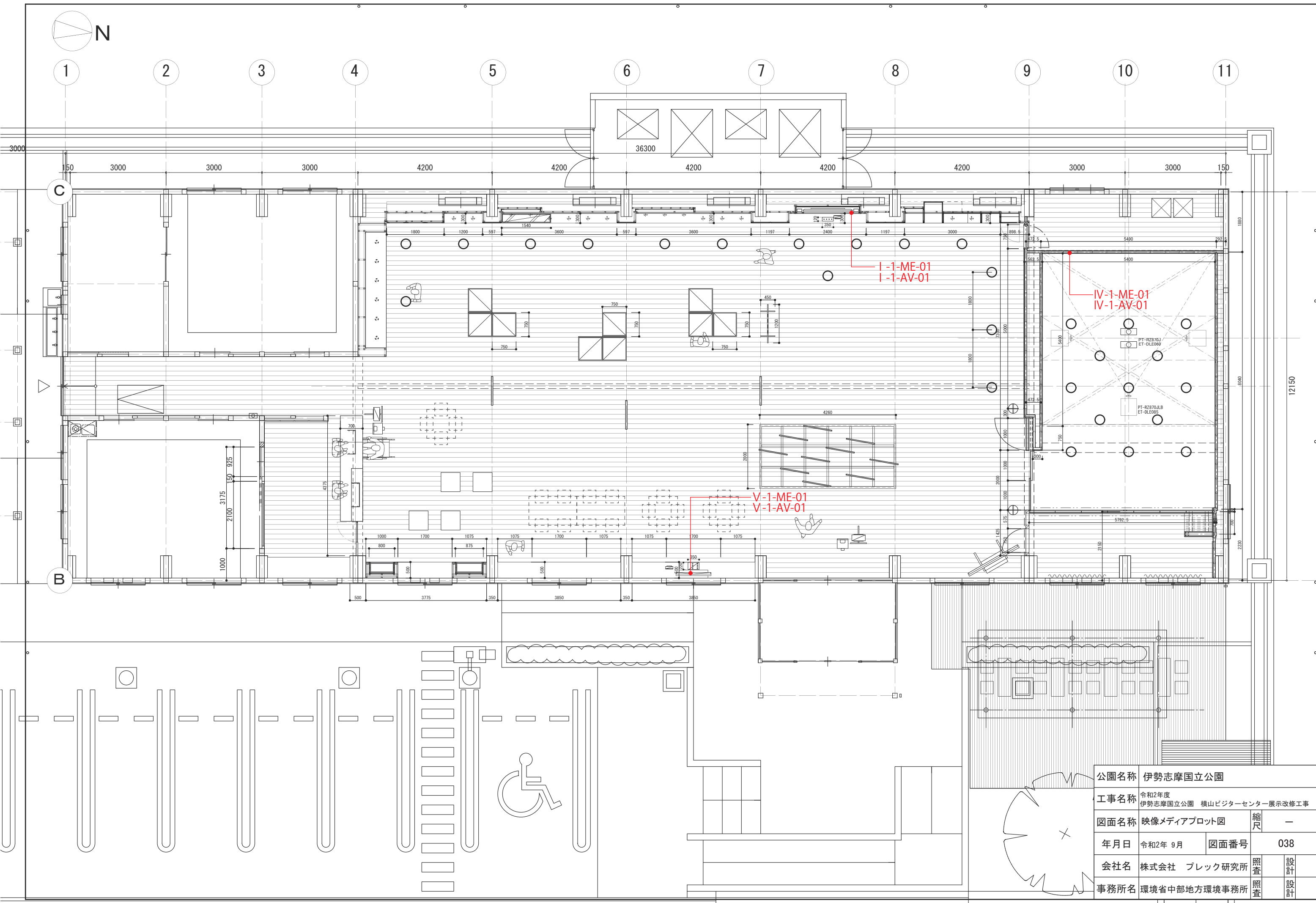
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	グラフィック図05	縮尺	1/10	
年月日	令和2年 9月	図面番号	033	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計

III - 1 -GP-15	III 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の真珠養殖 ーひとつの真珠ができるまで	引き出しグラフィック	S=1/10	III - 1 -GP-17	III 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の真珠養殖 ー英虞湾の環境に合わせた養殖いかだを見てみよう	コラムグラフィック	S=1/10																									
仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工					仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工																													
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。																													
III - 1 -GP-19	III 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の真珠養殖 ー現在の陸地も、昔は海の底だった!?	コラムグラフィック	S=1/10	III - 1 -GP-22	III 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の神宮林 ー神様が選んだ伊勢神宮の場所	コラムグラフィック	S=1/10																									
仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工					仕様：インクジェット塩ビ出カラミネート加工																													
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。																													
							<table><tr><td>公園名称</td><td colspan="3">伊勢志摩国立公園</td></tr><tr><td>工事名称</td><td colspan="3">令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事</td></tr><tr><td>図面名称</td><td>グラフィック図06</td><td>縮尺</td><td>1/10</td></tr><tr><td>年月日</td><td>令和2年 9月</td><td>図面番号</td><td>034</td></tr><tr><td>会社名</td><td>株式会社 ブレック研究所</td><td>照査</td><td>設計</td></tr><tr><td>事務所名</td><td>環境省中部地方環境事務所</td><td>照査</td><td>設計</td></tr></table>	公園名称	伊勢志摩国立公園			工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			図面名称	グラフィック図06	縮尺	1/10	年月日	令和2年 9月	図面番号	034	会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計			
公園名称	伊勢志摩国立公園																																	
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事																																	
図面名称	グラフィック図06	縮尺	1/10																															
年月日	令和2年 9月	図面番号	034																															
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計																															
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計																															

Ⅲ-1-GP-24	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の神宮林 ー伊勢志摩の森川里海のつながり	コラムグラフィック	S=1/10	Ⅲ-1-GP-27	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の神宮林 ー 200 年後のために木を育てる人々	引き出しグラフィック	S=1/10
仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工					仕様：インクジェット塩ビ出力ラミネート加工				
									
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				
Ⅳ-1-GP-01	Ⅳ シアター 1. コンセプト映像	ー	サイン	S=1/10	Ⅵ-1-GP-01	Ⅵ 受付カウンター / 物販スペース	ー	インフォメーションサイン	S=1/10
仕様：アルミ複合板3t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工（シート巻き込み）					仕様：銘木材切り文字/染色クリア塗装				
									
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。									
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。				

VII- 1 -GP-01		VIII. 多言語システム 1. ユニボイス		—	ユニボイスアプリ紹介グラフィック	S=1/4	VIII- 1 -GP-01		VIII. 環境演出 —		—	バナーグラフィック	S=1/20
仕様：骨白アクリル5t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工													
420 297 タイトル(日英) 解説(日) 160字程度 アプリ ダウンロード手順 解説文 (英語・韓国語・ 中国繁体語・中国簡体語) アプリの使い方解説図版 (5点)													
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。													
IX- 1 -GP-01 /IX- 1 -GP-02		IX. コロナウイルス対策 1. エントランス /2. 受付カウンター		—	感染防止対策グラフィック	S=1/4	IX- 1 -GP-03		IX. コロナウイルス対策 3. I 伊勢志摩国立公園とは、II 伊勢志摩国立公園の自然		—	ソーシャルディスタンス 床サイン（動物足跡）	S=1/4
仕様：骨白アクリル5t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工													
594 420 タイトル(日) 解説文 (英語・韓国語・ 中国繁体語・ 中国簡体語) 注意喚起のイラスト (6点)													
数量： エントランス × 1 点 受付カウンター × 1 点													
【特記事項】本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。													
仕様：インクジェット塩ビ出力床用ラミネート加工 円形カット													
数量： I 伊勢志摩国立公園とは × 5 点 II 伊勢志摩国立公園の自然 × 10 点													
300Φ イラスト 動物の足跡イラスト (1点)													
公園名称 伊勢志摩国立公園													
工事名称 令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事													
図面名称 グラフィック図08 縮尺 1/4・1/20													
年月日 令和2年 9月 図面番号 036													
会社名 株式会社 ブレック研究所 照査 設計													
事務所名 環境省中部地方環境事務所 照査 設計													

IX- 1 -GP-04	IX. コロナウイルス対策 3.Ⅰ 伊勢志摩国立公園とは、Ⅱ 伊勢志摩国立公園の自然	—	消毒スプレー利用喚起グラフィック	S=1/4	IX- 1 -GP-05	IX. コロナウイルス対策 2.IVシアター	—	シアター入場制限および 映像概要サイン	S=1/4																								
仕様：骨白アクリル5t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工 数量： 映像伊勢志摩国立公園の特徴 ×1 点 映像コーナー × 1 点 【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					仕様：骨白アクリル5t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工 【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。																												
IX- 1 -GP-06	IX. コロナウイルス対策 2.IVシアター	—	映像概要サイン	S=1/4	IX- 1 -GP-07	IX. コロナウイルス対策 2.IVシアター	—	ソーシャルディスタンス 床サイン（動物足跡）	S=1/4																								
仕様：骨白アクリル5t/インクジェット塩ビ出力ラミネート加工 【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					仕様：インクジェット塩ビ出力床用ラミネート加工 円形カット 数量：13 点 <table><tr><td>公園名称</td><td colspan="3">伊勢志摩国立公園</td></tr><tr><td>工事名称</td><td colspan="3">令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事</td></tr><tr><td>図面名称</td><td>グラフィック図09</td><td>縮尺</td><td>1/4</td></tr><tr><td>年月日</td><td>令和2年 9月</td><td>図面番号</td><td>037</td></tr><tr><td>会社名</td><td>株式会社 ブレック研究所</td><td>照査</td><td>設計</td></tr><tr><td>事務所名</td><td>環境省中部地方環境事務所</td><td>照査</td><td>設計</td></tr></table> 【特記事項】 本図はグラフィックの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、 施工時に監督職員と形状・仕様、及び情報構成資料について協議の上、製作内容を決定するものとする。					公園名称	伊勢志摩国立公園			工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			図面名称	グラフィック図09	縮尺	1/4	年月日	令和2年 9月	図面番号	037	会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計
公園名称	伊勢志摩国立公園																																
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事																																
図面名称	グラフィック図09	縮尺	1/4																														
年月日	令和2年 9月	図面番号	037																														
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計																														
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計																														



公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	映像メディアプロット図	縮尺	—
年月日	令和2年 9月	図面番号	038
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

1. 伊勢志摩国立公園ガイドンス I-1-AV-01 伊勢志摩国立公園の特徴

□コンテンツ概要

伊勢志摩国立公園の特徴的な地形は、どのようにして生まれ、そこで暮らす人々の生活にどのような関わりがあるのか？
リアス海岸や海成段丘のできる仕組みと、このような特徴的な地形がもたらす海の恵み、そして、この豊かな自然環境の中で古来より育まれた、人々の営みついて紹介します。

□演出概要

大型モニターとスイッチスタートによるミニシアターです。
大陸のプレート活動、氷河期など、様々な要因が影響し造り上げた、伊勢志摩の自然環境と人々の営みについて、模式図などを用いて、わかりやすく解説します。

日本語によるナレーション、およびテロップ表示を行います。
また、スイッチ選択にて、以下の言語を選択できます。（全て日本語ナレーションおよび日本語テロップ併記）
英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語
待機映像 30 秒程度、本編 6 分程度

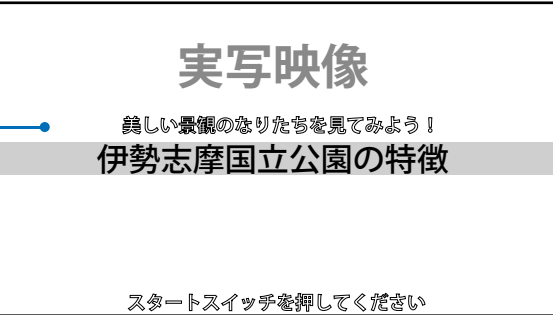
□演出フロー

0. 待機映像（スイッチが押されるまで、エンドレス上映）

映像：ドローンなどで撮影された英虞湾周辺の映像をバックに、
タイトル、操作指示テキストなどを表示。（新規撮影を想定）

テキストは各国語併記、または時系列にて表記

30 秒程度



1. プロローグ

映像：ドローンなどで撮影された、伊勢志摩国立公園の特徴的な地形の映像（リアス海岸、海成段丘など新規撮影を想定）

内容：伊勢志摩国立公園特有の複雑な海岸線、リアス海岸。森からの栄養豊富な水と、温暖な気候もあいまって、多様な海産物の宝庫になっており、人々は、太古よりこの恩恵を受けてきた。
この複雑な地形の成り立ちから紐解く旨の解説。

※以下テキストは選択された各国語と日本語併記
（映像例では日本語のみ）

2. 日本列島の誕生

映像：大陸から切り離され、現在の日本になるまでのアニメーション。途中ナウマンゾウやオオツノジカなどのイメージ。

内容：元々ユーラシア大陸の一部だった日本は、地殻変動により約 2000 万年前、大陸の縁が東西に引き裂かれ、日本列島の原型が形成される。

0' 00"~0' 30"



0' 30"~1' 00"



3. プレートの活動 1

映像：日本列島全体のプレートの活動断面 CG

内容：日本列島周辺では、4 枚のプレートがぶつかりあっており、伊勢志摩地方においては、太平洋側のフィリピン海プレートが、大陸側のユーラシアプレートの下に沈み込む際に起こる隆起によって陸地の多くが形成された。

1' 00"~1' 30"



4. プレートの活動 2

映像：局所的プレート活動の断面模式 CG

内容：陸地は以下のようにして形成されたと考えられる。
海底に砂や泥、サンゴ、プランクトンの死骸、海底火山の噴出物などがプレート上にたまり、堆積物となる。
堆積物は大陸側のプレートまで運ばれるが、沈み込まずに大陸側のプレート上に付加体として隆起し地上に現れる。

1' 30"~2' 00"

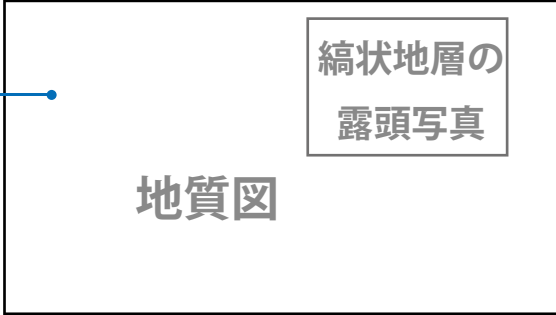


5. リアス海岸の形成 1

映像：付加体の状態がわかりやすい地質図や、実際の縞状地層の露頭写真（支給を想定）など。

内容：このようにしてできた付加体は、もろく軟らかい地層としっかりした硬い地層が縞状に複雑に層をなしている。

2' 00"~2' 20"

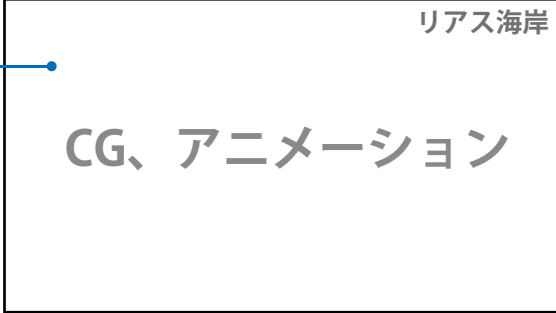


6. リアス海岸の形成 2

映像：リアス海岸の形成に至るアニメーション。

内容：付加体の中でも、もろく軟らかい地層では、河川の侵食や、海の波による侵食などで、硬い地層よりも深く削られていく。
この削られた大地が、沈下や隆起を繰り返すことで、現在のような複雑な海岸線が形成された。

2' 20"~3' 00"



出展
環境省：伊勢志摩国立公園 HP
https://www.env.go.jp/park/iseshima/
平成 28 年度里海学舎構築業務
里海ガイド養成テキストブック「おとしやよー！志摩！！」
神宮（伊勢神宮）HP
https://www.isejingu.or.jp/index.html
志摩市合併十周年記念「志摩のあゆみ」
志摩市教育委員会・志摩市歴史民俗資料館

【特記事項】本図は映像コンテンツの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と情報構成について協議の上、製作内容を決定するものとする。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	映像コンテンツ図01-1	縮尺	—	
年月日	令和2年 9月	図面番号	039	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計

7. 海成段丘の形成

映像：海成段丘の形成に至るアニメーション

内容：沿岸部は、波の浸食により平坦な面（波食棚）ができる。
平坦な面が隆起すると、海成段丘になる。
逆に沈降すると、浅瀬の岩礁地帯を形成する。

3' 00"～3' 30"

海成段丘

CG、アニメーション

8. リアス海岸と海成段丘が織りなす自然景観、海の幸山の幸、

映像：海成段丘、リアス海岸、海中（海藻）などの映像
（新規撮影、既存素材編集を想定）

内容：海成段丘は、水はけの良い畑作を、波の穏やかな浅瀬の岩礁地帯は、豊かな磯の生態系を形成し、また、これらが優れた自然景観、眺望を生み出している。

3' 30"～4' 00"

実写映像

9. 伊勢志摩と人々の暮らし

映像：真珠養殖、エコツーリズムなどのアクティビティ映像
（既存素材編集を想定）

内容：自然に恵まれたこの一帯には、古くから豊かな海の幸山の幸を糧に人々が住み着き、現在でもこの地形を生かした産業が、盛んに行われている。

4' 30"～5' 00"

実写映像

10. 伊勢志摩の文化、信仰

映像：伊勢神宮、神饌、海女漁、神宮林の照葉樹林などの映像
（新規撮影、既存素材編集を想定）

内容：『日本書紀』にも記されたように、美しい景観ゆえに信仰の中心となった伊勢神宮。また、志摩は、『古事記』や『万葉集』に、山海の幸を伊勢神宮に供える地方として記されており、豊かな海と海女がそれを支えてきた。
また、伊勢神宮が所有する神宮林には太古の森を思わせる暖帯林が残っている。

5' 00"～5' 30"

実写映像

11. エピローグ

映像：公園の様々な映像コラージュ
（新規撮影、既存素材編集を想定）

内容：リアス海岸に代表される海沿いの美しい景観。
伊勢神宮の背後に広がる自然豊かな森。
そして、自然と深く関わりながら営まれている人々の、歴史、文化、生活、風習。
特異な地形がもたらした、これらの豊かな恵みを感じることができる公園。
それがここ伊勢志摩国立公園である。

5' 30"～6' 00"

実写コラージュ映像

出展
環境省：伊勢志摩国立公園 HP
<https://www.env.go.jp/park/iseshima/>
平成28年度里海学舎構築業務
里海ガイド養成テキストブック「おとししゃよー！志摩！！」
神宮（伊勢神宮）HP
<https://www.isejingu.or.jp/index.html>
志摩市合併十周年記念「志摩のあゆみ」
志摩市教育委員会・志摩市歴史民俗資料館

【特記事項】本図は映像コンテンツの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と情報構成について協議の上、製作内容を決定するものとする。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	映像コンテンツ図01-2	縮尺	—	
年月日	令和2年 9月	図面番号	040	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計

IV シアター IV-1 -AV-01 コンセプト映像

□コンテンツ概要

伊勢志摩国立公園の魅力を伝える体感型のシアターです。
壁と床の映像空間で、伊勢志摩国立公園の特徴的な景観、豊かな自然、人々の営みなどを紹介します。

□演出概要

壁3面、床全面をスクリーンとし、部屋全体で一体となった臨場感のある演出を行います。
浮遊感のある映像（上空からの映像や、ゆっくりと移動する映像）で地形や景観を紹介します。
情報のある箇所では、実写動画に重ね合わせて、情報アイコンが現れた後に、ビジュアルイメージ（生物などの写真）と簡潔なテキストによる情報解説を行います。
また、来館者がこの情報アイコンにタッチ（床面では、上に立つ）することで、解説が表示されるインタラクティブ（タッチ）演出モードも用意します。（コロナ対策として、パソコン本体のキーボードにてインタラクティブ（タッチ）演出が無いモードに切り替えができます）

情報テキスト：英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語

□撮影機材について

撮影に際しては下記の機材を想定し、シーンごとに最適な手法・機材を採用します。

■地上撮影

- ・通常撮影 「4K カメラ」（画角：3840×2160 ピクセル）
- ・360° 撮影 「8K360° カメラ」（画角：全周映像 7680×3840 ピクセル）

■空中撮影

- ・通常撮影 「4K カメラ」（画角：3840×2160 ピクセル）（ドローン標準搭載カメラ）
- ・360° 撮影 「8K360° カメラ」（画角：全周映像 7680×3840 ピクセル）＋ドローンマウント

■水中撮影

- ・通常撮影 「4K カメラ」（画角：3840×2160 ピクセル）＋水中ハウジング
- ・360° 撮影 「5K360° 水中カメラ」（画角：全周映像 5376×2688 ピクセル）

□演出内容

以下の8本程度のコンテンツを想定しています。

A. 志摩半島と地形

志摩半島で見られる特徴的な地形

A-1 英虞湾 _30~40 秒程度

映像：英虞湾の映像（ドローンでの新規撮影）

内容：志摩半島の代表的な湾のうちの1つ。
リアス式海岸や真珠の養殖筏も紹介。

映像要素（以下 VE）：

リアス式海岸、真珠養殖筏

情報要素（以下 IE）：なし

A-2 的矢湾 _30~40 秒程度

映像：的矢湾の映像（ドローンでの新規撮影）

内容：志摩半島の代表的な湾のうちの1つ。
リアス式海岸や、のりの養殖、カキの筏養殖を紹介。

VE：リアス海岸、のり養殖筏、カキ養殖筏

IE：なし

A-3 大王埼 _30~40 秒程度

映像：大王埼の映像（ドローン等での新規撮影）

内容：かつての海岸が隆起した地形である、海成段丘として特徴のある大王埼の紹介。

VE：海成段丘

IE：なし

B. 志摩半島の海岸と生物

志摩半島の海岸沿いで見られる貴重な生物

B-1. いちご浜 _30~40 秒程度

映像：いちご浜の陸上移動ショットと定点映像。
（ドローン等での新規撮影）

内容：いちご浜沿いを散歩しているような
人目線での移動映像の後、定点映像にクロスフェードし、情報解説演出。

VE：砂浜

IE：アカウミガメ（新規撮影、または既存素材）

実写映像

出展
環境省：伊勢志摩国立公園 HP
<https://www.env.go.jp/park/iseshima/>
平成28年度里海学舎構築業務
里海ガイド養成テキストブック「おとっしゃよー！志摩！！」

【特記事項】本図は映像コンテンツの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と情報構成及び撮影エリアについて協議の上、製作内容を決定するものとする。

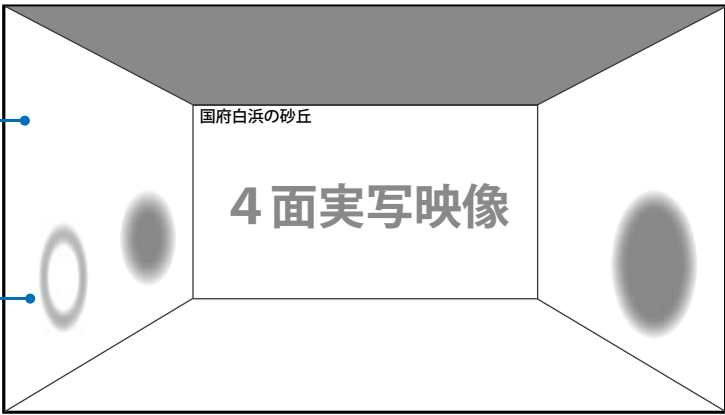
公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	映像コンテンツ図02-1	縮尺	—	
年月日	令和2年 9月	図面番号	041	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計

B-2. 国府白浜（または、広の浜、和具大島）_30~40 秒程度

映像：砂丘上空からの映像と陸上定点ショット（ドローン等での新規撮影）

内容：リアス海岸の中にある発達した砂丘の上空からの映像の後、定点映像にクロスフェードし、情報解説演出。

VE：砂浜
IE：海浜植物 ハマユウ、ハマボウなどを検討（支給または既存素材）

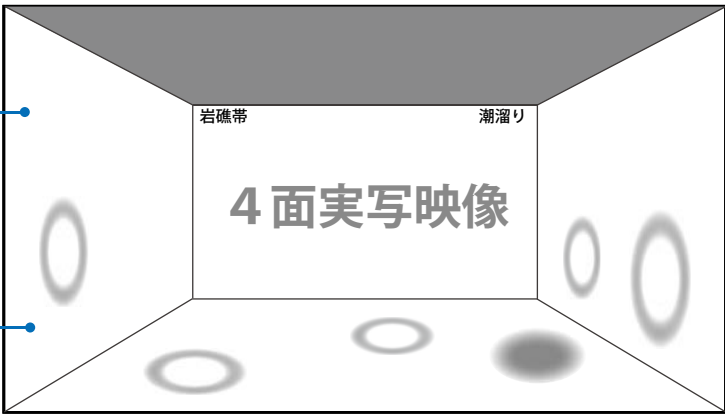


B-3. 熊野灘沿岸 岩礁帯 _30~40 秒程度

映像：岩礁帯上空からの映像と陸上定点ショット（ドローン等での新規撮影）

内容：リアス海岸の中にある発達した岩礁帯映像の後、干潮時にできる潮だまりの定点映像にクロスフェードし、情報解説演出。

VE：岩礁帯
IE：イソギンチャクやエビ、ハゼなどを検討（支給または既存素材）



C. 伊勢志摩の海

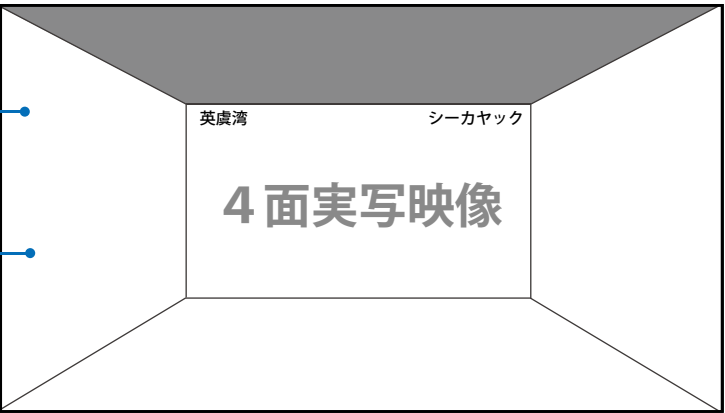
海の環境と自然体験、生き物、海女漁

C-1. 英虞湾の環境、自然体験 _30~40 秒程度

映像：英虞湾海上移動映像（ドローンでの新規撮影）

内容：沿岸を低空で撮影し、志摩沿岸部の景観やアクティビティなどを紹介

VE：志摩の海沿岸部、エコツーリズム、シーカヤックなど
IE：なし

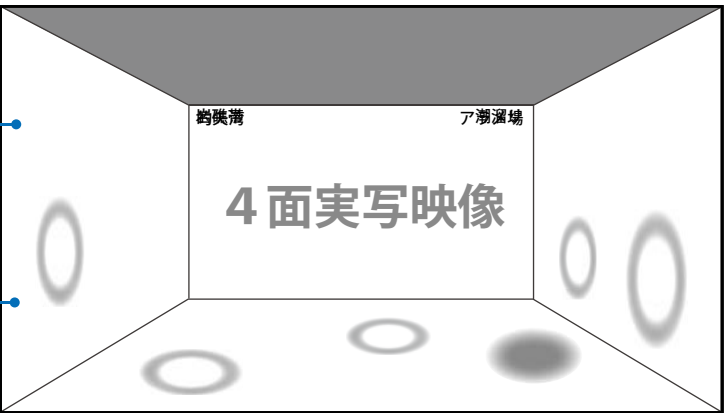


C-2. 的矢湾の生き物、海女漁 _30~40 秒程度

映像：的矢湾の海、水中移動ショットと定点映像（水中撮影）

内容：海産資源豊富な海（アラム場など）の移動映像の後、海女漁などの定点映像にクロスフェードし、情報解説演出。

VE：アラム場など
IE：アワビ、サザエ、テングサ、ウニなど（支給または既存素材）

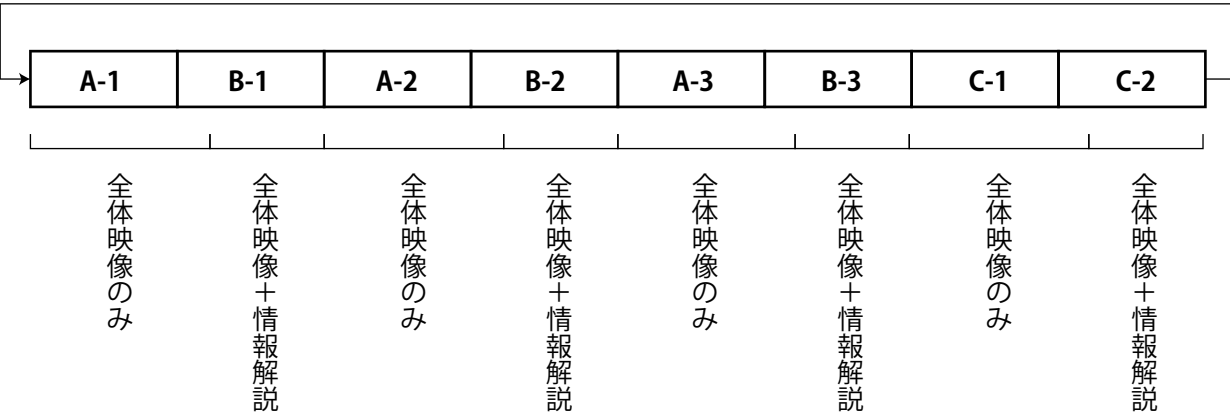


□演出フロー

シアターでの上映は、8本の順次自動再生を行います。

例えば、情報解説のない映像のみのコンテンツ：A-1,A-2,A-3,C-1=α、情報解説のあるコンテンツ：B-1,B-2,B-3,C-1=β とすると、αとβのコンテンツを順番に再生する事を想定しています。

再生例



出展
環境省：伊勢志摩国立公園 HP
<https://www.env.go.jp/park/iseshima/>
平成 28 年度里海学舎構築業務
里海ガイド養成テキストブック「おとっしゃよー！志摩！！」

【特記事項】本図は映像コンテンツの情報構成イメージであり、施工にあたっては展示趣旨を十分に理解した上で、施工時に監督職員と情報構成及び撮影エリアについて協議の上、製作内容を決定するものとする。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	映像コンテンツ図02-2	縮尺	—	
年月日	令和2年 9月	図面番号	042	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	

□コンテンツ概要

既存映像コーナーのコンテンツを上映します。

□演出概要

既存のコンテンツ4本（春、夏、秋、冬）の各国語4パターン、計16本のコンテンツを来館者が選択して見ることができます。

□演出フロー

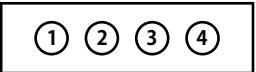
待機画面 / 言語選択画面（日本語のみ表記しています）

伊勢志摩国立公園の四季

1：日本語・English
2：日本語・中文（繁体字）
3：日本語・中文（簡体字）
4：日本語・한국어

言語を選択ください！

言語を選択画面です。
タイトル、支持テキストが各国語表示されます。
テキストがスクロールするなどの動画を想定しています。（新規作成）



スイッチパネル



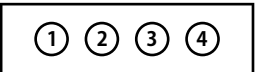
コンテンツ選択画面（日本語のみ表記しています）

伊勢志摩国立公園の四季

1：春 2：夏 3：秋 4：冬

みたい番組を選んでください！

コンテンツを選択画面です。
選択された各国語と日本語で表示されます。
（新規作成）



スイッチパネル



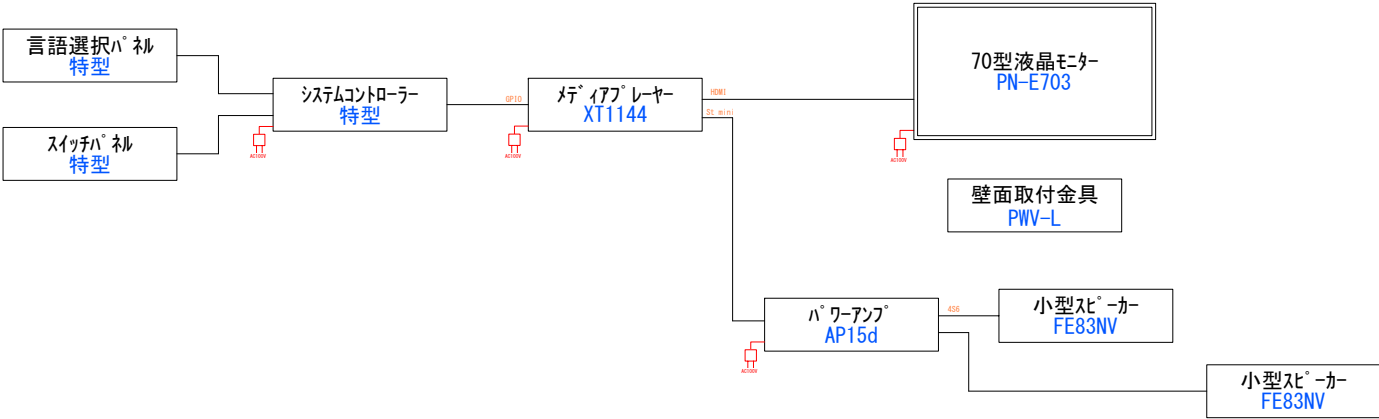
支給映像

映像が再生されます。

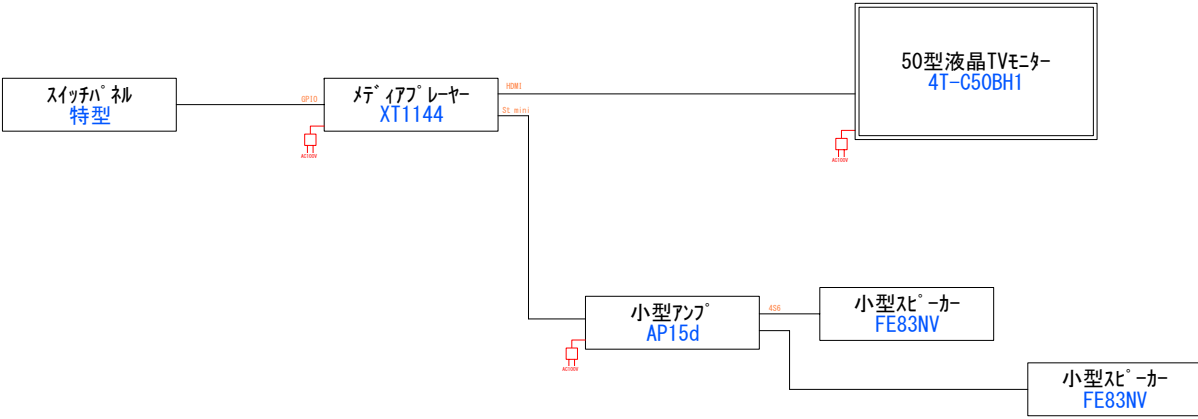
再生終了後は、待機画面に戻ります。

公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	映像コンテンツ図03	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	043		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

	名 称	参考型式	電気	数量	単位	電気容量	備 考
1	言語選択ﾊﾞﾈﾙ	特型	0.01	1	台	0.01	
2	スイッチﾊﾞﾈﾙ	特型	0.01	1	台	0.01	
3	システムコントローラー	特型	0.10	1	台	0.10	
4	ﾒﾃﾞｨｱﾌﾟﾚｰﾔｰ	XT1144	0.05	1	台	0.05	
5	70型液晶モニター	PN-E703	0.80	1	台	0.80	
6	壁面取付金具	PWV-L	0.00	1	台	0.00	
7	ﾊﾟﾜｰｱﾝﾌﾟ	AP15d	0.05	1	台	0.05	
8	小型ｽﾋﾟｰｶｰ	FE83NV	0.00	2	台	0.00	
						1.02	(W)

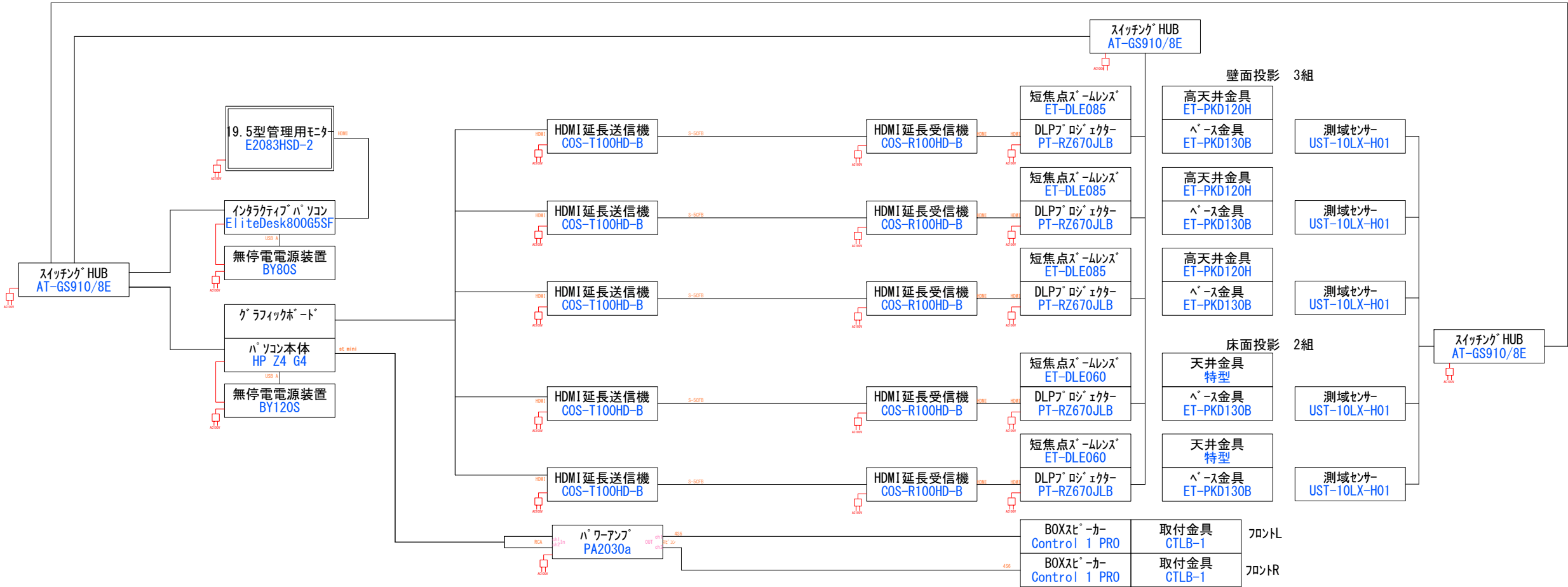


	名 称	参考型式	電気	数量	単位	電気容量	備 考
1	スイッチﾊﾞﾈﾙ	特型	0.01	1	台	0.01	
2	ﾒﾃﾞｨｱﾌﾟﾚｰﾔｰ	XT1144	0.05	1	台	0.05	
3	50型液晶TVモニター	4T-C50BH1	0.40	1	台	0.40	
4	小型ｱﾝﾌﾟ	AP15d	0.05	1	台	0.05	
5	小型ｽﾋﾟｰｶｰ	FE83NV	0.00	2	台	0.00	
						0.51	(W)

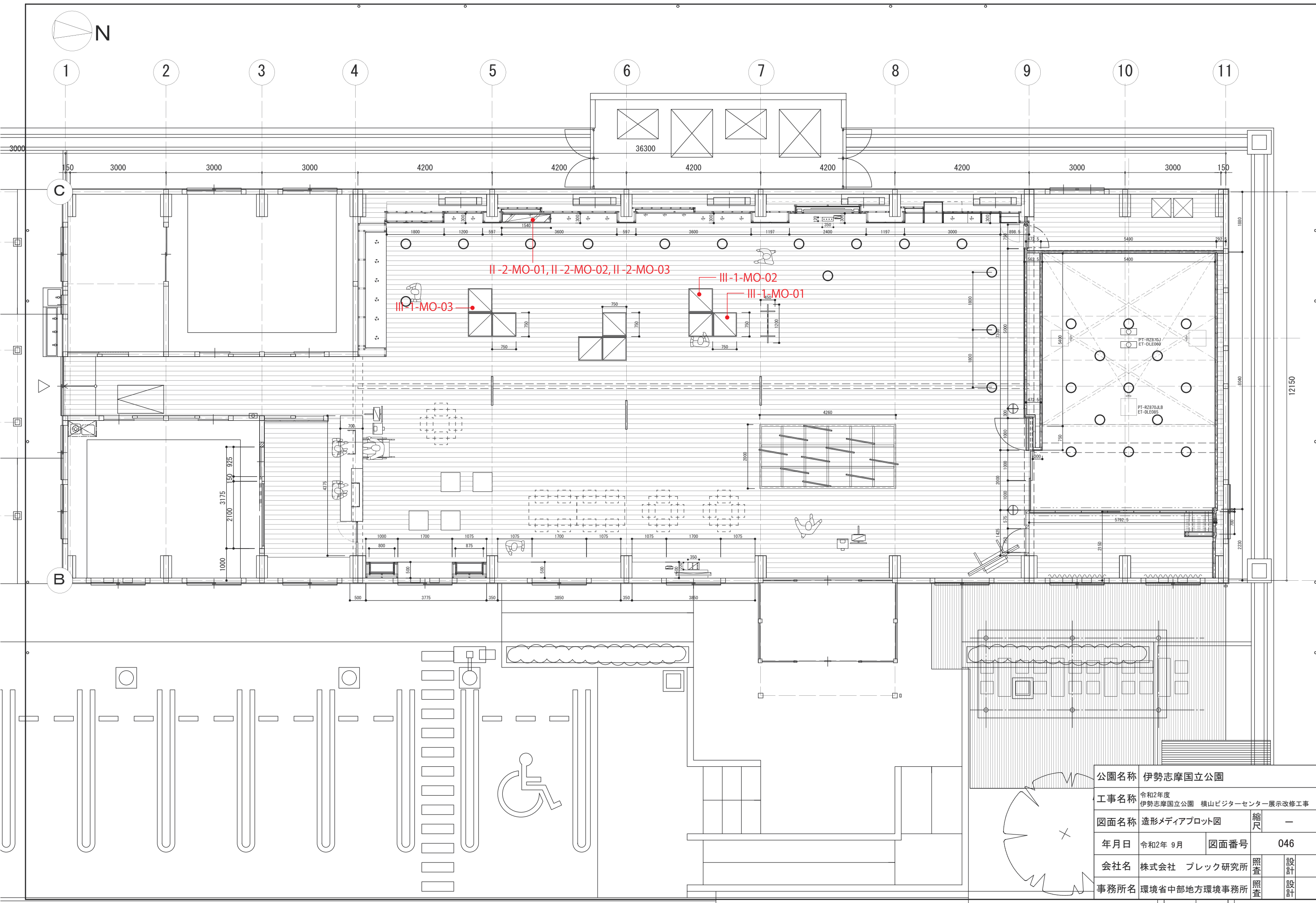


公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	映像装置図01	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	044		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

	名 称	参考型式	電気	数量	単位	電気容量	備 考
1	管理用19.5型モニター	E2083HSD-2	0.04	1	台	0.04	
2	パソコン本体(グラフィックボード)	HP Z4 G4	0.80	1	台	0.80	
3	無停電電源装置	BY120S	0.05	1	台	0.05	
4	インタラクティブパソコン	HP EliteDesk 800 G5 SF	0.50	1	台	0.50	
5	無停電電源装置	BY80S	0.05	1	台	0.05	
6	スイッチング HUB	AT-GS910/8E	0.01	3	台	0.03	
7	測域センサー	UST-10LX-H01	0.01	5	台	0.05	
8	HDMI延長送信機	COS-T100HD-B	0.01	5	台	0.05	
9	HDMI延長送信機	COS-R100HD-B	0.01	5	台	0.05	
10	DLPプロジェクター	PT-RZ670JLB	0.80	5	台	4.00	
11	短焦点ズームレンズ	ET-DLE085	0.00	3	台	0.00	
12	短焦点ズームレンズ	ET-DLE060	0.00	2	台	0.00	
13	ベース金具	ET-PKD130B	0.00	5	台	0.00	
14	高天井金具	ET-PKD120H	0.00	3	台	0.00	
15	天井金具	特型	0.00	2	台	0.00	
16	パワーアンプ	PA2030a	0.30	1	台	0.30	
17	BOXステーカー	Control 1 PRO	0.00	2	台	0.00	
18	取付金具	CTLB-1	0.00	2	台	0.00	
						5.92	(W)



公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビクターセンター展示改修工事				
図面名称	映像装置図02	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	045		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	



公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	造形メディアプロット図	縮尺	—
年月日	令和2年 9月	図面番号	046
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計

II-2-MO-01 海中林の生きもの

●海藻 アクリル封入

海藻	4点	アマモ、ミル、モズク、ヒジキ
----	----	----------------

●稚魚 アクリル封入

稚魚	1点	フグ
----	----	----

II-2-MO-02 干潟の生きもの

●稚魚 アクリル封入

稚魚	2点	スズキ、ボラ
----	----	--------

II-2-MO-03 海岸段丘の生きもの

●昆虫 アクリル封入

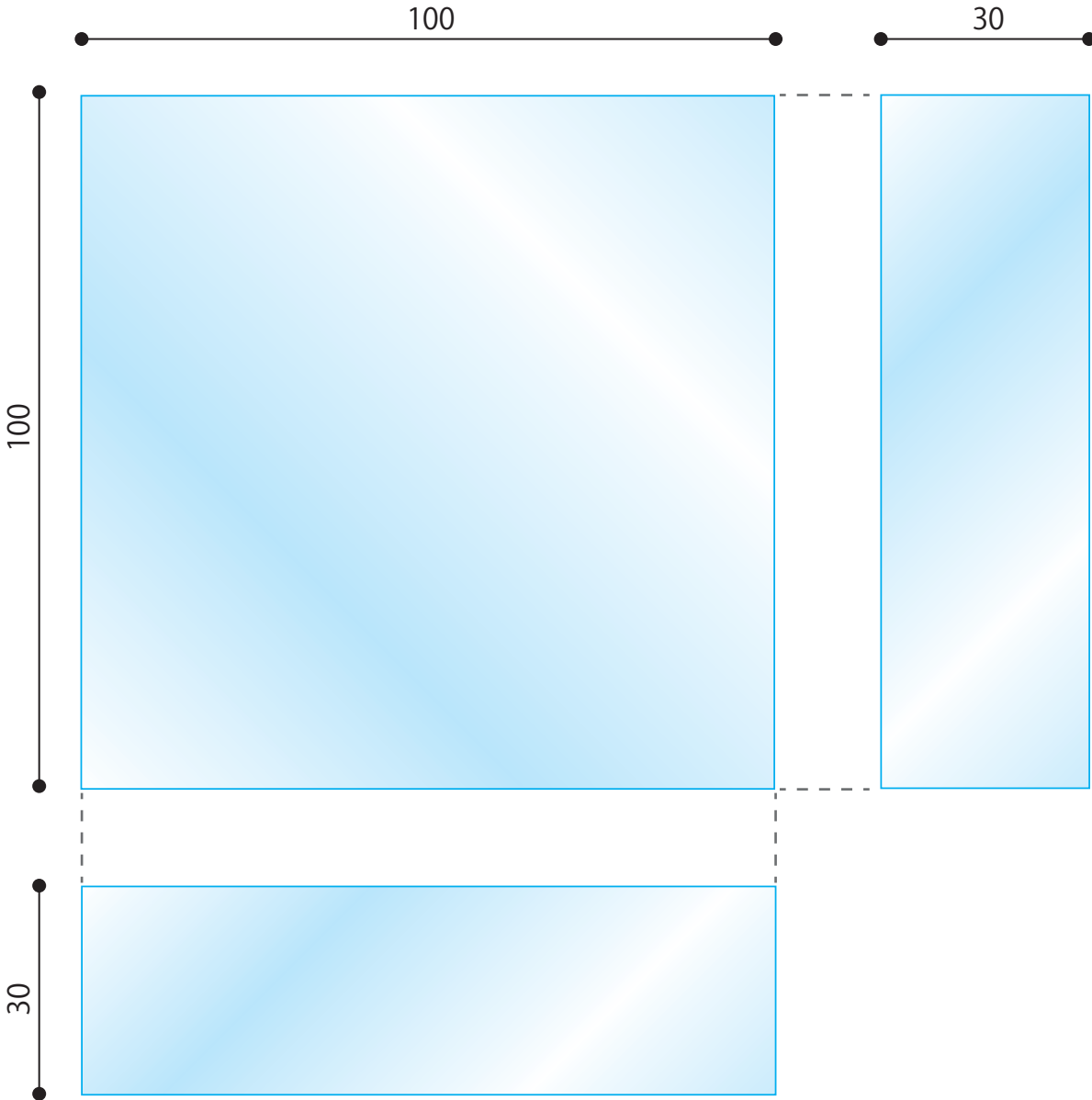
昆虫	2	ヒョウタンゴミムシ、ハマベツチカメムシ
----	---	---------------------



参考画像：海藻のアクリル封入



参考画像：稚魚のアクリル封入



S=1/1 アクリル封入原寸

■アクリル封入9点
仕様：樹脂包埋
寸法：100×100×30 (標本はこのサイズ内に納まる形状とする)

【特記事項】 アクリル封入に使用する標本の種類は、施工時に監督職員と内容協議の上、製作内容を決定するものとする。
標本入手については、監督職員から入手先を紹介してもらい、製作をする。
アクリル封入の盗難対策や傷のメンテナンス方法について、施工時に検討及び監督職員と協議を行うこと。

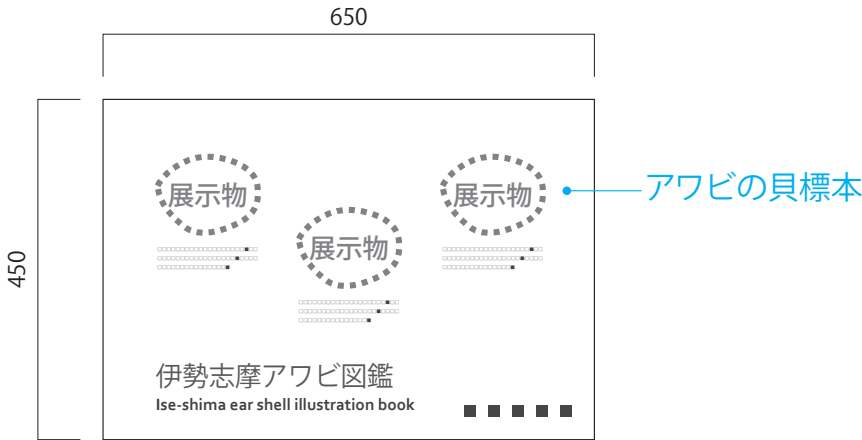
公園名称	伊勢志摩国立公園				
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事				
図面名称	造形図01	縮尺	—		
年月日	令和2年 9月	図面番号	047		
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査		設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査		設計	

Ⅲ-1-MO-01/ Ⅲ-1-MO-02	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の海女文化	伊勢志摩アワビ図鑑（標本） / 海女さんが大切にしていること	non scal
-------------------------	---	-----------	--------------------------------	----------

Ⅲ-1-MO-01 伊勢志摩アワビ図鑑

●アワビ 貝標本

貝	3点	クロアワビ、メガイアワビ、マダカアワビ
---	----	---------------------



【特記事項】 アワビの貝標本の種類は、施工時に監督職員と内容協議の上、決定するものとする。
またアワビの貝標本は、購入すること。

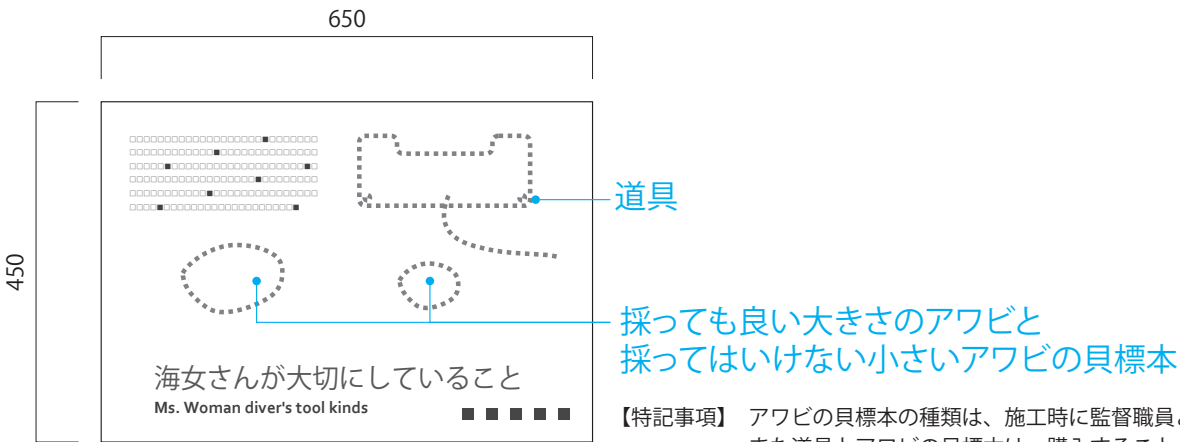
Ⅲ-1-MO-02 海女さんが大切にしていること

●道具類

道具類	1点	大きさを測る道具（アワビサシ）
-----	----	-----------------

●アワビ 貝標本

貝	2点	採っても良大きさのアワビ、採ってはいけない小さいアワビ
---	----	-----------------------------

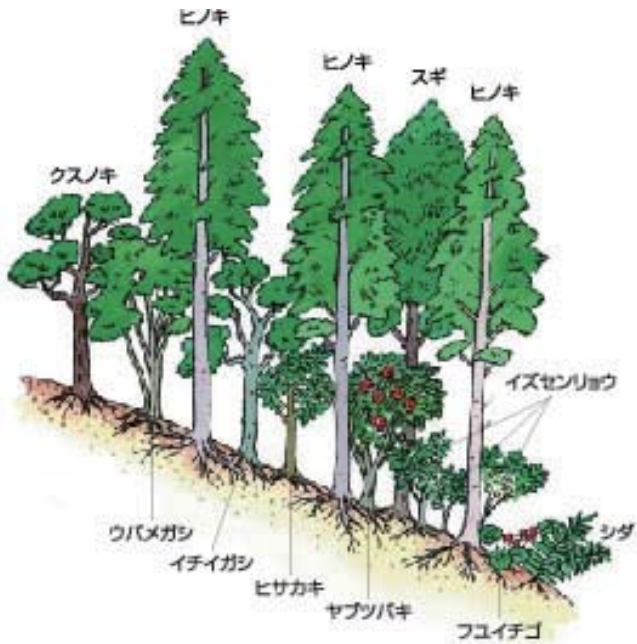


【特記事項】 アワビの貝標本の種類は、施工時に監督職員と内容協議の上、決定するものとする。
また道具とアワビの貝標本は、購入すること。

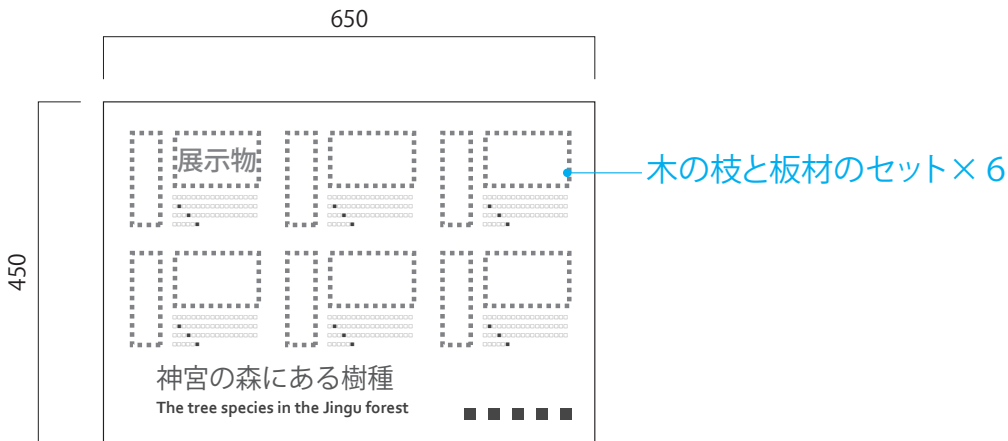
Ⅲ-1-MO-03	Ⅲ 伊勢志摩の自然と人の関わり 1. テーマ展示：伊勢志摩の「人の営み」	伊勢志摩の神宮林	神宮の森にある樹種ハンズオン展示（実物展示）	non scal
-----------	---	----------	------------------------	----------

神宮の森にある樹種

木の枝、板材	6セット	ヒノキ、スギ、イチイガシ、ウバメガシ、クスノキ、ヤブツバキ
--------	------	-------------------------------

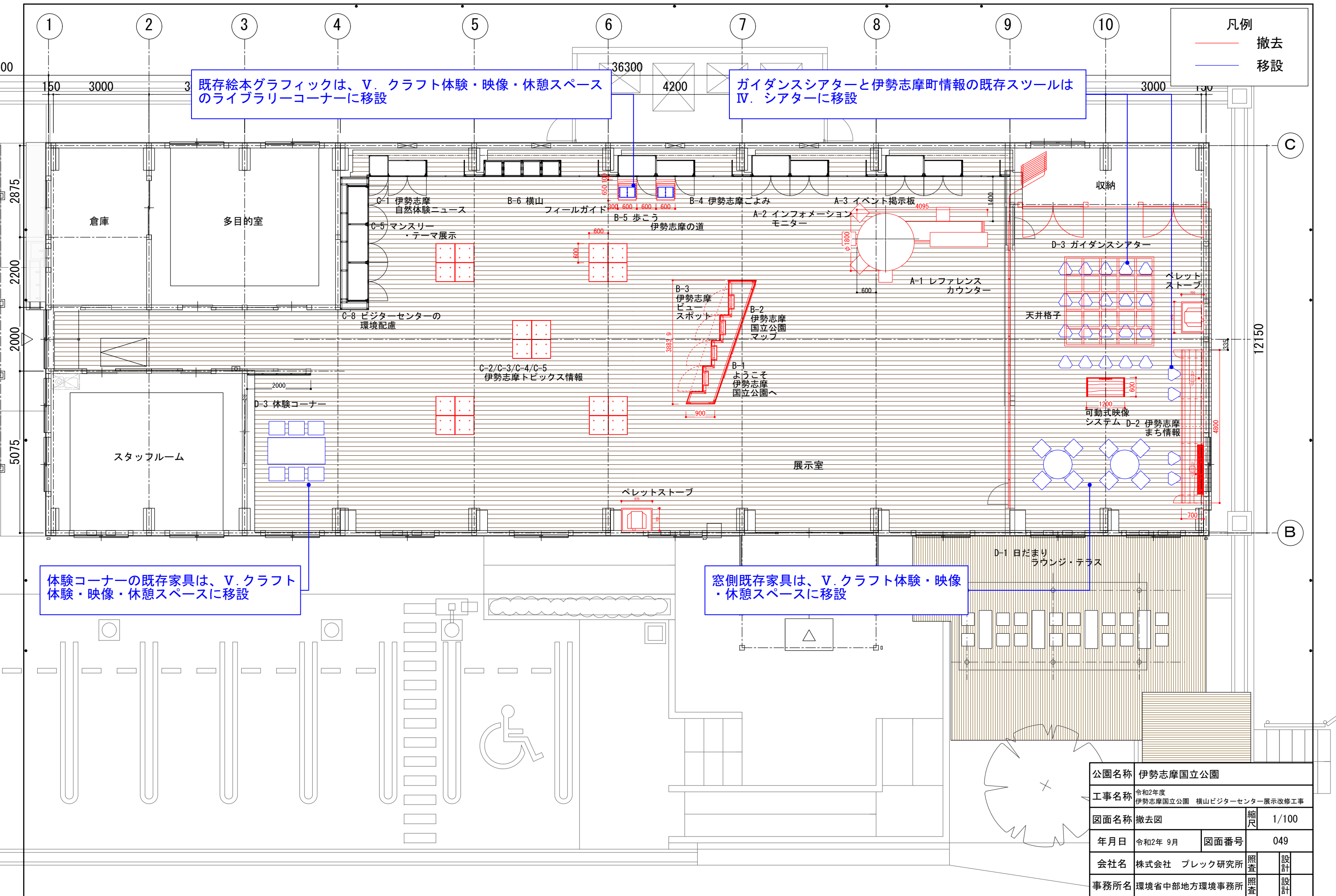


※木の枝は、既存ハンズオン展示を加工

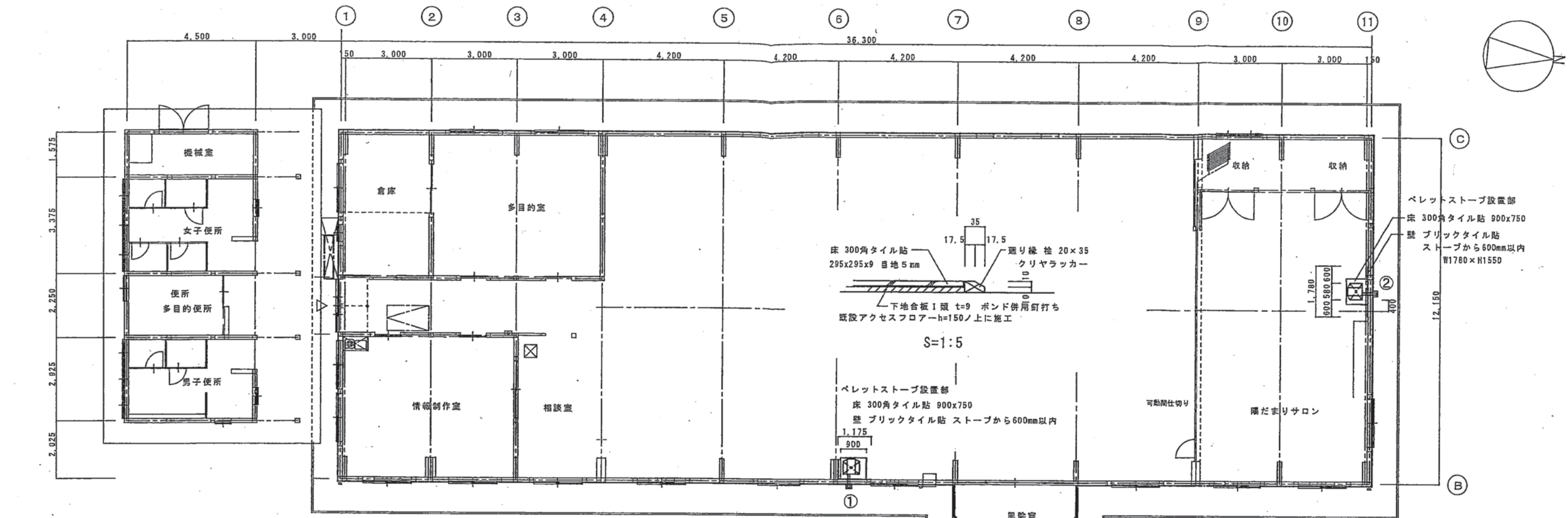


【特記事項】 樹種は、施工時に監督職員と内容協議の上、製作内容を決定するものとする。

公園名称	伊勢志摩国立公園			
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事			
図面名称	造形図02	縮尺	—	
年月日	令和2年 9月	図面番号	048	
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計	
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計	

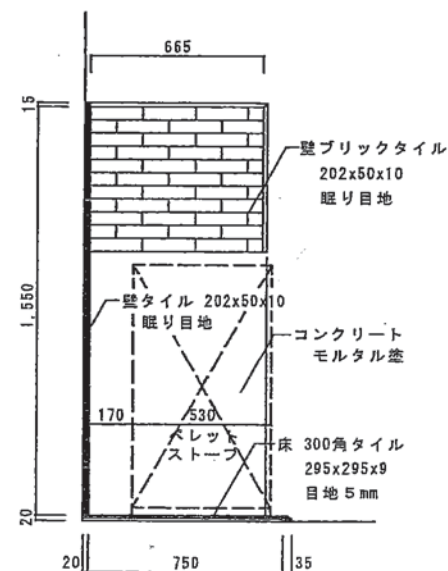
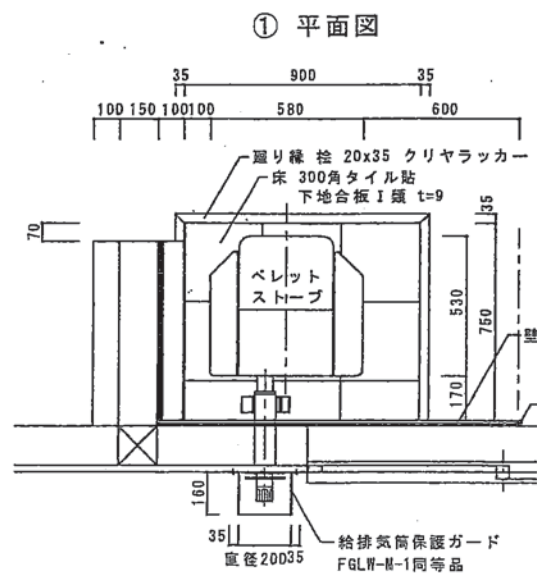


公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	撤去図	縮尺	1/100
年月日	令和2年 9月	図面番号	049
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計



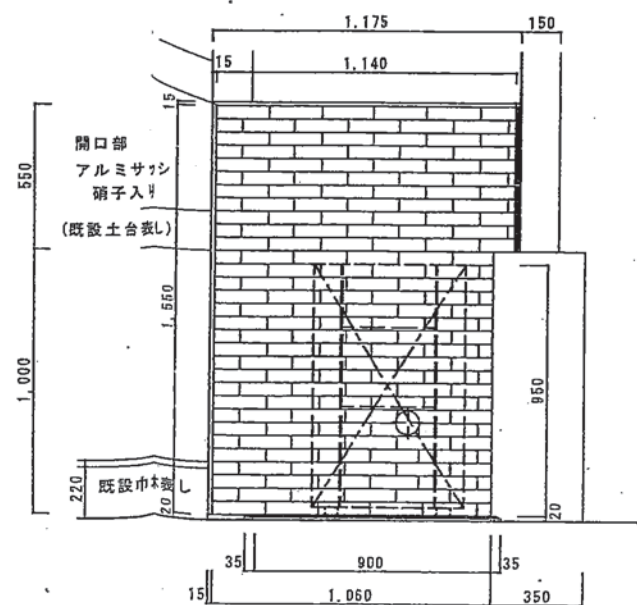
ペレットストーブ配置図 S=1:100

ペレットストーブを示す
サンボット牌 FFP-471DF2 (マタハ同等品) 2台
暖房出力1.7~4.7kW (1,470~4,000kcal/h)
本体外形寸法 高980×幅580×奥行530mm
強制給排気型 (FF型)・強制対流型・加熱機能付・防火性能認定証品



① 側面図

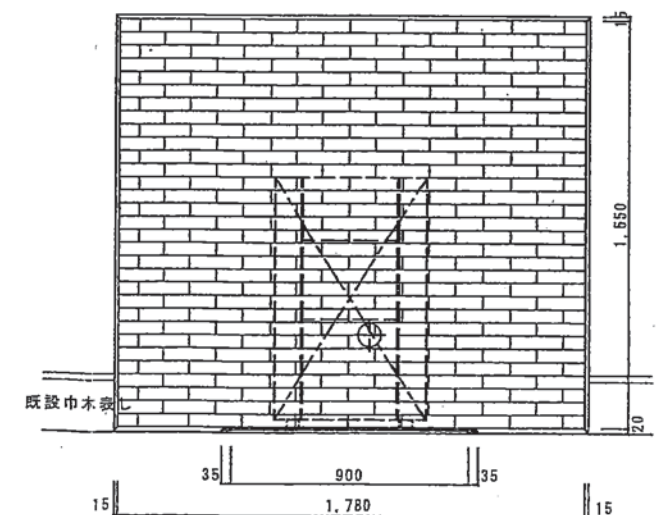
ストーブ廻り内装仕様		
床 300角タイル	INAX アルベルコ (AB-26 茶色)	マタハ同等品を使用
壁ブリックタイル	INAX エコラットブリック (B3 コトダレン)	マタハ同等品を使用
廻り縁 桧 塗装	クリヤラッカー塗装	CL



① 正面図

ストーブ廻り詳細図 S=1:20

床面壁面共に、既設仕上材の上に合板 I 類 t=9 を貼り
その上に、タイルを貼る。全面接着剤貼
合板、接着剤、塗装材ともに F★★★★ を使用すること



② 正面図

参考図 (既設ペレットストーブ設置図)

【特記事項】 ペレットストーブ周りの壁タイルは、
施工時に現場確認を行い、撤去および改修方法について検討及び監督職員と協議を行うこと。

公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	撤去図 (参考図)	縮尺	—
年月日	令和2年 9月	図面番号	050
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

B面 南側壁面造作 (正面※腰部分含む / 側面 / テーブル面) 11 m²

A面 西側壁面造作 (正面※腰部分含む / 側面 / テーブル面) 51 m²

C面 北側壁面 (正面) 32 m²

D面 (シアター3面、入口扉) 61 m²

可動式展示什器※引き出しBOX含む 9台 50 m²

受付カウンター 16 m²

映像コーナー 壁面カウンター造作 6 m²

ライブラリー 壁面カウンター造作 6 m²

物販スペース 壁面カウンター造作 10 m²

物販スペース什器 4台 12 m²

A面 51 m²

B面 11 m²

C面 32 m²

D面 61 m²

E面 22 m²

可動式展示什器 50 m²

映像コーナー壁面カウンター造作 6 m²

ライブラリー壁面カウンター造作 6 m²

物販スペース壁面カウンター造作 10 m²

物販スペース什器 12 m²

受付カウンター 16 m²

合計 277 m²

公園名称	伊勢志摩国立公園		
工事名称	令和2年度 伊勢志摩国立公園 横山ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	抗菌コーティング 噴霧範囲図	縮尺	1/100
年月日	令和2年 9月	図面番号	051
会社名	株式会社 ブレック研究所	照査	設計
事務所名	環境省中部地方環境事務所	照査	設計